

# 陳情項目と参考資料

1. 陳情書	1
2. アンケート	6
3. 要請項目のポイント	17
4. 介護保障に関する資料	40
各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数	40
介護保険料(月額)と保険料段階数/介護保険1号保険料の低所得者軽減強化	44
第7期介護保険料段階と倍率と所得金額	46
介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧	48
介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧	49
特別養護老人ホームの待機者数	50
総合事業における通所サービスで利用期間制限のあるもの等	52
住宅改修・福祉用具の受領委任払い制度の実施状況	54
政府が描く介護保険の将来像/介護職夜勤手当に補助(新潟日報報道)	55
介護認定者の障害者控除の認定について	56
5. 国保の改善に関する資料	58
国保料(税)・平均保険料・一般会計繰入額などの市町村別一覧	58
国保料(税)の低所得減免・収入減の減免制度実施状況	60
20歳未満の被保険者数に対する特別調整交付金	62
国保資格証明書・短期保険証等の交付状況	63
国保の留め置き、未交付、徴収の猶予など	66
国保の滞納者差押え状況	68
6. 税の徴収、滞納問題(県地方税滞納整理機構の2018年度徴収実績)	70
7. 生活保護に関する資料	72
生活保護の相談件数・申請件数・保護開始件数と受給件数について	72
生活保護担当職員数および担当受給者数について	73
8. 福祉医療制度に関する資料	74
子ども医療費助成制度の実施状況	74
障害者・高齢者・母子父子家庭など福祉医療制度の実施状況	76
9. 子育て支援に関する資料	81
就学援助の受給者数・予算額	81
就学援助の支給項目	82
就学援助の基準・申請・支給などについて	84
学校給食への自治体独自の補助	87
10. 障害者・児施策に関する資料	88
11. 任意予防接種に関する資料	90
任意予防接種費用助成実施状況	90
高齢者用肺炎球菌ワクチン接種助成実施状況	91
12. 健診・検診に関する資料	93
産婦健診市町村助成実施状況	93
歯科専門職員の配置状況	94
13. 意見書(案)	95
14. 要望事項の実施状況チェックシート	103
15. コース表	104
16. 愛知自治体キャラバンとは? 要望事項を実現した市町村割合の推移	105

# 2019年愛知自治体キャラバン 実施要領

※要請団の集合時間は、1つ目の自治体は30分前、2つ目以降の自治体は15分前に庁舎(会場)1階ロビーにお集まりください。

## キャラバン参加者のみなさんへ

1. 参加者受付名簿 … 「参加者受付名簿」にお名前・団体名をご記入ください。
2. 独自の陳情書 … 各団体独自の陳情書を提出する場合は、団長又は事務局長にお知らせください。陳情書の提出のみで当日の回答は求めませんので、後日、各団体で交渉をお願いします。
3. 「感想用紙」 … 懇談終了後、別紙の「感想用紙」をご記入の上、団長又は事務局長にお渡しください。後日提出する場合は、社保協あてにFAXをお願いします。(FAX番号 052-889-6931)

## 団長・事務局長のみなさんへ

1. 参加者への依頼
  - ①「参加者受付名簿」の空欄に市町村名を記入し、参加者に名前・団体名記入を依頼してください。
  - ②記録係を決めて「記録用紙」を記入してもらうように依頼してください。
2. 陳情書と請願書の取扱い
  - ①正式な陳情書又は請願書を、当局と議会にそれぞれ提出してください。
  - ②提出前に、印字した首長名と議長名に間違いがないか確認し、間違っている場合は、予備の陳情書・請願書に正しい名前を記入して提出してください。
  - ③議会提出分の陳情書か請願書の区分(P104参照)は、昨年と同じ形式で準備しています。請願書の場合は、紹介議員となつていただく共産党議員に手渡してください。なお、昨年と異なる提出をする場合は、予備の陳情書・請願書をご利用ください。
3. 配布資料
  - ①当日の配布資料(冊子)は、当局(議会)と要請団参加者との共通資料です。
  - ②自治体からの文書回答・アンケート回答は、市町村ごとに要請団参加者に配布してください。
4. 懇談の留意点
  - ①懇談の時間は1時間(愛知県・名古屋市は120分、一宮市・稲沢市・東海市・豊田市・岡崎市・西尾市・豊橋市は90分)です。自己紹介は少人数の場合に限ってください。
  - ②文書回答・アンケート回答があることを前提に、最初から懇談に入ってください。
5. 資料などのとりまとめ
  - ①団長又は事務局長は、次の資料を「回収袋」に入れ、保険医協会事務局に渡してください。
  - ②各自治体別の回収袋:1)自治体側の出席者名簿、2)記録用紙  
なお、3)文書回答、4)アンケート回答、5)提出を求めた資料 は、事前に届かず、懇談当日に配布された場合にお入れください。
  - ③1日分まとめた回収袋:1)受付名簿、2)参加者感想用紙

※※※※※宣伝カーの移動中は宣伝テープを流してください。※※※※※

## 自治体当局・議会関係者のみなさんへ

1. 当日の出席者名簿
  - ①当日出席者のお名前と役職名を、お渡しください。

2019年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
- ②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

##### ★(2)介護保険利用について

- ①介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。
- ②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

### **(3) 基盤整備について**

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

### **★(4) 総合事業について**

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。
- ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

### **(5) 高齢者福祉施策の充実について**

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。
- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。
- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

### **★(6) 介護人材確保について**

- ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。
- ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。
- ③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

### **★(7) 障害者控除の認定について**

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

## **2. 国保の改善について**

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。
- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。
- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。
- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。
- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

### 4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援（仕事探し）を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。
- ③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。
- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。
- ★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新含む）や電気代の助成を行ってください。

### 5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。中学校卒業まで現物給付（窓口無料）で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。
- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

### 6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。
- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。
  - ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。
  - ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。
  - ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。
- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

(3) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。
- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。
- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。
- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。
- ③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。
- ④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。
- ⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。
- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、
  - 1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
  - 2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。
  - 3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。
- ⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。
- ⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

## 8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。
- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

## 9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。
- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

## 【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

#### (2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上

貴自治体名 \_\_\_\_\_

懇談日時 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ ) 午前・午後 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分～ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

懇談会場 \_\_\_\_\_ ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2019年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課( \_\_\_\_\_ )電話( \_\_\_\_\_ )FAX( \_\_\_\_\_ )  
メールアドレス( \_\_\_\_\_ )

### (1) 介護保険料の独自減免制度

① 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

( ) ない

( ) ある → 実施年月( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月) 2018年度実績( \_\_\_\_\_ )件( \_\_\_\_\_ )円

② 市町村独自の低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

2) 保険料の全額免除はありますか。 ( ) ない ( ) ある

3) 資産保有による制限はありますか。 ( ) ない ( ) ある

4) 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ( ) ない ( ) ある

5) 申請は必要ですか。 ( ) 必要 ( ) 不要

③ 収入減少を理由にした保険料減免制度の要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

### (2) 保険料滞納の状況と処分件数について(2018年度実績)

1) 保険料滞納者数 ( \_\_\_\_\_ ) 件

2) 「償還払い」処分件数 ( \_\_\_\_\_ ) 件

3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 ( \_\_\_\_\_ ) 件

4) 「3割負担」処分件数 ( \_\_\_\_\_ ) 件

5) 「財産差し押さえ」処分件数 ( \_\_\_\_\_ ) 件

### (3) 介護保険利用料の独自減免制度

① 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( ) ない

( ) ある → 実施年月( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月) 2018年度実績( \_\_\_\_\_ )件( \_\_\_\_\_ )円

② 市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

2) 訪問介護利用料の助成割合 ( \_\_\_\_\_ )

3) 居宅サービス利用料の助成割合 ( \_\_\_\_\_ )

4) 施設サービス利用料の助成割合 ( \_\_\_\_\_ )

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ( ) ない ( ) ある

※2019年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(4) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。( )人( )年( )月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

( )把握している → 入所者数( )人 待機者数( )人 ( )年( )月現在)

( )把握していない

(5) 施設サービス基盤整備(第7期計画)

※( )カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期(2018年度)						第7期計画(2019・2020年度)			
	計画(新規数)		実績(新規)		差(新規数)		2019年度(新規)		2020年度(新規)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
特別養護老人ホーム	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
介護老人保健施設	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
認知症グループホーム	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
特定施設入居者生活介護事業所	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(6) 介護施設の夜勤形態について

①施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替夜勤	3交替夜勤
特別養護老人ホーム			
介護老人保健施設			
グループホーム			
小規模多機能			
看護小規模多機能			
短期入所			

②上記施設の内、たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(同じシフトで働くスタッフの休憩時の1人配置を含む)

	2交替夜勤	3交替夜勤
特別養護老人ホーム		
介護老人保健施設		
グループホーム		
小規模多機能		
看護小規模多機能		
短期入所		

(7) 総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。( )人

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は各年度(2019年度は4～6月)の月平均をご記入ください。

サービス	事業所数			利用人数		
	2017年	2018年	2019年	2017年度	2018年度	2019年度
現行の訪問介護 相当の訪問介護						
生活支援型訪問A (緩和した基準)						
現行の通所介護 相当の通所介護						
通所型サービスA (緩和した基準)						
通所型サービスC (短期集中予防)						

③総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。

( )ある ( )ない その他( )  
→ある場合

1)そのサービスの名称:( )

2)制限期間の数字をご記入ください。

・( )週間で終了

・( )週間後、クール期間( )週間を経て継続、( )週間で終了

④総合事業への一般財源からの繰り入れはありますか。あればその繰入額をご記入ください。

( )ある → 繰入額(2018年度実績) \_\_\_\_\_ 円

( )ない

⑤総合事業における現在の問題点や利用者の状況がありましたら、ご記入ください。

(8) 住宅改修などの受領委任払い制度

①住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2018年度実績( )件

( )検討中である ( )実施の予定がない

②福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2018年度実績( )件

( )検討中である ( )実施の予定がない

③高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2018年度実績( )件

( )検討中である ( )実施の予定がない

(9) 高齢者福祉施策

① 高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	有・無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手
安否確認・見守り	有・無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手
日常生活支援	有・無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手
買い物支援	有・無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

② 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である	
	地域巡回バスの名称		
	利用料	高齢者( )歳以上( )円、障害者( )円 一般( )円、子ども( )歳～( )歳( )円	
	その他特記事項		
	2018年度の運行実績		
タクシー代助成	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2018年度の助成実績
	高齢者		( )人
	障害者		( )人
要介護認定者		( )人	
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	( )実施している ( )していない ( )検討中である		
	内容		

③ サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額

(10) 介護認定者の障害者控除の認定について

① 認定書の発行枚数(2018年度実績)は ( )枚

② 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

( )申請書を送付している → 2018年度( )件

( )認定書を送付している → 2018年度( )件

( )自動的に送付していない

③ 認定書の発行の要件

( )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

( )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

( )介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

( )要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

( )その他、次のような方法で判断している( )

2. 国民健康保険 担当課( )電話( )FAX( )  
 メールアドレス( )

(1) 国保保険料(税) (医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2017年度	2018年度	2019年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× ( )%	× ( )%	× ( )%
	資産割	固定資産税額	× ( )%	× ( )%	× ( )%
	均等割	加入者1人につき	円	円	円
	平等割	1世帯につき	円	円	円
1人当たり調定額(平均保険料)			円	円	円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			円	円	円

※2019年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

(2) 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

①市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。 ※生活保護受給期間の減免は除く。

②保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

③子どもの均等割などの減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

(3) 資格証明書 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

①資格証明書は交付していますか。 ( ) 交付していない ( ) 交付している→( ) 世帯

②資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- ( ) 国の基準どおり実施している
- ( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
- ( ) 高校生世代以下の子どもがいる世帯
- ( ) 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
- ( ) 病弱者のいる世帯
- ( ) 次の場合は、交付対象から除外している

③資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

(4) 短期保険証 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内( )人 ・2カ月( )人 ・3カ月( )人 ・4カ月( )人
- ・5カ月( )人 ・6カ月( )人 ・1年( )人 ・その他( )

②短期保険証発行の基準をご記入ください。

(5) 保険料(税)滞納者への差押え

①差し押さえの基準をご記入ください。

--

②以下の件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度	
予告通知書の発行				
差押え	差押え世帯数			
	差押え件数合計			
	件数内訳	不動産		
		預貯金		
		生命保険(内学資保険)		
その他				
競売による現金化				
徴収の猶予	申請件数			
	許可件数			
換価の猶予	申請件数			
	許可件数			
	職権件数			
滞納処分の停止	適用件数			
	件数内訳	無資力		
		生活保護		
		生活困窮		
		所在不明		
その他				

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2019年8月1日現在でご記入ください。

- ①交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( )人  
 ②保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( )人  
 ③その他( )

(7) 一部負担減免制度

①一部負担減免制度を実施していますか。

( )実施している ( )検討中である ( )実施の予定がない

※2018年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

②相談・申請の実績(2018年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 ( )件 ・申請件数 ( )件  
 ・減免件数 ( )件 ・減免金額 ( )円

(8) 70～74歳の高額療養費の支給申請手続きの簡素化

( )簡素化している( 年 月受診分から実施) ( )検討中 ( )簡素化の予定はない

(9) 国保運営協議会

①運営協議会の公開 ( )公開していない ( )公開している

②運営協議会委員の公募枠 ( )ない ( )ある → ( )人

3. 税の滞納について 担当課( )電話( )FAX( )  
 メールアドレス( )

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度
徴収の猶予	申請件数		
	許可件数		
換価の猶予	申請件数		
	許可件数		
	職権件数		
滞納処分の停止	適用件数		
	件数 内訳	無資力	
		生活保護	
		生活困窮	
		所在不明	

(2) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2018年度内に引き継いだ件数) ( )件

(3) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

(4) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか  
 ( )引き継ぐ ( )引き継がない

4. 生活保護 担当課( )電話( )FAX( )  
 メールアドレス( )

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

2018年度相談件数 ( )件、申請件数 ( )件、そのうち保護開始件数 ( )件

(2) 2019年4月現在の受給世帯数と人数 ( )世帯、( )人

(3) 過誤払い件数・金額

	①過誤払い件数・金額		②返還請求件数・金額		③返還した件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2016年度分						
2017年度分						
2018年度分						

※②、③の件数・金額は、「①過誤払い件数・金額」の発生した年度にご記入ください。

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2018年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人
2019年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人

5. 福祉医療など 担当課( )電話( )FAX( )  
メールアドレス( )

- (1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2018年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。  
※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度			
障害者医療費助成制度			
精神障害者医療費助成制度			
ひとり親医療費助成制度			
後期高齢者福祉医療費給付制度			

- (2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)  
(改定内容)

- (3) 妊産婦への医療費助成制度を実施していますか。実施している場合、実施内容をご記入ください。  
( )実施している ( )検討中である ( )実施していない

(実施年月日)  
(実施内容)

6. 子育て支援策 担当課( )電話( )FAX( )  
メールアドレス( )

- (1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

- ① 自立支援計画の有無について ( )ある( 年 月策定) ( )ない  
 ② 自立支援給付金事業について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施  
 2018年度実績 ( )件 給付額( )円  
 2019年度予算 ( )件 給付額( )円  
 ③ 日常生活支援事業について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施  
 2018年度実績 ( )件 給付額( )円  
 2019年度予算 ( )件 給付額( )円  
 ④ 教育・学習支援について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施  
 2018年度実績 ( )カ所( )人 実施時期( )  
 2019年度予算 ( )カ所( )人 実施時期( )  
 ⑤ NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について  
 1) 「無料塾」への支援について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施  
 2018年度実績 ( )カ所( )人、2019年度予算 ( )カ所( )人  
 支援方法( )  
 2) 「こども食堂」への支援について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施  
 2018年度実績 ( )カ所( )人、2019年度予算 ( )カ所( )人  
 支援方法( )

- (2) 就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

- ① 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2018年度	2019年度
受給者数	人	人
受給割合	%	%
支給額	円	円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。  
 ※2019年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( )倍・金額( )円

③就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( )円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( )円

④申請書の受付先 ( )市町村窓口 ( )学校 ( )窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目について

( )学用品費 ( )体育実技用具費 ( )入学準備金 ( )通学用品費 ( )通学費

( )修学旅行費 ( )クラブ活動費 ( )生徒会費 ( )PTA会費 ( )給食費

( )校外活動費(宿泊を伴わないもの) ( )校外活動費(宿泊を伴うもの) ( )医療費

( )日本スポーツ振興センター掛け金 ( )めがね・コンタクトレンズ ( )卒業記念品

( )その他( )

(3)学校給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

( )行っている ( )行っていない ( )検討中

※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

(4)保育について

①保育施設の数について (2019年4月1日現在)

認可保育所 (か所)	公立	
	民間	
その他の 認可保育施設 (か所)	家庭的	
	小規模保育事業A	
	小規模保育事業B	
	小規模保育事業C	
	事業所内保育所	
認可外保育施設 (か所)	居宅訪問型保育	
	全体数	
	その内指導監督基準を満たさない施設の数	
企業主導型保育事業数 (か所)		

②認可外保育施設への市町村独自での立ち入り・巡回指導等について

1)実施状況 ( )実施している ( )検討中である ( )実施していない

2)実施している場合の頻度( )

3)具体的な実施内容( )

③指導監督基準を下回る認可外施設・事業に対する施策に補助や助成など「質」向上のために実施している施策があればご記入ください。

④幼児の副食材料費の徴収に伴い、保育料無償化以前の利用料負担を上回る家庭はありますか。

( )ない ( )ある → その場合の金額( )円

⑤給食費の市町村独自の補助・減免措置について

1)実施状況 ( )実施している ( )検討中である ( )実施していない

2)実施している対象

( )乳児の主食費 ( )乳児の副食費 ( )幼児の主食費 ( )幼児の副食費

※実施している場合は具体的な内容をご記入ください。

7. 障害者施策 担当課( )電話( )FAX( )

メールアドレス( )

(1) 入所施設について(2019年7月時点)

- ・入所施設設置数 ( )カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 ( )人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年比( )%

(2) グループホームについて(2019年7月時点)

- ・グループホーム設置数( )カ所 対前年比( )%
- ・共同生活援助支給決定数 人 対前年比( )%

(3) 訪問系各サービスの支給状況について(2019年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護				
重度訪問介護				

地域生活支援事業

移動支援				
------	--	--	--	--

※最多支給時間は2019年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4) 障害者総合支援法第7条 40歳以上の特定疾患または65歳以上障害者の障害福祉サービスの利用についてご記入ください。(いずれかに○)

- ( ) 介護保険の申請を行わない障害福祉サービス利用者は、障害福祉サービスを打ち切っている。
- ( ) 本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしている。

※利用できる場合、支給決定期間を短くするなどの条件がある場合は、その条件をご記入ください。

(5) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

- ・2019年度支給予定者総数 ( )人、7月1日現在の受給者総数( )人

(6) 国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について

- ( ) ない
- ( ) ある ※ある場合は具体的な対象要件をご記入ください。

(7) 障害者グループホームの体制について

- ・常勤換算1人以上を配置しているところ GH( )カ所中( )カ所
- ・夜勤体制をとっているところ ( )カ所
- ・宿直体制をとっているところ ( )カ所
- ・夜間通報体制をとっているところ ( )カ所
- ・夜勤体制を複数でおこなっているところ ( )カ所

(8) 県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

- ( ) ない
- ( ) ある ※ある場合は具体的な補助内容をご記入ください。

8. 任意予防接種の助成 担当課( )電話( )FAX( )

メールアドレス( )

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ		円	円	
ロタウイルス		円	円	
子どものインフルエンザ		円	円	
麻しん(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)		円	円	
高齢者用肺炎球菌(任意)		円	円	

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

( ) 実施している。 ( ) 実施していない。 ( ) 検討中

9. 健診事業 担当課( )電話( )FAX( )

メールアドレス( )

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

(2) 妊婦・産婦への妊産婦歯科健診の実施状況・実施年月をご記入ください。

(3) 保健所・保健センターへの歯科衛生士の配置について、人数、常勤・非常勤区分をご記入ください。

**【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2018年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①75 歳以上の2割負担をはじめ医療費患者負担増の計画中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書・要望書	年 月 日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書・要望書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②市町村・愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書・要望書	年 月 日

\* 2018年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。

# 2019年愛知自治体キャラバン 要請項目のポイント

※四角で囲んだ網掛け部分が、要請項目です。

★印が懇談の重点項目です

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

## 1. 安心できる介護保障について

### ★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
- ②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(P40～49参照)

#### ①介護保険料および介護保険料減免

第7期(2018～2020年度)の愛知県平均保険料は(基準額月額)は5,526円で、第6期(2015～2017年度)から335円(6.5%)の引き上げとなり、介護保険がスタートした第1期(2000～2002年度)の平均保険料2,737円から2倍の負担となっている。県内で一番高いのは名古屋市の6,391円であり、前期から497円の引き上げ、平均を865円上回っている。

キャラバン要請では、保険料段階を多段階化し、応能負担を強め、低所得者の保険料率の引き下げを求めてきた。

10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、国基準では、保険料の第1段階は「0.45→0.3」、第2段階は「0.75→0.5」、第3段階は「0.75→0.7」(公費負担割合は 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)となるが、自治体独自にさらなる倍率の軽減が求められる。

消費税は所得の低い層ほど負担が大きくなる逆累進性を伴うもので、国基準の保険料軽減を超える本人負担増が想定される。高齢者の介護保険料負担は限界を超えており、引き続き保険料軽減のため自治体独自の財政投入を求める。

介護保険料減免は、30市町村(56%)での実施となり、前進しています。減免実績は2016年度の3,942件、3,853万円から、2017年度は4,023件、3,925万円となっている。介護保険料は住民税非課税でも払わなければならない、月5万円程度の年金で暮らす高齢者には大きな負担となっており、減免制度の意義は大きく、さらなる拡充を求める。

#### ②利用料減免

利用料減免は20市町(37%)。2017年度の減免実績は7,872件、5,010万円である。江南市・阿久比町・武豊町などでは訪問介護の減免を、大口町・武豊町では居宅サービスの減免を、それぞれ住民税非課税世帯に要件なく行っており、優れた制度となっている。

保険料が払っても利用料が払えずサービスが受けられない実態があり、すべての自治体で低所得者に対する利用料の減免制度が実施されるよう、拡充を求める。

#### 【具体例】

- 江南市:住民税非課税世帯は、訪問介護の利用者負担10%を5%に軽減
- 阿久比町:住民税非課税世帯は、訪問介護の利用者負担10%を3%に軽減
- 武豊町:住民税非課税世帯は、居宅サービスの利用者負担10%を5%に軽減

## ★(2)介護保険利用について

- ①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。
- ②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

### ①介護保険利用の相談窓口の職員配置

窓口へ相談に行く人は要支援・要介護該当者が少なくない。たとえば、住宅改修や福用具貸与・購入の制度は介護保険サービスであり、総合事業では提供されない。専門知識のない職員が「基本チェックリスト」だけで対応した場合、本来必要だったはずの要介護認定の手続きが行われず、必要なサービスが提供されない恐れがある。相談窓口で専門知識を持った職員が対応し、これまで同様に要介護申請の案内をし、「基本チェックリスト」は包括支援センターなど専門職のもとでの実施を求める。

### ②訪問介護「生活支援」の回数制限

訪問介護の生活援助中心型サービスを厚生労働大臣が定める回数以上にケアプランで位置付ける場合には、その必要性をケアプランに記載するとともに、市町村への届け出が必要とされている。届け出を必要とすることで、現場が委縮し、回数を抑制することになれば、さらなる回数の制限につながりかねない。実際、回数の基準を、給付実績を元に要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差」とすることで抑制が生む構造となる。

現在、必要なサービスであるかの検証、多職種で知恵を出し合うなどの仕組みは取り入れられていることでもある。実際、厚労省が示したデータでも、生活援助の利用回数90回以上の利用者に対し、具体的な利用状況を保険者が調査した結果、48件中46件が必要に応じて利用されているケースであった。現場の手間の増加、ケアマネによるサービスの自主規制、利用者の生活の質の低下などを危惧する声も上がるこの届け出制度を行わないことを求める。月日数等の違いもあることを考慮し、緩和した届出基準を設定している自治体も見受けられる。届け出不要が難しい場合でも、届出基準の緩和を求める。

## (3)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(P50～51参照)

### ①待機者の解消

2017年調査の11,707人から微増となり、待機者数は11,411人(要介護3～5、自治体キャラバン調査2018年9月)となっている。待機者の入所が滞る中、介護離職は依然として減っていない。「介護離職ゼロ」を目指すためには早急な介護の受け皿を用意する必要がある。

基盤整備の県の計画では第7期2020年までの整備目標は広域型特別養護老人ホーム26.281床であり、第6期末の積み残し1,470床と29床以下348床の合計1,818床に過ぎず、これでは、多くの入居希望者の要望に応える計画とはいえない。さらなる基盤整備の計画と実施を求める。

## ②要介護1・2の「特例入所」

2015年に入所基準が「原則要介護3以上」とされた。2016年9月1日調査では42自治体5,843人であったものが、2017年では36自治体3,944人、2018年28自治体2,692人と把握する自治体が減り、当然対象者も減少している。実態の正確な把握のため全ての自治体に調査を求める。

特別養護老人ホームの入所は要介護1・2についても、「居宅に置いて日常生活を営むことが困難なことについてやむをえない事由」があれば「特例入所」が認められる。要介護待機者を「把握しない」ということでは、特例対象者であるかの確認も出来ない。さらに、十分に周知されておらず、積極的な広報が求められる。また、参議院の付帯決議は「軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう、適切な措置を講ずること」としている。入所希望者の居宅での日常生活状況での困難を積極的に受け止め、待機者と家族に必要な介護を把握し、提供していくことを求めたい。

### 要介護1・2でも特養に入所が認められる事由(いずれかに該当すれば可)

- ①認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められない。

## ★(4)総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

(P52～53参照)

2018年には総合事業の、通所サービスにおける「利用期間の制限のあるもの」や「制限内容」などを調査した。「利用期間の制限」は31市町(57%)で、期間は12週間13市町～6カ月16市町であった。「ミニデイ型」や「運動型」、「短期強化型」「いきいきトレーニング」など名称はさまざまであるが、問題は期限を迎えた利用者がどのような状態であるのか、また各種運動サービスを継続して受けられるのかなどの問題が起こりうる。

行政からは「期間終了後は、民間の施設などで継続的に訓練を受けるようにつながっている」との説明があったが、実態の調査を求める。なお、制度の発足時に「参入する業者がない」などの問題も多数あったが、十分解決されているのかの把握が必要である。必要なサービスの提供は介護保険の責務であり、サービスの提供を放棄することは許されない。必要なサービスの把握と提供を求める。

**②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。**

2018年は総合事業費の確保に努め、現行相当サービスを後退させない自治体の助成を求めたが、「必要な事業費の確保に努める」という回答は22市町にとどまり、「定められた回数の範囲内で」「助成は検討していない」という回答が16市町である。現行制度下では介護保険の枠外で自費利用が前提となる。公的サービスの実現には特段の努力が必要であり、引き続き改善を求めていく。

#### (5) 高齢者福祉施策の充実について

**①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。**

たまり場事業への助成を43市町村が行っている。自治体の事業としているのが20自治体、新総合事業として実施が11自治体、その他の事業としているのが13自治体(重複有)。地域の人々のつながりが密であることが介護予防に有効との科学的知見もあります。各自治体の介護予防対策としてさらなる助成の実施・拡充を求める。

**②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。**

各地域で介護予防事業を実施出来るように充実・拡充が求められている。遠方に通うのではなく、近場で介護予防事業が行われ、生活圏で定期的に行われることがソーシャルキャピタルの増加につながり、介護予防という成果に結実する。各地域での介護予防事業の実施を求める。

**③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。(P54参照)**

介護サービスを利用して在宅で過ごすには、必要に応じた住宅改修や福祉用具の貸与・購入、介護サービスなどが必要となり、負担限度額を超えることも想定される。

受領委任払い制度の導入で、各サービス利用の際の自己負担額が本人負担限度額を超えた時、超過分を直接自治体が払うことになり、利用者の一時的負担を軽減することができる。

住宅改修費の受領委任払い制度は現在41市町村(76%)、実績は17,295件。東三河広域連合の発足により、従来実施していた自治体も未実施となり、実施市町村が減少している。福祉用具の受領委任払い制度は、37市町村(69%)で実績は20,560件。高額介護サービス費の受領委任払い制度は豊田市のみで実績は0件。

各内容においての受領委任払い制度の実施・充実を求める。

#### ★(6) 介護人材確保について

**①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。**

**②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。**

**③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。**

(P55参照)

### ①介護人材の抜本的増加

介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、労働環境に深刻な影響を与えている。厚生労働省の調査「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について」では、2025年までに約38万人の介護人材が不足するとしている。介護現場の低賃金・過重労働は介護職員の離職を招き、2007年には離職率が21.6%にまで達し、それ以降も毎年9万人程度16～17%と高い水準で推移している。

質の高い介護サービスを確保するためには、介護職が働き続けられる労働環境を整備する必要がある。介護労働者の賃金は全産業平均より約8万円も低くなっている。そのために、介護報酬の引き上げは必要不可欠である。収入の柱となる基本報酬は、いろいろな加算が創設されるなかで引き下げられており、基本報酬の大幅な引き上げが求められる。生活援助を筆頭に、すべての介護業務には専門性が求められる。介護に従事する者は原則として有資格者とすべきであり、とりわけ、国家資格である介護福祉士の養成を促進する必要がある。介護職の4～5割程度が非正規雇用と非常に高くなっている。介護の質を確保・向上させていくためには、安定的に人員を確保し、経験を蓄積していくことが不可欠であり、非正規職員から正規職員への転換を促すなど、正規職員中心の雇用に転換していく必要がある。

### ②介護職員の処遇改善

介護職員の若者離れがすすんでいる。新潟県柏崎市では若い人材確保をはかるために夜勤する職員に1回1,400円の補助を行い(19年4月～)、月額1万円上積みとなり、処遇改善を行い人材確保につなげている。柏崎市のように自治体独自で処遇改善の施策を行い、介護職員の人材確保に努める必要がある。

### ③一人夜勤の禁止、長時間労働の是正

介護施設の人員配置は法律・条令で定められており、特養や老健などの介護施設には人員基準は利用者3人に対して介護職員及び看護職員1人以上となっている(3対1以上)。実際にはこの基準では十分な介護を提供できる勤務体制を組むことができないため、基準を上回る職員が配置されている。それでもなお「休日・休暇が取れない」、「休憩が取れない」、「人が足りずに業務が過剰」など、労働環境は過酷である。安全な介護を提供するためにも、2対1以上の配置基準に引き上げるよう国に求めるとともに、2対1以上の配置基準を行っている介護施設に自治体として補助を求める。

夜間の勤務では、日中以上に体制が脆弱になる。グループホームや、小規模多機能型居宅介護事業所では1人夜勤が当たり前になっており、仮眠はおろか、休憩時間すら取れない。夜勤時は、排泄介助はもちろん、徘徊のある方の介護や深夜に看取りを行う、急変等で緊急に通院を要する事態となることもあり、責任の重い仕事である。休憩場所・仮眠場所も備わっていない施設も少なくない。1人夜勤を自治体の責任で禁止することを求める。介護施設の約7割が、16時間以上勤務する2交代制の夜勤シフトを取り入れており、2交代制は増加する傾向にある。勤務を8時間以内に収めるなど過重な労働にならないよう、適正な職員数を配置し長時間労働にならない必要がある。

★(7)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(P56～57参照)

障害者手帳の所持に関わらず、介護認定者を市町村長が税法上の障害者と認めれば障害者控除を受けることができる。実際、多くの市町村が要介護者を「障害者等に準ずる」とし、障害者控除の対象としている。

障害者控除認定書の発行枚数は毎年増加を続け、2002年度3,768枚から、2017年度60,994枚と増加している。近年では、懇談の場で「自治体キャラバンの要望を受け、認定書の自動送付を開始した」と説明する市町があるなど、ねばり強く働きかけてきた成果も出ている。県内で要支援または要介護1以上を発行の条件としているのは、40市町村(74%)に広がっている。また、自動的に要介護認定者に認定書を送付したのは25市町村(46%)、申請書を送付したのは10市町(19%)、計35市町村(65%)が個別の発送している。制度の周知や申請漏れを防ぐためにも、申請主義ではなく、自治体が持つ要介護認定者のデータをもとに、市町村長の判断により、介護認定者を自動的に障害者控除の対象とし、認定書を個別送付すべきである。

(障害者控除発行枚数の推移)

2002年度:3,768枚 → 2005年度:7,155枚 → 2010年度:29,955枚 →  
2015年度:50,017枚 → 2016年度:56,262枚 → 2017年度:60,994枚

(原則要支援又は要介護1以上を発行条件としている市町村の推移)

2005年度:27% → 2010年度:69% → 2015年度:70% → 2016年度:72%  
→2017年度:74%

(認定書又は申請書を送付している市町村の推移)

2005年度:19% → 2010年度:48% → 2015年度:59% → 2016年度:63%  
→2017年度:65%

## 2. 国保の改善について

★①国保料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。(P58～61参照)

2018年から、国民健康保険(国保)の都道府県単位化がスタートした。これまで市町村が担ってきた国保の運営に都道府県が加わり、財政運営を都道府県がおこない市町村が実務を担い、都道府県が一括で国保財政を管理し、運営に必要な費用は、「納付金」という形で割り当てられる。その際、あわせて県は各市町村に「標準保険料率」を提示することとなっている。国は6年かけて保険料統一を含む国保制度改革をめざし、一般会計からの法定外繰入れをなくす「赤字解消計画」を推進している。

都道府県は6年を1期とする「国保運営方針」(愛知県は3年)を定め、その方針にそって市町村を指導していくこととなっている。

愛知県の「国保運営方針」は、「当面は保険料の統一は困難」とし、また、国からの指導である「保険料(税)の負担緩和を図るための」一般会計からの法定外繰入の解消についても、期限を明示せず柔軟な姿勢となっている。また、県が提示する標準保険料も、参考程度のもものとなっており、算定方式の3方式(所得割・均等割・平等割)も市町村へ押しつけていない。

にもかかわらず赤字解消期限を明示している市町村もあるため柔軟な対応を求めたい。また、保険料(税)の減免に充てるための一般会計からの繰入れは続けることができる。引き続き減免制度の拡充を求めることが重要である。県内では、名古屋市や一宮市のように、優れた保険料減免制度を設けている自治体があるので、各市町村でも実施が求められる。

### 【具体例】

- 名古屋市: 国の均等割2割減額世帯に、障害者・寡婦(夫)・65歳以上の高齢者(世帯所得が多くても本人所得が35万円以下)がいると、その該当者の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割を1人につき2,000円軽減。
- 一宮市: 18歳未満・70歳以上・要介護4以上・身体障害1～4級・知的障害IQ50以下・精神障害1～2級などに該当する人の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割・平等割を1割軽減。
- 知立市: 国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割・平等割を1割軽減。

### 【国保料(税)の減免制度とは】

#### <国の法定軽減>(均等割・世帯平等割軽減)－申請不要－

7割軽減	前年所得が33万円(給与収入が98万円)以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は6割軽減)
5割軽減	前年所得「33万円+27万円×世帯人数」以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は4割軽減)
2割軽減	前年所得「33万円+49万円×世帯人数」以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は2割軽減はなし)

#### <市町村の独自減免>

市町村が条例で定めていなければ実施できない。また原則として被保険者が申請しなければ適用されないが、自動適用している市町村もある。

《減免の適用範囲》 ※市町村によって取り扱いが異なる。

- ①災害世帯(災害、盗難等により家屋又は事務所が著しく損傷を受けた世帯)
- ②低所得・生活困窮世帯
- ③所得減少世帯(失業、事業の廃止、不作等により所得が著しく減少した世帯)
- ④長期療養の診断を受けた場合
- ⑤市民税、固定資産税の減免を受けた場合
- ⑥その他市町村長が認めるもの

**★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。(P62参照)**

社会保険などでは、扶養家族が増えても保険料は増えないが、国保では生まれたばかりの赤ちゃんにも均等割がかかる。少子化が問題となっているが、国保でも子どもが増えても保険料が増えない制度が求められている。国の制度改革で「子どもの被保険者が多い自治体への支援」を目的に「特調」交付金が作られ、「18歳までの均等割3割減免」が広がっている。一宮市に続き、大府市、田原市が18歳未満の均等割の3割減免などを実施している。

**【子どもに対する均等割の減免を実施している自治体】**

市町村	減免内容
一宮市	18歳未満の者に係る均等割額の3割を減免
大府市	18歳以下（18歳は、18歳になって最初の3月31日まで）の子どもがいる世帯について、1人目均等割を20%減額、2人目以降均等割を50%減額 ※低所得者にかかる均等割・平等割の軽減措置を受けている世帯は、軽減後の均等割額から減額
田原市	未就学児（賦課期日の前日において満6歳未満）について均等割の3割を減免

**③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。**

前年総所得や前年減少割合が生活保護基準以下の減免要件になっており、収入が減少しても保険料(税)の減免対象にならない市町村が多い。名古屋市や豊橋市のように、加入者の実態に合った減免制度への改善が求められる。

**【具体例】**

○名古屋市

前年所得1,000万円以下、当年見込み所得264万円以下で、所得減少割合8/10以下の場合、減免の対象。

○豊橋市

前年所得600万円で、所得減少割合8/10以下の場合、保険税を1割減免。

前年所得200万円以下で、所得減少割合5/10以下の場合、保険税を3.5割減免。

**★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。(P63参照)**

2018年6月1日現在の愛知県内の国保加入世帯数は、990,778世帯で、そのうち126,304世帯(12.7%)が保険料(税)を滞納し、短期保険証が23,960件、資格証明書が4,798件発行されている。資格証明書の発行は、名古屋市を除く愛知県合計は、前年936件から834件と減少しているが、名古屋市は、前年3,912件から3,964件と増加し、全県の発行数の83%を占めている。

短期保険証の発行は、前年35,938件から23,960件に減少している。滞納世帯数に対して大治町は全世帯、幸田町(59%)、美浜町(50%)と5割を超えて発行している。

資格証明書世帯で緊急時の短期保険証への切り替え基準について、「緊急の医療措置を必要とし相当の医療費の負担が想定されるとき」(名古屋市)、「医師の診断書などによる緊急性や納付困難な事情」(豊田市)、「滞納税額の全額を納めたとき又は著しく減少させ分納しているとき若しくは意欲的に解消しようとする誠意が見られるとき」(資格証明書開始年度の税額の2~4期分を

納付」(安城市)、「滞納している保険税が著しく減少、かつ残額について納付計画を明らかにし、誠実に履行されることが確実」(蒲郡市)など、保険税の納付をはじめ様々な条件をつけている市町村がある。資格証明書世帯にあっても「病気などで一時的に支払いが困難」「受診の必要がある」場合は申し出によって短期保険証を交付することが2009年1月20日付厚労省国民健康保険課事務連絡「被保険者資格証明書に係る政府答弁書について」で示されている。まず、医療を受ける権利を優先すべきである。

**★⑤保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。(P63～69参照)**

滞納者の差押え件数は、2014年度12,735件、2015年度15,084件、2016年度17,184件、2017年度18,932件と年々増加している。滞納世帯は、払いたくても払えないという世帯が圧倒的である。にもかかわらず収納率アップのための差押え強化の姿勢は、憲法25条で保障された生存権を侵害し、最低限の生活を守れない状況に追い込むことになる。

「納税の緩和制度」の活用は、「徴収の猶予申請」・「徴収の猶予許可」が149件、「換価の猶予申請」「換価の猶予許可」が40件、「職権の換価の猶予」が22件、「滞納処分の執行停止」が24,651件となっている。今後とも「納税の緩和制度」の制度を広く案内するとともに積極的な制度の活用が求められている。

**⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。**

医療費一部負担金の減免制度を設けているのは52市町(96%)となった。未整備は、東栄町、豊根村のみである。生活保護基準を基にした減免は51市町村(94%)となった。しかし、減免実績は年々減少している。生活保護基準を満たしていれば減免という対応がまだ少なく、災害や失業などによる収入減少を要件にしているなどの実情があり、「子ども低所得者減免」や「収入減の減免」など、情勢に対応した減免制度の実施・改善、利用者へのわかりやすい制度利用の案内の徹底が求められる。

**⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。**

2017年度高額療養費の未申請件数は、27,492件・2億1千万円となっている。申請漏れをなくするためには、後期高齢者医療制度で実施している自動払いの導入が最善だが、当面は申請勧奨について、通知ハガキの送付だけではなく申請書の送付が求められる。

国が高齢受給者(70歳～74歳)について、2度目以降の申請をしなくてもよくする簡素化を通知(保発0331第6号、2017年3月31日付)したことを受けて、70歳以上の被保険者がいる世帯について、岩倉市・東栄町は「自動払い」の対応をしている。全ての自治体での実施を求めたい。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。(P70～71参照)

これまで、徴税業務において、1998年2月10日の最高裁判決を盾に「預金」となれば「給与であっても全額可能」という判断の実例が報告されている。

しかし、2013年11月27日「鳥取県児童手当差押え事件」に対する広島高等裁判所の判決では、「①当局が、差押え処分の時点で差押える口座に差押え禁止財産が振り込まれていることを認識しており、②口座に振り込まれた差押え禁止財産が、差押え禁止財産としての属性を失っていない場合(差押え処分の時点において口座の大部分が差押え禁止財産であり、差押え処分が差押え禁止財産の入金直後である場合等)は、最高裁判決の例外に該当し、差押え処分が違法となる」とした。進んだ判決を現場で定着させることが緊急に必要である。

さらに、下記の通り差押禁止財産が法律に定められており、運動の中で活用ができる。

#### ①一般的差押禁止財産(国税徴収法75条・要旨)

生活上、従事する労働・作業及び社会生活上欠くことのできない財産は、滞納者の承諾があっても差押えできません。

#### ②条件的差押禁止財産(国税徴収法78条)

#### ③給与の差押禁止(国税徴収法76条)

#### ④給与等の差押禁止の基礎となる金額(国税徴収法施行令34条)

滞納者の給与等 月10万円、その他親族1人つき月4.5万円

しかし、「差押えているのは『預金』であり差押え禁止財産でない」との理由で明確に差押え禁止財産とわかるものの差押えが広がっている。これでは、市民の生活や事業を守ったり、手当金の意義を損なわないようにとの法律の趣旨から外れている。趣旨にそった法律の運用が求められている。

#### ⑤社会保険制度に基づく給付の差押え禁止(国税徴収法77条)

国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条2号では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのある」ときは、差押えを行ってはいけないとしている。憲法25条、国保法第1条の精神にそった対応が強く求められる。

滋賀県野洲市は、「困難な状況を丸ごと受け止め、心に寄り添って生活を支援するのが私たちの仕事」「税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理をするのは本末転倒。生活を壊さず納付してもらうのが原理原則」と「債権管理条例(ようこそ滞納していただきました条例)」を制定して自治体あげて生活再建を支援している。

## 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。(P72参照)

生活保護相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」は行わず、生活保護が必要な人には早急に支給を求めたい。

2013年法改正で問題となった、①申請書の提出、②申請時に必要な書類の添付、③扶養義務者への書面通知、④福祉事務所への調査権限拡大について、申請書提出・添付書類義務化などは水際作戦を公認するものだとの批判、現場からの不安の声に対し、厚労省は「現行の運用を変えるものではない」と説明。事情がある人に認められている口頭申請も、これまで同様に認めると説明するなど運用の変更がないことを強調しており、実施機関の十分な理解が求められる。例えば扶養義務者への扶養照会を、あたかも保護の開始にあたって扶養義務者の援助が前提であるかのような照会書が、全国の3分の1の福祉事務所で使用されていたり、自治体の案内が誤解を招く表記になっていることが問題になった。

2013年法改正時の厚労大臣答弁や、参議院の附帯決議(申請権を侵害しないよう口頭申請が可能なことを省令などで明記すること、相談窓口の対応を実態調査すること、扶養義務者への通知は、扶養義務の履行が要保護認定の要件にならないことを明確にする等)の内容を確実に伝え、不適切な適用が図られないようにすることが重要な課題である。

### 国民生活および生活保護世帯の実態

- 年収200万円以下の労働者は1,085万人、全労働者に占める割合21.9%。(国税庁「2017年分民間給与実態統計調査」)
- 2018年の非正規労働者(パート、アルバイト、派遣、契約社員、嘱託など)は2,120万人(37.9%)。同調査開始の2004年以降、数・率とも最高。65歳以上が204万人から358万人に大幅増加が特徴。(総務省「労働力調査」)
- 二人世帯の平均貯蓄残高は1,752万円。前年の1,812万円から60万円、3.3%減少、2年連続減少。調査全体の1割以上が貯蓄100万円未満。(総務省の「2018年家計調査報告(貯蓄・負債編)」)
- 2017年度の国民年金の平均受給額、月55,615円。(厚労省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」)
- 2019年5月生活保護受給者数2,078,707人(前年比24,937人減)。世帯数1,635,049世帯(前年比2,776世帯減)。内訳は、高齢者世帯と障害者世帯が増加。全利用世帯のうち高齢者世帯55%、うち9割が単身世帯。(厚労省「生活保護被保護者調査(2019年5月分概数)」)

**★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また、担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に行ってください。(P73参照)**

ケースワーカーの数は社会福祉法によって規定されケースワーカー1人あたりの生活保護受給世帯数は「市部で80世帯」「郡部(町村部)で65世帯」を受け持つことを標準的なケースとしている。自治体キャラバンでのアンケート調査結果によれば、県下では2018年4月段階で名古屋市の105(106)世帯132人、春日井市の93(97)世帯127人、豊田市90世帯(97)123人、尾張旭市92(94)世帯114人など「市部の80世帯」超えは13市、郡部では尾張福祉事務所が69世帯、海部65.7世帯と基準を上回っている。

国は福祉職員の配置基準を、「人口10万人の市では15人」「人口20万人の郡部では22人」となっている。経費は地方交付税により捻出されるが、交付税の用途は各自治体で決めることとなるため、ケースワーカーの増員は各地方自治体の判断となる。

また、受給後の就労支援の自立に向けたきめ細かな支援には、豊富な経験と知識を持つ職員が必要だが、平均在任日数は名古屋市3年7カ月、津島市4年4カ月、稲沢市4年1カ月、田原市3年1カ月、愛西市・北名古屋市3年、18市が2年未満である。とりわけ、尾張9カ月、知多1年2カ月、西三河1年6カ月と郡部の経験年数が低い。経験豊かな職員の配置や研修の充実が必要である。

**③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。**

福祉事務所のミスによる生活保護費の過払いの責任を利用者に負わせるということが起こっているが裁判事例でも、生活実態や地域の事情等の諸事情に照らし、返還させないことが相当であると福祉事務所が判断すれば、保護利用者は過誤支給分を返還しなくてもよいという判決を出している(2017年2月)

豊橋市でも2017年7月に過誤払いが明らかになったが、上記裁判事例や豊橋生活と健康を守る会や愛知社保協などは市に要望書を提出し、交渉や市長要請などを重ね、市は「返還させない」と発表した。

**④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。**

厚労省は、保護申請時だけだった預貯金などの資産申告を2015年3月の通知で、一律に年1回に増やした。通知後、ケースワーカーが受給者に財布の中身や1年分の通帳コピーを求めするなど、人権を侵害する調査が明らかになっている。生活保護法の趣旨に反しなければ、保護費は自由に使えるとした福岡高裁判決にも反する。ケースワーカーが定期的に訪問し、聞き取りを行えば、利用者の行き過ぎた生活状況は把握でき、必要に応じて調査すれば済むもので、人権を侵害してまで一律に行う必要はない。国会でも、「具体的な使い道のあるなしにかかわらず、貯蓄を理由に一律に保護を廃止すべきでない」という指摘に対し、厚労省の社会・援護局長は「乱暴にすぐ廃止にならないための助言指導をケースワーカーが行う」と述べている。

**★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。**

2018年4月から生活保護を利用し始めた人にエアコン設置が認められたが、厚労省が認めるエアコン購入費用支給は、昨年4月以降に生活保護の利用を始めた人に限られている。「以前からの利用者にも対応を」「夏は電気代がかかるので夏季加算を」の実現を求める。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。  
(P74～80参照)

愛知県は「福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭・高齢者の医療費助成)」の一部負担金導入については県民の猛反発により、2013年に実質的に断念した一方、所得制限については「研究は引き続き深める」としている。今後、県が一部負担金や所得制限について再び検討・提案することがないよう、監視していく必要がある。

県内の市町村からは、「市町村の現状に県が追いついていない」「財源論としてではなく必要な福祉施策として制度の持続を」など県制度の拡充を求める声も多く出されている。

子ども医療費助成制度等の福祉医療制度を現物給付で実施している市町村に対する国保の国庫補助金削減(ペナルティ)は、2018年度から未就学児までを対象に廃止されているが、全国市長会など地方三団体は年齢に拘わらず廃止すべきとしている。

国が医療制度改革を推し進める中、自治体が県民の命と健康を守る防波堤の役割を果たすため、今後も引き続き福祉医療制度の存続・拡充が求められる。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。  
(P74～75参照)

愛知県は、2008年4月から、通院で義務教育就学前、入院で中学卒業まで無料としている。この対象範囲は、全国の都道府県でも高い基準であり、長年の運動の成果として評価できる。

愛知県内では全市町村が県基準より拡大している。うち入院・通院とも「中学校卒業まで無料」としているのは、50市町村(93%)に広がっている。なかでも、東郷町・飛島村・南知多町・設楽町・東栄町・豊根村は入院・通院とも、名古屋市・半田市・安城市・みよし市は入院で、「自己負担なしで18歳年度末まで」拡大している(2020年実施予定も含む)。

一方、半田市・常滑市・愛西市・北名古屋市の4市は中学校卒業までの通院の窓口負担無料を実施していない。なお、津島市と北名古屋市では所得制限が導入されており、親の所得で、受けられる医療に差が出かねないことは問題である。

全国的にも助成の対象年齢拡大、窓口負担無料、所得制限撤廃の動きが拡大している。厚労省調査では2018年4月1日現在、18歳年度末まで対象を拡大している市町村数は通院544(31%、昨年度478市町村)、入院589(34%、同515市町村)と増加している。

愛知県内でも近年、「医療機関窓口での自己負担額がなくなることで、子育てをする家庭における安定と、次世代を担う子どもの健全な育成及び資質の向上…更に医療に係る経済的な負担を軽減することができる」とし、対象年齢の拡大や自己負担撤廃の動きが相次いでいる。津島市が通院の窓口負担を中学校卒業まで無料にしたほか、名古屋市・半田市・みよし市は入院の自己負担を18歳年度末まで無料にした。中学校卒業までの窓口負担無料を実施していない常滑市でも「中学校卒業までの対象拡大」を公約に掲げ当選した市長が、「できるだけ早くやりたい」と表明している。

子どもに対する入院時食事療養費に対する助成は北名古屋市・東栄町が実施している。隣県の静岡県では、県内35市町のうち26市町で助成を行っており、愛知県でも助成創設が求められる。

全国的に子育て支援が喫緊の課題となる中、安心して子どもを医療機関に受診できるようにすることは最大の子育て支援策と言える。自己負担を導入している市は、医療が必要な子どもに受診抑制が働かないよう、自己負担をなくすことが求められている。

また既に中学校卒業まで助成している市町村は、入院・通院とも18歳年度末までの医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施することが望まれる。それと同時に、国の制度として子どもの医療費無料制度の創設が待ったなしの課題となっている。

**【「中学校卒業まで医療費無料」実施市町村割合の推移】**

2001年: 0% → 2002年~2005年: 1% → 2006年: 2% → 2007年: 8% →  
2008年: 30% → 2009年: 36% → 2010年: 51% → 2011年: 67% → 2012年: 76% →  
2013年: 78% → 2015年: 80% → 2016年: 85% → 2017年: 91% → 2019年: 93%

**【「中学校卒業まで医療費無料」を実施していない4市町村】**

半田市・常滑市・愛西市・北名古屋市

**★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。(P77参照)**

身体障害者、知的障害者は障害者医療の助成対象として一般の病気も対象となっている。しかし精神障害者は、県の助成対象が精神疾患における入・通院のみを対象としており、各市町村が独自に対象を一般の病気に拡大してきた。

精神障害者手帳1・2級所持者に対し、入通院とも一般の病気も含む全疾患を対象としているのは52市町村(96%)。未実施の自治体は高浜市と大治町を残すのみとなった。

一方、自立支援医療(精神通院)対象者について、46市町村(85%)は精神障害者手帳を所持していなくても、通院の精神疾患に係る自己負担部分を無料としている。無料としていないのは8自治体のみである。

精神医療は、経済負担が病状にもたらす影響も大きいことを考慮し、全ての市町村で上記対象を実現すると同時に、愛知県に対して県制度の拡充の声を市町村からあげることが求められる。

**【精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気を対象としていない2市町】**

高浜市・大治町

**【自立支援医療(精神通院)対象者を無料にしていない8市町村】**

名古屋市・岡崎市・清須市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村  
(半額助成:愛西市)

**④妊産婦医療費助成制度を創設してください。**

妊産婦の医療費負担については、2018年4月の診療報酬改定で「妊婦加算」が創設されたことがきっかけとなり大きな注目を集めている。妊娠中には様々な合併症を発症するリスクも高まることが知られており、日本産婦人科学会も妊産婦医療費助成制度の創設を要望している。

愛知県内で実施しているのは東海市のみ。全国では、岩手県・栃木県・茨城県・富山県が県として実施している。栃木県では、母子手帳の交付を受けた月の初日から出産(流産を含む)した月の翌月末日まで全疾病を対象に助成している。

妊産婦医療費助成制度については、国でも検討が始まっており、国や県単位での実施も求められるが、妊産婦が安心して子どもを産み、育てられる環境を早期に実現するためにも、国や県での検討状況に関わらず各自治体での創設が求められる。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。
- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

2013年成立の「子どもの貧困対策推進法」に基づき、2014年「子どもの貧困対策に対する大綱」が決定された。ここでは当面の重点施策として、教育・生活・保護者の就労および経済的支援を掲げ、「貧困世帯」について、高校等進学率、大学等進学率、就職率などの低い現実の指標を示し、その克服を課題とし、ひとり親家庭等の自立支援策の拡充を求めた。

これに基づき地方自治体では、あらためて自立支援計画を充実し、対策を進めることが課題となったが、アンケートの回答ではあらためて自立支援計画をもったのは名古屋市・豊田市・東海市の3市だけで、従来の市を対象とする自立促進計画を持った市を含めても19/38市(50%)に止まっている。なお2016年度で自立支援給付金事業を実施している市は厚労省まとめでは、2018年度実績で全市となっているが、町村には広がっていない。また全市町村を対象とする日常生活支援事業は厚労省まとめでは31市町村(57%)となっている。

こうした状況の下で、2019年5月「子どもの貧困対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、市町村も「大綱と県計画」を勘案して、子どもの貧困対策の計画を定めることが設けられた。これに基づき、市町村での年次計画を持った計画の策定を、急ぐことを要請する。

**★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。(P81～86参照)**

就学援助制度は、生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯を対象とするように求めたい。

県内の実態は、生活保護基準の1.5倍以下は4市町(7%)、1.4倍以下が2市(4%)、1.3倍以下が17市町(31%)となっている。2018年10月から生活保護扶助基準が引き下げになり、2019年4月から実質引き下げになることが懸念される。

受給者数・受給率が高いのは豊橋市で4,870件(15.2%)、名古屋市23,006件(14.2%)、津島市616件(12.5%)、豊明市450件(11.9%)などだが、10%以上はわずか14市町である。愛知県61,898件(8.1%)は、全国15.6%に対し、半分に過ぎないことからみても、対象基準の拡大、制度内容の拡充と周知方法の工夫などを求めたい。

なお、入学準備金の前支給は、大きく前進し、昨年のキャラバンアンケート回答では、51市町村(94%)が前支給を実施。「しない」と回答したのは、清須市、東栄町、豊根村の3自治体である。

**④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「子ども食堂」のとりくみを支援してください。**

ひとり親世帯等に対する自立支援事業としての教育・学習支援事業は、2016年度17市町(3

1%)、2017年度25市町村(46%)、2018年度33市町村(61%)へと広がっている。さらなる拡大とともに、実態の把握が課題となっている。

また、NPOなどで取り組まれている。「無料塾」や「こども食堂」のとりくみと、自治体がどうタイアップするかが課題である。

「無料塾」は名古屋市・大府市・尾張旭市・清須市・長久手市・武豊町で支援やタイアップがある。

「こども食堂」への支援は、県のモデルケースの実施もあり名古屋市・瀬戸市・犬山市・新城市・尾張旭市・愛西市・清須市・長久手市・豊山町・東浦町、武豊町11市町村へと広がっている。

**★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。(P87参照)**

2018年7月文部科学省の発表によれば、公立小中学校の給食の無償化を実施しているのは、全国1740自治体のうち、小・中学校とも実施が76自治体(4.4%)、小学校のみ4(0.2%)、中学校のみ2(0.1%)である。

愛知県内は、一部無償化が14市町村(26%)にすぎない。キャラバン要請では、「学校給食無償化」の要求を2010年から掲げ、実現を求めてきた。岡崎市は4月分を無償にした。大口町は給食費半額補助、大治町は1人月額200円補助、飛島村は1人月額600円補助、長久手市は1食21円補助、愛西市は1食10円補助、岩倉市・安城市は義務教育の第3子以降を無償と、補助する自治体も増えている。

なお、憲法第26条で小中学校の義務教育は「無償」とし、教育基本法では、無償の対象は「授業料」となっている。学校給食法では、給食費は保護者の負担と規定している。しかし、文科省の通達では、自治体などが食材費を負担することは禁じないとされている。

現在親の負担は、年間5万円程度。無償化することの目的に、過疎化の食い止め、移住者呼び込み等、人口減少の進む自治体が子育て環境を充実させ移住者を増やすという。また、給食費の未納問題の解決とも合わせて注目される。

すべての自治体の学校給食の無償化に向けて、助成制度の実施・拡充を求めたい。

**(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。**

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。
- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための独自の支援を実施してください。
- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

5月「子ども子育て支援法改正案」、いわゆる「幼児教育無償化法案」が可決、成立し、10月から幼児教育・保育の「無償化」が実施されることとなった。

保育所、認定こども園、子ども子育て支援新制度に入っている幼稚園に通う、3歳～5歳児のみが無償となる。0～2歳児は無償化の対象外で、住民税非課税世帯のみ無償となる。認可外保育

施設や幼稚園の預かり保育等を利用する場合は、一部利用費が補助される。しかし上限額を超える額は利用者負担になる。

「無償化」といっても、それに伴い、保育所等の給食費(食材料費)が実費徴収化されることになる。従来、保育所等に通う3歳以上の子どもについては、主食費(米・パン代)だけが実費徴収されていた。今後は、主食費+副食費(おかず代、国の示す基準は4,500円)=給食費が実費徴収になるため、保護者が負担する給食費は大幅に増える。

学校などで、給食を無償化していくというのが本来目指すべき方向であるのに、それとは真逆の流れが作られることは大問題である。また、自治体によって保育料の設定に違いがあるので一概には言えないが、無償になる保育料より給食費の実費徴収の方が高くなる世帯が出る可能性もある。愛知県東浦町、兵庫県加西市、明石市では3-5歳児の副食費を無料化する、秋田県では助成をする方針が示されている。

今回の「無償化」により、保育需要がさらに増加すると言われおり、その対応として認可外施設や企業主導型保育事業も「無償化」の対象にしている。しかし、企業主導型保育事業は自治体が関与せず、職員配置基準も施設によっては認可保育園よりも低いものとなっている。さらに認可外保育施設では国の指導監督基準を満たしていない施設も多く、そのような施設も5年間の経過措置の間は「無償化」の対象となる。

それでいいのかという全国市町村会等からの批判を受け、経過措置期間中に、市町村が対象とする認可外施設の基準を条例で定めると、対象を限定することが可能になった。全国の自治体ではそのような条例制定の準備を進めているところもある。大阪吹田市では、乳幼児6人以上の施設については、利用給付の対象となる施設の有資格者基準とし、他にも、東京都杉並区、埼玉県朝霞市や和光市などでも条例制定の動きがある。保育の質を低下させることなく、安全を確保した条件のもと実施するべきである。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

「この子の為に病気になれない！」と重度の障害の息子を持つ母親の声が、愛障協に寄せられている。母親も高齢。もう介護も限界。しかし、安心して息子を託すところがないのだ。

愛知県は、入所施設の新規設置は困難としてつくろうとしていない。

入所を希望しても愛知県内の73の入所施設に1437人が入所待ち、名古屋市内では354人が入所を希望している。

重度の知的障害者は2万人だが、共同生活援助(グループホーム)利用者定員は4,754名/月(2017年)、設置数は614と障害者数から見ると圧倒的に少ない。

居宅介護の支給時間は、2018年度の自治体キャラバンアンケートで愛知県内の主要市での平均支給時間で、名古屋:40.4時間、豊橋:26時間、岡崎:33.5時間、豊田:22時間、一宮:36.3時間、春日井:28時間である。この支給時間は、家族介護を前提としていると言わざるをえない。

【療育(愛護)手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)】(図表9)

区分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成29年	
合計	35,672人	38,466人	40,960人	44,079人	47,184人	52,719人	
県人口に占める割合	0.49%	0.52%	0.55%	0.59%	0.64%	0.70%	
判定別	重度 (知能指数35以下)	16,364人	17,207人	17,937人	18,748人	19,376人	20,852人
	中度 (知能指数50以下)	10,916人	11,628人	11,994人	12,524人	13,246人	14,677人
	軽度 (知能指数75以下)	8,392人	9,631人	11,029人	12,807人	14,562人	17,190人
年齢別	18歳以上の者	24,941人	26,365人	28,076人	30,332人	32,592人	36,426人
	18歳未満の児童	10,731人	12,101人	12,884人	13,747人	14,592人	16,293人

資料：愛知県健康福祉部調べ

(平成29年4月1日現在)

圏域	グループホーム		施設入所支援	
	か所数	定員	か所数	定員
県全体	344	4,754	69	4,032
名古屋・尾張中部	125	1,868	15	714
(名古屋)	122	1,832	14	664
(尾張中部)	3	36	1	50

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。(P88参照)

通年かつ長期にわたる外出は原則対象外と多くの自治体はしている。家庭状況によって通園・通学・通所を認めている場合や、通勤・通学等の訓練のために数カ月利用を認める自治体がある。しかし、通園・通学・通所の保障は障害者・児にとって必要不可欠である。障害者総合支援法第1条は「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い」としている点からも各制限を無くすべきである。また、通勤への支援は就労の機会が増えることにつながる。入所者の移動支援利用は、社会参加への基礎と言えるものである。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

2018年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入院中の重度訪問介護が利用できるようになったが、重度訪問介護の提供事業所には、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提

供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行うよう求められている。

なお、2014年度から重度訪問介護の対象が知的障害者や精神障害者に拡大されている。しかし、区分6に該当しない場合の入院時・入院中の生活を維持するためには、家族の付添いが不可欠である。

**⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。**

10月からの幼児教育無償化は、三歳以上としているため0歳からの保育所利用や児童発達支援事業所利用で年齢による負担が生じることになる。利用料負担は早期発見・早期療育に逆行する。小学生から利用できる放課後等デイサービスは対象外である。

負担上限額の基本的考え方は「応益負担」。風呂に入る、トイレに行く、食事する、人として当たり前の行為への支援が「益」なのか。利用料は無くすべきである。障害にあわせ刻み食やミキサー食など、給食も支援の一貫として、見るべきことである。

**月ごとの利用者負担上限(障害者の利用料)**

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円 <sup>(注)</sup> 未満) 入所施設利用(20歳以上)、グループホーム利用除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注)収入が概ね600万円以下の世帯が対象。  
入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となる。

**★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、(P89参照)**

- 1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- 2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。
- 3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

65歳以上の障害者は、障害福祉サービスを引き続き利用できるが、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用することもできる。

介護保険利用を強要したり、申請をしないことを理由に障害福祉サービスを打ち切るなどの報復的な行政処分は違法行為とした判決(2018年12月13日岡山:浅田裁判高裁判決)が確定している。厚生労働省も同見解である。

また、厚生労働省が65歳問題で出した通知では、介護保険サービスを一律に優先することはせず、その人の利用意向を介護保険サービスで実現できるかどうかを、個別の状況に応じて判断しなければならないとしている。

高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減制度は、償還払いのため最大で10万円以上の手持ち金が必要である。手持ち金が無くとも利用できるようにすべきである。この負担軽減制度は障害支援区分2、要介護1以上など5項目の要件に該当しない人や介護保険の16特定疾病の人は対象外となるなど矛盾した制度である。車イスのレンタル料、リハビリを目的としたデイケアも対象にならず、新たに利用者負担が発生する。

**⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。**

暮らしの場としての、グループホーム設置のニーズは年々増えてきている。しかしながら、現在の報酬単価では一人での夜勤体制がとられ、緊張感の高い支援が強いられている。夜中に発作が起きることや、震災が起きた際に一人での勤務では到底対応できない。昨年おこなった自治体キャラバンで、グループホームの夜間複数配置についてアンケートをとったが、回答があった自治体を集計すると614事業所のうち複数体制をとれている事業所は34事業所と5.5%しかない状態であった。人の命を預かる事業所で、とりわけ夜間という特殊な時間帯だからこそ、複数配置ができる報酬単価の改善が必要である。

**⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。**

人材不足が深刻である。2019年7月の第79回社会保障審議会介護保険部会でも、介護関係職種の有効求人倍率は、2018年度は3.95倍と、全職業(1.46倍)より2ポイント以上高い。都道府県別に見ても、全都道府県で2倍を超えている状況(2019年4月時点)としている。最も高い愛知県は6.19倍(2019年4月)である。こうした中、ホームヘルパーの高齢化がすすんでいる。

24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」としてのグループホームの世話人や地域生活を支えるホームヘルパーのなり手が消えていく。

まず手をつけるべきは、報酬単価の大幅引き上げである。家事援助の1時間で2000円程度では正規職員を雇用できない。

このままでは、ホーム閉鎖、ヘルパーが居ない為のショートステイ利用、親・家族介護へのさらなる回帰へとすすむことが危惧される。

## 8. 予防接種について

**★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。(P90参照)**

日本で定期接種となっていないワクチンのうち、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)は国ごとの予防接種計画に基づいて実施するようWHOが接種を勧告している。

流行性耳下腺炎ワクチンは、今年の自治体キャラバン以降2市(刈谷市・田原市)が新たに助成を開始し、助成制度がある自治体は16市町村(30%)となった。日本耳鼻咽喉科学会の調査では、2015年・2016年の2年間で、少なくとも348人がおたふく風邪の合併症による難聴と診断されたと発表し、学会では定期接種化を求めている。なお、流行性耳下腺炎は2回のワクチン接種が必要だが、助成回数を2回としているのは刈谷市と豊根村のみ。より良い制度とするためにも2回接種の助成も検討すべきである。

ロタウイルスワクチンも前回調査から1市(小牧市)増え、20市町村(37%)に拡大している。ロタウイルスワクチンは接種回数が2回から3回と多いため、経済的負担が大きい。直接効く治療薬もないため予防が重要となる。ワクチンで発症、重症化防止ができるのならば、早期に助成制度を創設するべきである。

子どもに対するインフルエンザワクチンの助成については、11市町村(20%)が実施している。子どもや障害者の健康を守るためにも、学級閉鎖や看病のため仕事を休まざるを得ない親の負担を減らすためにも、すべての自治体でインフルエンザの予防接種助成制度があることが望ましい。

また2018・2019年と流行している麻しん(はしか)は、未接種または1回接種の40歳未満の住民に感染が拡大した。麻しんは2回の定期接種となっているが、定期接種の期間中に他の疾病に罹患し接種機会を逃した子どもが改めて接種する場合、定期接種の対象から外れるため、費用は全額自己負担となる。風疹と同じく定期接種から漏れた住民に対する助成制度の創設が、今後の流行を防ぐためにも必要である。

**②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。(P91～92参照)**

高齢者用肺炎球菌ワクチン助成事業は2014年10月に定期接種化され、対象者は65歳とされたが、経過措置として65歳以上で5歳刻み(上限100歳)の住民も対象となっている。経過措置については、国が2018年度末で終了する予定であったため、11市町が任意予防接種助成を2018年度末で終了した。しかし、国は経過措置を2023年度末まで延長することとなった。経過措置延長の理由は、接種率が低いことであり、終了した市町については助成の再開が求められている。

肺炎による死亡数は2018年94,000件を超えており、がん、心疾患などに次ぎ死因の5位となっている。肺炎による死亡の98%を65歳以上が占めていることから高齢者の健康にとってワクチンの接種が重要である。厚労省は、毎年65歳の人全員がワクチンを接種し、効果が5年持続するとした場合、年間5,115億円の医療費削減につながると推計している。

自治体では「肺炎が生命に関わる持病の人もある。早めに接種できるようにすることが、市民のためになる」と、29町村(54%)が定期接種の対象から漏れた人に対する任意接種の助成事業を継続している。住民の生命を守る自治体の役割として任意接種の助成事業は継続するべきである。

また自己負担金があるため、接種したくても接種できない住民がいるとの指摘もある。接種率の向上と住民の健康を守る立場から、自己負担額の軽減を求めたい。

さらに定期接種の助成は一度きりに限られており、期間の経過に伴う抗体の低下により感染リスクは高まるため、2回目の接種助成を求める声は多い。2回目の接種についても助成事業の対象とすることが求められている。

## 9. 健診・検診について

### ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。(P93参照)

産婦健診事業は2017年4月、産後うつ防止などを目的に国が創設した。実施主体は市町村で、健診費用の2分の1を国が、残りを市町村が負担している(最大2回まで)。

2019年4月からは県内すべての市町村で助成が実現した。また、助成回数を2回に設定しているのは、2018年から3市(刈谷市・常滑市・愛西市)が拡大し、11市村(20%)となった。

産婦健診を2回助成している自治体では、産婦健診の受診率が約80%で、そのうち産後うつの支援が必要と判定された受診者が約10%いるという結果も示されている。

2015～16年の間に、妊娠中から産後1年未満の女性で死亡した357人のうち、102人が自殺であり、その原因の一つに産後うつが考えられるとの報道もあり、自治体では出産から子育てまで包括的に支援する子育て世代包括支援センターや産後ケア事業の整備も進められている。産後のうつを早急に発見し、きめ細やかなフォローを行うためにも、産婦健診の2回助成の実施が求められている。

### ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

産婦健診と同様に歯科健診においても、妊産婦への助成を行っている市町村が増加している。名古屋市では、妊娠中に1回・出産後1年以内に1回の助成を実施している。

妊娠中は特に口腔内の環境が変化し、トラブルが起きやすい。にも関わらず、妊産婦が口腔内のチェックを受ける機会は少ない。また妊産婦や子どもの体調によって、予定している受診機会が失われることも多い。

制度を実施しているも、集団健診で実施している市町村は、個別健診での実施により、妊産婦の受診機会を確保することが求められている。

### ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。(P94参照)

歯科口腔保健の必要性が高まる中、愛知県内で歯科衛生士を雇用する自治体数は減ってきている。歯科衛生士を雇用する自治体は2015年度41市町村(76%)あったが、2019年度には33市町村(61%)となっている。

歯科衛生士の主な業務は歯科健診の補助、健診後の保健指導、歯科予防指導などが中心だが、歯科口腔保健は乳幼児から高齢者まで全ライフステージに渡って関与する必要がある、非常に専門性の高い技能が求められる。また業務実践のためには地域保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育など様々な関連施策との連携協力など、企画、調整、評価などの総合的な役割も求められている。

多様化する歯科口腔保健業務を効率的に実践するには、自治体に雇用される歯科専門職としての歯科衛生士は常勤かつ複数配置がどうしても必要である。

**【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。(略)**

# 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保④ ～新経済・財政再生計画 改革工程表（平成30年12月20日）【社会保障分野】～

## 【基本的考え方】 ※経済財政運営と改革の基本方針2018抜粋

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、基盤強化期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

## 改革工程表（61項目）

### 【予防・健康づくりの推進】〔18項目〕

（主な取組）

- 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備
- 糖尿病等の生活習慣病の予防・重症化予防や認知症の予防の推進（先進事例の横展開やインセンティブの積極活用）
- 介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討
- 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発
- 予防・健康づくりの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進

### 【医療・福祉サービス改革】〔31項目〕

（主な取組）

- 医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進
- 高額医療機器の効率的な配置等を促進
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及
- 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）
- 介護の経営の大規模化・協働化
- 地域医療構想に示された病床の機能分化・連携の推進
- AIの衣装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルス改革の推進など、テクノロジーの徹底活用
- 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国展開

### 【多様な就労・社会参加】〔2項目〕

（主な取組）

- 働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大
- 勤労者皆保険制度（被用者保険の更なる適用拡大）の実現を目指した検討

### 【給付と負担の見直し】〔10項目〕

（主な取組）

- 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討
- 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討
- 医療費について保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討
- 団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討
- 介護のケアプラン作成、介護の多床室室料、介護の軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について検討
- 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討
- 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる
- 外来受診時等の定額負担の導入を検討

### 【旧改革工程表の全44項目の着実な推進】

# 各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数

(2019年8月 愛知社保協まとめ)

- ・要介護1～5の「割合」は65歳以上人口(B)での割合
- ・広域連合の自治体は、人口のみ掲載し、要支援・要介護者は広域連合の合計値で掲載している。
- ・介護認定者数は「厚生労働省 介護保険事業状況報告 月報(暫定版)」5月末現在
- ・人口は「愛知県人口動向調査結果あいちの人口(推計)市町村別年齢別人口」6月1日現在

市町村名	人口 (A)	65歳以上人口		うち、75歳以上人口		要支援		要介護	
		(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1	割合
合計	7,549,594	1,861,770	24.7%	934,609	12.4%	98,234	5.3%	56,953	3.1%
1 名古屋市	2,325,918	570,297	24.5%	294,710	12.7%	38,406	6.7%	15,889	2.8%
3 岡崎市	387,294	89,122	23.0%	42,059	10.9%	4,521	5.1%	3,515	3.9%
4 一宮市	379,689	102,253	26.9%	52,549	13.8%	4,339	4.2%	3,742	3.7%
5 瀬戸市	127,653	37,807	29.6%	19,261	15.1%	1,715	4.5%	1,376	3.6%
6 半田市	118,145	28,192	23.9%	14,082	11.9%	1,444	5.1%	1,209	4.3%
7 春日井市	306,876	79,289	25.8%	39,835	13.0%	3,905	4.9%	2,267	2.9%
9 津島市	61,732	18,346	29.7%	9,617	15.6%	793	4.3%	472	2.6%
10 碧南市	72,875	17,054	23.4%	8,732	12.0%	791	4.6%	522	3.1%
11 刈谷市	153,190	30,652	20.0%	14,533	9.5%	1,442	4.7%	1,122	3.7%
12 豊田市	426,477	95,528	22.4%	43,321	10.2%	4,473	4.7%	2,813	2.9%
13 安城市	188,181	39,062	20.8%	18,607	9.9%	1,863	4.8%	1,142	2.9%
14 西尾市	169,926	42,901	25.2%	20,835	12.3%	1,576	3.7%	1,451	3.4%
16 犬山市	73,541	21,530	29.3%	11,086	15.1%	1,126	5.2%	660	3.1%
17 常滑市	57,814	14,620	25.3%	7,747	13.4%	652	4.5%	556	3.8%
18 江南市	97,893	26,981	27.6%	13,705	14.0%	1,129	4.2%	841	3.1%
19 小牧市	148,709	36,256	24.4%	17,438	11.7%	2,023	5.6%	685	1.9%
20 稲沢市	135,676	36,853	27.2%	18,319	13.5%	2,097	5.7%	938	2.5%
25 知立市	72,166	14,198	19.7%	7,055	9.8%	526	3.7%	418	2.9%
26 尾張旭市	81,914	21,251	25.9%	10,767	13.1%	1,180	5.6%	526	2.5%
27 高浜市	48,561	9,210	19.0%	4,746	9.8%	418	4.5%	412	4.5%
28 岩倉市	47,839	12,005	25.1%	5,932	12.4%	609	5.1%	416	3.5%
29 豊明市	69,448	18,100	26.1%	9,180	13.2%	621	3.4%	478	2.6%
30 日進市	91,514	18,445	20.2%	9,503	10.4%	912	4.9%	530	2.9%
32 愛西市	61,234	19,222	31.4%	9,837	16.1%	724	3.8%	630	3.3%
33 清須市	69,680	16,080	23.1%	8,090	11.6%	724	4.5%	453	2.8%
34 北名古屋市	85,899	20,722	24.1%	10,609	12.4%	899	4.3%	678	3.3%
35 弥富市	43,300	11,233	25.9%	5,728	13.2%	536	4.8%	325	2.9%
36 みよし市	62,786	11,345	18.1%	5,346	8.5%	418	3.7%	280	2.5%

要介護										要支援・ 要介護者合計		市町村名	
2	割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合		割合		
54,365	2.9%	40,853	2.2%	36,490	2.0%	25,676	1.4%	214,337	11.5%	312,571	16.8%	合計	
20,844	3.7%	15,348	2.7%	12,403	2.2%	9,064	1.6%	73,548	12.9%	111,954	19.6%	名古屋市	1
1,941	2.2%	1,719	1.9%	1,536	1.7%	1,013	1.1%	9,724	10.9%	14,245	16.0%	岡崎市	3
2,955	2.9%	2,146	2.1%	1,941	1.9%	1,454	1.4%	12,238	12.0%	16,577	16.2%	一宮市	4
1,092	2.9%	808	2.1%	737	1.9%	491	1.3%	4,504	11.9%	6,219	16.4%	瀬戸市	5
701	2.5%	599	2.1%	581	2.1%	350	1.2%	3,440	12.2%	4,884	17.3%	半田市	6
2,547	3.2%	1,637	2.1%	1,596	2.0%	1,137	1.4%	9,184	11.6%	13,089	16.5%	春日井市	7
662	3.6%	419	2.3%	333	1.8%	261	1.4%	2,147	11.7%	2,940	16.0%	津島市	9
456	2.7%	370	2.2%	343	2.0%	204	1.2%	1,895	11.1%	2,686	15.7%	碧南市	10
698	2.3%	547	1.8%	593	1.9%	363	1.2%	3,323	10.8%	4,765	15.5%	刈谷市	11
2,253	2.4%	1,683	1.8%	1,771	1.9%	1,395	1.5%	9,915	10.4%	14,388	15.1%	豊田市	12
928	2.4%	585	1.5%	740	1.9%	541	1.4%	3,936	10.1%	5,799	14.8%	安城市	13
1,209	2.8%	869	2.0%	805	1.9%	468	1.1%	4,802	11.2%	6,378	14.9%	西尾市	14
390	1.8%	421	2.0%	336	1.6%	208	1.0%	2,015	9.4%	3,141	14.6%	犬山市	16
499	3.4%	316	2.2%	309	2.1%	203	1.4%	1,883	12.9%	2,535	17.3%	常滑市	17
696	2.6%	529	2.0%	545	2.0%	293	1.1%	2,904	10.8%	4,033	14.9%	江南市	18
549	1.5%	507	1.4%	577	1.6%	335	0.9%	2,653	7.3%	4,676	12.9%	小牧市	19
914	2.5%	717	1.9%	625	1.7%	397	1.1%	3,591	9.7%	5,688	15.4%	稲沢市	20
304	2.1%	222	1.6%	248	1.7%	160	1.1%	1,352	9.5%	1,878	13.2%	知立市	25
489	2.3%	394	1.9%	337	1.6%	271	1.3%	2,017	9.5%	3,197	15.0%	尾張旭市	26
262	2.8%	232	2.5%	217	2.4%	145	1.6%	1,268	13.8%	1,686	18.3%	高浜市	27
248	2.1%	219	1.8%	199	1.7%	133	1.1%	1,215	10.1%	1,824	15.2%	岩倉市	28
609	3.4%	357	2.0%	317	1.8%	234	1.3%	1,995	11.0%	2,616	14.5%	豊明市	29
448	2.4%	334	1.8%	365	2.0%	245	1.3%	1,922	10.4%	2,834	15.4%	日進市	30
512	2.7%	391	2.0%	360	1.9%	310	1.6%	2,203	11.5%	2,927	15.2%	愛西市	32
468	2.9%	378	2.4%	353	2.2%	246	1.5%	1,898	11.8%	2,622	16.3%	清須市	33
455	2.2%	403	1.9%	312	1.5%	221	1.1%	2,069	10.0%	2,968	14.3%	北名古屋市	34
356	3.2%	222	2.0%	205	1.8%	153	1.4%	1,261	11.2%	1,797	16.0%	弥富市	35
191	1.7%	169	1.5%	186	1.6%	102	0.9%	928	8.2%	1,346	11.9%	みよし市	36

市町村名	人口 (A)	65歳以上人口		うち、75歳以上人口		要支援		要介護		
		(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1	割合	
37	あま市	87,475	23,007	26.3%	11,381	13.0%	1,144	5.0%	720	3.1%
38	長久手市	61,325	9,741	15.9%	4,578	7.5%	423	4.3%	293	3.0%
39	東郷町	43,903	10,138	23.1%	4,918	11.2%	467	4.6%	308	3.0%
40	豊山町	15,647	3,506	22.4%	1,718	11.0%	129	3.7%	82	2.3%
41	大口町	24,155	5,692	23.6%	2,951	12.2%	135	2.4%	153	2.7%
42	扶桑町	34,069	9,110	26.7%	4,774	14.0%	395	4.3%	310	3.4%
43	大治町	32,229	6,823	21.2%	3,278	10.2%	353	5.2%	202	3.0%
44	蟹江町	37,048	9,342	25.2%	4,603	12.4%	444	4.8%	266	2.8%
45	飛島村	4,585	1,425	31.1%	744	16.2%	39	2.7%	40	2.8%
46	阿久比町	28,304	7,449	26.3%	3,738	13.2%	323	4.3%	173	2.3%
48	南知多町	17,415	6,532	37.5%	3,462	19.9%	233	3.6%	113	1.7%
49	美浜町	22,773	6,838	30.0%	3,458	15.2%	268	3.9%	271	4.0%
50	武豊町	43,113	10,739	24.9%	5,171	12.0%	472	4.4%	268	2.5%
51	幸田町	42,079	8,973	21.3%	4,182	9.9%	336	3.7%	282	3.1%
-	知多北部 広域連合	338,642	80,709	23.8%	40,208	11.9%	3,719	4.6%	2,374	2.9%
22	東海市	113,678	25,255	22.2%	12,913	11.4%	-	-	-	-
23	大府市	92,101	19,703	21.4%	9,760	10.6%	-	-	-	-
24	知多市	83,946	23,162	27.6%	11,270	13.4%	-	-	-	-
47	東浦町	48,917	12,589	25.7%	6,265	12.8%	-	-	-	-
-	東三河 広域連合	750,902	203,192	27.1%	102,216	13.6%	9,492	4.7%	6,752	3.3%
2	豊橋市	373,234	95,063	25.5%	46,820	12.5%	-	-	-	-
8	豊川市	183,823	47,796	26.0%	23,657	12.9%	-	-	-	-
15	蒲郡市	80,091	23,233	29.0%	12,352	15.4%	-	-	-	-
21	新城市	44,713	15,918	35.6%	8,266	18.5%	-	-	-	-
31	田原市	60,378	16,778	27.8%	8,440	14.0%	-	-	-	-
52	設楽町	4,548	2,313	50.9%	1,405	30.9%	-	-	-	-
53	東栄町	3,076	1,555	50.6%	948	30.8%	-	-	-	-
54	豊根村	1,039	536	51.6%	328	31.6%	-	-	-	-

要介護										要支援・ 要介護者合計		市町村名	
2	割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合		割合		
234	2.4%	158	1.6%	151	1.6%	144	1.5%	980	10.1%	1,403	14.4%	長久手市	38
240	2.4%	181	1.8%	197	1.9%	127	1.3%	1,053	10.4%	1,520	15.0%	東郷町	39
96	2.7%	71	2.0%	69	2.0%	45	1.3%	363	10.4%	492	14.0%	豊山町	40
117	2.1%	87	1.5%	92	1.6%	48	0.8%	497	8.7%	632	11.1%	大口町	41
239	2.6%	162	1.8%	161	1.8%	125	1.4%	997	10.9%	1,392	15.3%	扶桑町	42
181	2.7%	136	2.0%	127	1.9%	89	1.3%	735	10.8%	1,088	15.9%	大治町	43
282	3.0%	193	2.1%	153	1.6%	106	1.1%	1,000	10.7%	1,444	15.5%	蟹江町	44
48	3.4%	38	2.7%	24	1.7%	19	1.3%	169	11.9%	208	14.6%	飛島村	45
170	2.3%	127	1.7%	115	1.5%	77	1.0%	662	8.9%	985	13.2%	阿久比町	46
170	2.6%	146	2.2%	174	2.7%	108	1.7%	711	10.9%	944	14.5%	南知多町	48
163	2.4%	128	1.9%	134	2.0%	80	1.2%	776	11.3%	1,044	15.3%	美浜町	49
254	2.4%	195	1.8%	135	1.3%	88	0.8%	940	8.8%	1,412	13.1%	武豊町	50
110	1.2%	157	1.7%	177	2.0%	103	1.1%	829	9.2%	1,165	13.0%	幸田町	51
2,650	3.3%	2,000	2.5%	1,616	2.0%	1,209	1.5%	9,849	12.2%	13,568	16.8%	知多北部 広域連合	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東海市	22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大府市	23
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	知多市	24
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東浦町	47
5,090	2.5%	4,065	2.0%	3,818	1.9%	2,577	1.3%	22,302	11.0%	31,794	15.6%	知多北部 広域連合	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	豊橋市	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	豊川市	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	蒲郡市	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新城市	21
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	田原市	31
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設楽町	52
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東栄町	53
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	豊根村	54

## 介護保険料(月額)と保険料段階数

(2018年4月 愛知県保険医協会調査)

※第6・第7期については、自治体へのアンケート結果を反映。第5期以前は、前回のアンケート結果から転載。

※東三河8市町村(豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村)は、第7期から東三河広域連合が計画を策定。東三河広域連合が設定した保険料基準額(5,550円)から、各市町村が介護給付費準備基金を取り崩し、各市町村の保険料基準額を設定。次期計画から保険料の統一がなされる予定。

※「段階」欄は第7期計画。

※保険料の値下げは、5市町(9.2%)、据え置きは9市町(16.7%)、値上げは40市町村(74.1%)。

※保険料の段階数は、最小が第10段階:6市町(11.1%)、最大が第17段階:2市(3.7%)。

市町村名		第3期 保険料額 (2006年度～)	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	第6期 保険料額 (2015年度～)	第7期 保険料額 (2018年度～)	値上げ額	値上げ率	段階
愛知県平均 (加重平均)		3,993	3,941	4,768	5,191	5,526	335	6.5%	—
1	名古屋市	4,398	4,149	5,440	5,894	6,391	497	8.4%	14
2	豊橋市	3,760	3,960	4,300	4,800	4,813	13	0.3%	12
3	岡崎市	3,900	4,100	4,300	4,770	5,390	620	13.0%	14
4	一宮市	3,800	3,859	5,125	5,200	5,350	150	2.9%	12
5	瀬戸市	4,147	4,188	4,430	4,945	5,627	682	13.8%	13
6	半田市	4,050	3,945	4,980	4,930	5,480	550	11.2%	12
7	春日井市	4,087	4,106	4,649	5,047	5,777	730	14.5%	14
8	豊川市	3,616	3,944	4,590	5,180	5,181	1	0.0%	12
9	津島市	4,540	4,011	5,181	5,300	5,600	300	5.7%	17
10	碧南市	3,300	3,360	4,500	4,600	4,860	260	5.7%	12
11	刈谷市	3,700	3,700	4,440	4,940	5,200	260	5.3%	13
12	豊田市	3,838	3,838	4,280	4,800	5,200	400	8.3%	11
13	安城市	3,700	3,700	4,150	4,800	5,290	490	10.2%	14
14	西尾市	3,225	3,700	4,200	4,800	5,200	400	8.3%	13
15	蒲郡市	3,618	4,086	4,472	4,900	4,503	-397	-8.1%	12
16	犬山市	3,563	3,296	3,995	4,563	4,783	220	4.8%	13
17	常滑市	3,200	4,000	4,800	4,950	5,400	450	9.1%	12
18	江南市	3,752	3,778	4,177	4,945	5,033	88	1.8%	10
19	小牧市	3,587	3,587	3,647	4,163	4,309	146	3.5%	11
20	稲沢市	3,830	3,855	4,400	4,600	4,800	200	4.3%	10
21	新城市	3,560	3,560	4,450	4,950	5,213	263	5.3%	12
25	知立市	2,950	3,200	3,680	4,250	4,650	400	9.4%	12
26	尾張旭市	4,190	4,005	4,155	4,820	4,990	170	3.5%	13
27	高浜市	4,296	4,400	5,260	5,480	5,700	220	4.0%	17
28	岩倉市	3,785	3,495	4,100	4,814	4,953	139	2.9%	11
29	豊明市	4,550	3,845	4,529	5,475	5,515	40	0.7%	13
30	日進市	4,580	3,617	4,370	5,190	5,363	173	3.3%	13
31	田原市	3,540	3,540	4,216	4,750	4,871	121	2.5%	12
32	愛西市	3,850	3,850	4,350	4,800	5,100	300	6.3%	11
33	清須市	3,689	3,942	4,898	4,984	5,181	197	4.0%	10
34	北名古屋市	3,824	3,665	4,316	4,650	4,650	0	0.0%	10
35	弥富市	3,500	3,450	4,550	4,760	5,540	780	16.4%	12

市町村名	第3期 保険料額 (2006年度～)	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	第6期 保険料額 (2015年度～)	第7期 保険料額 (2018年度～)	値上げ額	値上げ率	段階	
36	みよし市	3,680	3,680	3,680	4,040	4,040	0	0.0%	10
37	あま市	2,356	3,789	4,300	4,700	5,200	500	10.6%	12
38	長久手市	4,355	4,002	4,283	5,045	5,345	300	5.9%	13
39	東郷町	4,407	3,808	3,846	4,664	4,997	333	7.1%	13
40	豊山町	3,694	3,899	4,382	5,300	5,300	0	0.0%	10
41	大口町	3,450	3,450	3,750	3,750	4,041	291	7.8%	11
42	扶桑町	3,345	3,454	3,969	4,381	4,511	130	3.0%	12
43	大治町	4,000	4,000	4,500	4,900	5,200	300	6.1%	12
44	蟹江町	3,000	3,500	4,750	5,100	5,500	400	7.8%	11
45	飛島村	2,900	3,301	4,650	6,520	6,350	-170	-2.6%	12
46	阿久比町	4,380	3,650	4,400	4,780	4,780	0	0.0%	12
48	南知多町	3,400	3,400	4,400	5,100	5,000	-100	-2.0%	12
49	美浜町	3,500	3,600	4,500	5,100	5,100	0	0.0%	12
50	武豊町	3,700	3,980	4,780	4,850	4,960	110	2.3%	12
51	幸田町	3,200	3,500	3,800	4,100	4,300	200	4.9%	11
52	設楽町	3,400	3,700	4,400	5,700	5,125	-575	-10.1%	12
53	東栄町	3,800	4,100	4,300	5,900	4,825	-1,075	-18.2%	12
54	豊根村	3,600	3,560	4,500	5,300	5,418	118	2.2%	12
—	知多北部広域連合	3,941	4,030	4,934	5,073	5,073	0	0.0%	12

第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第17段階
6	7	26	9	4	2

値下げ	5
据え置き	9
値上げ	40

### 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月(所要額:221億円)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

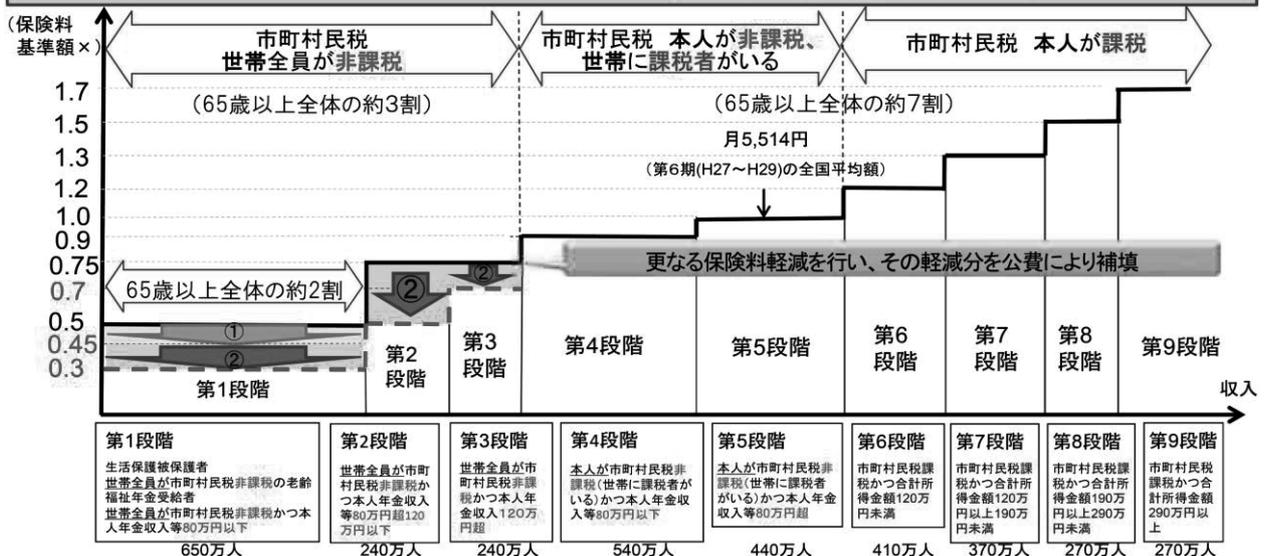
②平成29年4月(所要見込額:約1,400億円)

消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合  
国1/2、都道府県1/4  
市町村1/4



# 第7期保険料段階と倍率と所得金額

(2018年4月 愛知県保険医協会調査)

市町村名	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階		第7段階		第8段階		第9段階		第10段階		
	世帯全員が住民税非課税				世帯課税・本人非課税		倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準
						本人が住民税課税										
1 名古屋市	※0.40	0.65	0.75	0.85	1.00	1.05	80万未満	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
2 豊橋市	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満	
3 岡崎市	0.35	0.60	0.65	0.85	1.00	1.02	80万未満	1.05	120万未満	1.15	200万未満	1.40	300万未満	1.65	400万未満	
4 一宮市	0.45	0.60	0.75	0.90	1.00	1.10	120万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	700万未満	
5 瀬戸市	0.45	0.62	0.75	0.88	1.00	1.10	120万未満	1.25	200万未満	1.40	300万未満	1.55	400万未満	1.75	600万未満	
6 半田市	0.40	0.69	0.75	0.83	1.00	1.15	120万未満	1.35	200万未満	1.65	300万未満	1.80	400万未満	2.00	600万未満	
7 春日井市	0.45	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.60	400万未満	1.70	600万未満	
8 豊川市	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満	
9 津島市	0.44	0.56	0.59	0.69	1.00	1.20	120万未満	1.25	150万未満	1.30	200万未満	1.50	240万未満	1.60	300万未満	
10 碧南市	0.35	0.65	0.70	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.80	700万未満	
11 刈谷市	0.35	0.65	0.65	0.85	1.00	1.20	125万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.90	500万未満	
12 豊田市	0.45	0.60	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.75	400万未満	2.00	800万未満	
13 安城市	0.35	0.60	0.65	0.80	1.00	1.15	125万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.90	500万未満	
14 西尾市	0.40	0.65	0.70	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.60	350万未満	1.70	500万未満	
15 蒲郡市	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満	
16 犬山市	0.45	0.65	0.75	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	200万未満	1.40	300万未満	1.55	400万未満	1.70	600万未満	
17 常滑市	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満	
18 江南市	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	500万以上	
19 小牧市	0.45	0.65	0.75	0.83	1.00	1.10	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.60	500万未満	1.70	1000万未満	
20 稲沢市	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.75	500万以上	
21 新城市	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満	
25 知立市	0.40	0.70	0.70	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満	
26 尾張旭市	0.35	0.60	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.60	400万未満	1.75	600万未満	
27 高浜市	0.40	0.65	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.20	125万未満	1.30	200万未満	1.50	290万未満	1.60	300万未満	
28 岩倉市	0.45	0.63	0.75	0.88	1.00	1.13	120万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.65	500万未満	1.75	800万未満	
29 豊明市	0.40	0.65	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.40	290万未満	1.50	340万未満	1.60	500万未満	
30 日進市	0.40	0.65	0.75	0.90	1.00	1.13	120万未満	1.27	200万未満	1.55	300万未満	1.70	400万未満	1.80	700万未満	
31 田原市	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満	
32 愛西市	0.45	0.60	0.65	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	800万未満	
33 清須市	0.45	0.70	0.75	0.88	1.00	1.25	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.60	400万未満	1.70	400万以上	
34 北名古屋市	0.45	0.65	0.75	0.83	1.00	1.25	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.85	500万以上	
35 弥富市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.90	700万未満	
36 みよし市	0.35	0.65	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	500万未満	1.70	800万未満	1.80	800万以上	
37 あま市	0.45	0.65	0.75	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.80	800万未満	
38 長久手市	0.40	0.65	0.75	0.88	1.00	1.15	125万未満	1.40	200万未満	1.60	300万未満	1.80	500万未満	2.00	750万未満	
39 東郷町	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.10	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.90	700万未満	
40 豊山町	0.45	0.58	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	500万未満	1.70	500万以上	
41 大口町	0.40	0.65	0.70	0.80	1.00	1.20	125万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.60	500万未満	1.75	1000万未満	
42 扶桑町	0.50	0.65	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.60	400万未満	1.70	500万未満	
43 大治町	0.45	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.65	500万未満	1.75	800万未満	
44 蟹江町	0.45	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	200万未満	1.45	300万未満	1.65	500万未満	1.75	1000万未満	
45 飛島村	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.90	750万未満	
46 阿久比町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満	
48 南知多町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満	
49 美浜町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満	
50 武豊町	0.45	0.70	0.75	0.87	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	450万未満	1.84	700万未満	
51 幸田町	0.40	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.55	400万未満	1.80	600万未満	
52 設楽町	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満	
53 東栄町	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満	
54 豊根村	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満	
— 知多北部広域連合	0.45	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満	

## 国の示す保険料段階の対象者及び所得基準は下記の通り

第1段階	生活保護世帯または世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第2段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超～120万円以下
第3段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が120万円超
第4段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第5段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超 ※基準段階

※名古屋市は「生保または老齢福祉年金受給者」と「本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額が80万円以下の者」の段階を分けているが、この表では合わせて1段階とした。従って名古屋市では第2段階以降は1を加えた15段階での基準としている。

第11段階		第12段階		第13段階		第14段階		第15段階		第16段階		第17段階		市町村名	
倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準		
本人が住民税課税															
1.90	540万未満	2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上							名古屋市	1
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											豊橋市	2
1.90	600万未満	2.15	800万未満	2.45	1000万未満	2.65	1000万以上							岡崎市	3
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											一宮市	4
1.95	800万未満	2.15	1000万未満	2.35	1000万以上									瀬戸市	5
2.10	1000万未満	2.30	1000万以上											半田市	6
1.80	800万未満	1.85	1000万未満	1.90	1500万未満	2.00	1500万以上							春日井市	7
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											豊川市	8
1.70	340万未満	1.75	400万未満	1.85	500万未満	2.15	650万未満	2.20	800万未満	2.25	1000万未満	2.30	1000万以上	津島市	9
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											碧南市	10
2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上									刈谷市	11
2.25	800万以上													豊田市	12
2.10	700万未満	2.30	900万未満	2.40	1000万未満	2.50	1000万以上							安城市	13
1.80	800万未満	2.00	1000万未満	2.50	1000万以上									西尾市	14
1.90	1000万未満	2.00	1000万未満											蒲郡市	15
1.80	800万以上	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									犬山市	16
1.90	800万未満	2.00	800万以上											常滑市	17
														江南市	18
1.80	1000万以上													小牧市	19
														稲沢市	20
1.90	1000万円未満	2.00	1000万以上											新城市	21
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											知立市	25
1.85	800万未満	1.95	1000万未満	2.05	1000万以上									尾張旭市	26
1.70	350万未満	1.75	500万未満	1.80	600万未満	1.85	700万未満	1.95	850万未満	2.10	1000万未満	2.20	1000万以上	高浜市	27
1.85	800万以上													岩倉市	28
1.80	800万未満	2.00	1000万未満	2.20	1000万以上									豊明市	29
2.10	1000万未満	2.30	1500万未満	2.50	1500万以上									日進市	30
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											田原市	31
1.85	800万以上													愛西市	32
														清須市	33
														北名古屋市	34
2.00	1000万未満	2.10	1000万以上											弥富市	35
														みよし市	36
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											あま市	37
2.20	1000万未満	2.40	1500万未満	2.60	1500万以上									長久手市	38
2.10	1000万未満	2.30	1000万以上											東郷町	39
														豊山町	40
1.85	1000万以上													大口町	41
1.80	1000万未満	1.90	1000万以上											扶桑町	42
1.85	1000万未満	1.95	1000万以上											大治町	43
1.90	1000万以上													蟹江町	44
2.10	1000万未満	2.30	1000万以上											飛島村	45
1.90	800万未満	2.00	800万以上											阿久比町	46
1.90	800万未満	2.00	800万以上											南知多町	48
1.90	800万未満	2.00	800万以上											美浜町	49
2.15	1000万未満	2.30	1000万以上											武豊町	50
1.90	600万以上													幸田町	51
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											設楽町	52
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											東栄町	53
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											豊根村	54
1.90	800万未満	1.95	800万以上											知多北部広域連合	—

※第1段階は公費による軽減を含む自治体もある。  
 ※今後の低所得者に対する更なる軽減案について、この表では記載しない。  
 ※第1段階を低く設定しているのは、弥富市(0.3倍)、岡崎市・碧南市・刈谷市・尾張旭市・みよし市(0.35倍)など。  
 ※段階を最も増やしているのは、津島市・高浜市(17段階)、段階が最も少ないのは、江南市・稲沢市・清須市・北名古屋市・みよし市・豊山町(10段階)。  
 ※最高倍率が高いのは岡崎市(2.65倍)、長久手市(2.6倍)、名古屋市・刈谷市・安城市・西尾市・日進市(2.5倍)など。

# 介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

※減免制度があるのは30市町村(56%)  
 ※東三河広域連合の実施により、実施が4自治体増加。  
 ※減免実績は、2016年度3,942件38,526,535円  
 →2017年度4,023件39,245,970円  
 ※「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に立って、3原則を超えて実施している市町村。  
 【実施割合の推移】 2000年 5% → 2001年14% → 2002年18% → 2003年44%  
 → 2004年47% → 2005年54% → 2006年48% → 2007年56% → 2008年54%  
 → 2009年53% → 2010年55% → 2011年57% → 2012年54% → 2013年54%  
 → 2014年54% → 2015年44% → 2016年50% → 2017年48% → 2018年56%

**保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則**  
 ①保険料の全額免除  
 ②資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免  
 ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

市町村名	減免対象となる所得段階区分等	3原則項目			申請不要	2017年度実績		
		全額免除	資産制限	一般会計		件数	金額	
合計	減免実施市町村数:30(56%)	6	3	0	1	4,023	39,245,970	
3	岡崎市	第1段階(生保は除く)、第2段階	×	×	×	×	44	579,980
4	一宮市	第1段階(生保は除く)の老齢福祉年金受給者、第3段階(前年所得33万円以下)	×	○	×	○	3,086	28,241,800
5	瀬戸市	世帯非課税で、生活困窮と認められる方	×	×	×	×	0	0
6	半田市	災害・失業その他特別な事情等による保険料納付困難	○	×	×	×	0	0
9	津島市	第1段階(世帯非課税・扶養・資産等要件あり)	×	×	×	×	0	0
10	碧南市	世帯収入が年80万円もしくは120万円以下で、預金等の資産なく生活困窮	×	×	×	×	3	34,960
12	豊田市	低収入で、預貯金・資産等を活用しても保険料納付困難等	○	×	×	×	3	139,380
14	西尾市	第1・2段階(生活困窮者、要件あり)、被災者、所得激減者等	○	×	×	×	10	121,680
16	犬山市	第2段階(生活保護基準以下)等	○	×	×	×	1	8,000
19	小牧市	生活保護基準以下等	×	○	×	×	3	53,000
20	稲沢市	老齢福祉年金受給者で、すべての世帯員に固定資産がなく、非課税世帯	×	×	×	×	0	0
25	知立市	第1・2段階で世帯の収入が独居で150万円以下、預貯金が独居で200万円以下(世帯員による加算あり、その他資産・扶養等要件あり)	×	×	×	×	71	502,100
28	岩倉市	災害、長期療養、所得減少、その他特別な事情があるとき	○	×	×	×	0	0
30	日進市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	×	○	×	×	0	0
34	北名古屋市	第1-3段階で、かつ生活保護基準相当	×	×	×	×	7	89,600
35	弥富市	生活保護基準の110/100以下	×	×	×	×	1	48,400
36	みよし市	財産家財の損害(制限あり)、収入の減少(制限あり)、その他市長が認めた場合	○	×	×	×	0	0
42	扶桑町	災害・死亡・長期入院、事業の休廃止等、農作物の不作、その他町長が認めた場合	×	×	×	×	0	0
44	蟹江町	第1段階(生活保護受給者除く)	×	×	×	×	536	7,132,815
46	阿久比町	第1-3段階(生活困窮者、収入要件あり)	×	×	×	×	0	0
50	武豊町	第1-2段階(生活困窮者)、災害減免等	×	×	×	×	3	40,730
51	幸田町	非課税世帯(滞納、資産、収入の要件あり)	×	×	×	×	33	301,760
—	東三河広域連合(8市町村)	非課税世帯で、第1段階で世帯年収80万円、第2・3段階で世帯年収120万円以下(世帯員による金額加算あり。その他の要件もあり)	×	×	×	×	222	1,951,765

※東三河広域連合は2018年4月発足。同欄の減免実績は、豊橋・豊川・蒲郡・田原各市の2017年度実績の合計。

# 介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

※利用料減免実施市町村数は20市町村で、実施市町村の割合は37%。  
 ※2017年度の減免実績は、8,910件、88,403,913円。(豊橋市を含む)  
 【実施割合の推移】2000年8% → 2001年15% → 2002年25% → 2003年32%  
 → 2004年36% → 2005年35% → 2006年37% → 2007年40% → 2008年41%  
 → 2009年40% → 2010年44% → 2011年41% → 2012年39% → 2013年39%  
 → 2014年39% → 2015年39% → 2016年39% → 2017年39% → 2018年37%

市町村名	対象者	減免内容				一般会計繰入	2017年度実績		
		助成割合			その他の減免		件数	金額(円)	
		訪問介護	居宅サービス	施設サービス					
合計	減免実施市町村数:20(37%)	18	16	8	3	9	7,872	50,096,103	
3	岡崎市	第1-3段階(収入・資産・扶養等要件あり)		1/2	—	—	○	58	475,140
6	半田市	災害・失業その他特別な事情により、利用者負担納入困難な人		1/2	—	—	×	1	16,640
10	碧南市	介護保険料減免適用で年収80万円もしくは120万円以下		1/2もしくは1/3	1/2もしくは1/3	—	○	0	0
11	刈谷市	住民税非課税世帯で年収が単身103万円、複数世帯で164万円以下(預貯金等要件あり)		1/2	—	—	×	56	237,185
12	豊田市	利用者負担第2段階の人		—	—	高額介護サービス費 1/5(上限3,000円/月)	○	814	1,413,656
13	安城市	高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯等(収入・預貯金・資産等要件あり)		1/2	—	—	×	48	308,281
14	西尾市	住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者		1/2	—	—	○	866	7,630,663
		住民税非課税世帯で要介護3以上		1/5	—	—			
18	江南市	住民税非課税世帯		1/2	—	—	○	2,765	9,376,973
25	知立市	住民税非課税世帯(収入・預貯金・資産等要件あり)		1/2	—	—	○	16	48,729
28	岩倉市	第1段階(高齢福祉年金受給者)		1/2	1/2	—	×	0	0
35	弥富市	生活保護基準以下(財産要件あり)		1/2	1/2	—	×	1	184,376
36	みよし市	収入減少等で別に定める金額を満たす場合		15/100~3/100	—	—	×	0	0
41	大口町	住民税非課税世帯		—	—	デイサービス 食事代支援	×	262	2,270,381
46	阿久比町	住民税非課税世帯		7/10	—	—	○	411	1,750,696
50	武豊町	住民税非課税世帯		1/2	—	福祉用具・住宅改修費1/2	○	2,366	24,675,625
		介護老人福祉施設の入所者(年収68万円以下)		—	1/2	—			
51	幸田町	住民税非課税世帯(年収120万円以下、世帯員による加算あり)		1/2	—	—	○	62	259,849
—	知多北部 広域連合 (4市町)	第1段階(収入要件あり)		3/4	3/4	—	×	146	1,447,909
		第2、3段階(収入要件あり)		1/2	1/2	—			

※2017年度実績合計には、2017年度までで廃止された豊橋市の実績(1,038件、38,307,810円)を含む。

## 特別養護老人ホームの待機者数

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

※要介護3以上で見るなら待機者は2015年17,277人→2016年14,312人→2017年11,707人と減少している。2015年に入所基準が「原則要介護3以上」とされ、要介護1、2の待機者がサービス付高齢者向け住宅(サ高住)など、他の老人施設に大量に移ったことが背景にあると思われる。  
 ※1/3の市町が要介護1、2の待機者把握をやめている。実態の正確な把握のため、再開が求められる。  
 ※サ高住は経済的負担が重く、要介護1、2の人からも特養に入りたいという声は強い。入所希望に積極的に応える受け入れ対応と施設の増設が求められる。  
 ※東三河広域連合(豊橋、豊川、蒲郡、新城、田原、設楽、東栄、豊根)の自治体で、要介護3～5の待機者数が、2017年調査と期日が同じでも数値が異なっているのは、カウントの基準が異なっているためである。(東三河広域連合算出基準:待機者=介護3～5かつ在宅の「入所必要性高い」+「1年以内入所必要」実待機者数の数字)

市町村名		2017年 9月1日調査				2018年 調査					
		要介護 3～5	要介護 1, 2	合計	年月 現在	要介護 3～5	年月 現在	要介護 1, 2	年月 現在	待機者 数合計	要介護 1,2入所 者数
合計		11,707	3,944	15,651	—	11,411	—	2,692	—	14,103	
1	名古屋市	2,763	731	3,494	17/04	2,809	18/04	587	18/04	3,396	104
2	豊橋市	524	103	627	17/03	116	17/03			116	
3	岡崎市	1,043	794	1,837	16/05	972	17/05	635	17/09	1,607	
4	一宮市	585	223	808	17/04	585	17/04	223	17/04	808	
5	瀬戸市	71	—	71	17/04	71	17/04			71	
6	半田市	304	222	526	17/08	347	18/08	207	18/08	554	8
7	春日井市	302	—	302	17/04	302	17/04			302	
8	豊川市	455	148	603	17/03	103	17/03	13	17/03	116	51
9	津島市	182	76	258	17/04	137	18/04	33	18/04	170	17
10	碧南市	58	—	58	17/04	58	17/04			58	
11	刈谷市	47	23	70	17/08	37	18/08	23	17/09	60	40
12	豊田市	356	21	377	17/03	302	18/03	17	18/03	319	49
13	安城市	123	—	123	16/04	110	18/04	3	18/04	113	28
14	西尾市	260	415	675	17/04	260	17/04			260	
15	蒲郡市	66	34	100	17/03	25	17/03			25	
16	犬山市	94	53	147	17/04	116	18/04	43	17/09	159	36
17	常滑市	237	208	445	17/08	374	18/08	218	18/08	592	13
18	江南市	838	—	838	17/08	923	18/08			923	
19	小牧市	125	—	125	16/08	65	17/08			65	
20	稲沢市	139	—	139	17/04	139	17/04			139	
21	新城市	154	95	249	17/04	21	17/03	155	17/09	176	6
22	東海市	206	50	256	17/04	189	18/04			189	

市町村名		2017年 9月1日調査				2018年 調査					
		要介護 3～5	要介護 1, 2	合計	年月 現在	要介護 3～5	年月 現在	要介護 1, 2	年月 現在	待機者 数合計	要介護 1,2入所 者数
23	大府市	147	25	172	17/04	137	18/04			137	
24	知多市	98	31	129	17/04	86	18/04			86	
25	知立市	35	29	64	17/04	104	18/08	61	18/08	165	不明
26	尾張旭市	15	—	15	16/04	21	17/04			21	
27	高浜市	86	38	124	17/08	81	18/08	38	17/09	119	13
28	岩倉市	76	23	99	17/07	76	18/08	23	18/08	99	
29	豊明市	154	109	263	17/06	18	17/06			18	
30	日進市	12	2	14	16/10	18	17/11	0	17/09	18	13
31	田原市	116	—	116	17/04	136	17/03			136	
32	愛西市	261	—	261	17/08	376	18/08			376	
33	清須市	103	64	167	17/08	131	18/08	34	17/09	165	1
34	北名古屋市	91	34	125	17/09	100	18/09			100	
35	弥富市	138	93	231	17/08	75	18/08	34	18/08	109	4
36	みよし市	54	24	78	17/08	73	18/08	23	18/08	96	
37	あま市	35	—	35	17/04	425	18/08	144	17/09	569	8
38	東郷町	25	—	25	17/04	118	18/09			118	
39	長久手市	81	21	102	17/08	53	18/08			53	
40	豊山町	把握できない								0	
41	大口町	12	4	16	17/08	20	18/08	0	18/08	20	6
42	扶桑町	26	18	44	16/07	54	18/07	3	17/09	57	12
43	大治町	4	—	4	17/07	4	17/07			4	
44	蟹江町	63	—	63	17/04	73	18/04			73	
45	飛島村	2	0	2	17/08	2	18/09	0	17/09	2	0
46	阿久比町	34	17	51	17/08	105	18/08	27	17/09	132	3
47	東浦町	109	32	141	17/04	74	18/04			74	
48	南知多町	474	—	474	17/07	525	18/08			525	
49	美浜町	39	19	58	17/08	47	18/08	16	17/09	63	1
50	武豊町	188	—	188	17/07	174	18/07			174	
51	幸田町	244	135	379	17/07	232	18/04	72	18/04	304	15
52	設楽町	把握してない				6	17/03			6	
53	東栄町	48	28	76	17/08	5	17/03	58	17/09	63	77
54	豊根村	5	2	7	17/08	1	17/03	2	17/09	3	0

# 総合事業における通所サービスで利用期間制限のあるもの等

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	利用期間制限		サービスの名称	制限期間等	
	ある	ない			
合計	31	23			
1	名古屋市	○		ミニデイ型通所サービス、 運動型通所サービス	6カ月で終了
2	豊橋市		○		
3	岡崎市	○		短期強化型通所サービス	24週間で終了
4	一宮市	○		運動事業向上事業など 短期予防通所サービス	12～24週間で終了
5	瀬戸市	○		いきいきトレーニング	12週間で終了
6	半田市	○		通所型サービスC運動特化型	12週間、クール期間なしで、 継続12週間。翌年度リセット
7	春日井市	○		通所型サービスに係る 短期集中型サービス	24週間で終了
8	豊川市	○		短期集中通所サービス	概ね3～6カ月で終了 (介護予防マネジメントにより決定)
9	津島市	○		通所サービスA	
10	碧南市		○		
11	刈谷市	○		筋力向上トレーニング事業	継続して2クールの利用は可能
12	豊田市		○		
13	安城市	○		短期集中型介護予防サービス	12週間後、継続24週間で終了
14	西尾市	○		ころばん教室 かむかむ教室	ころばん教室は全16回又は20回、 かむかむ教室は全7回で終了
15	蒲郡市	○		短期集中通所サービス	12週間で終了
16	犬山市		○		
17	常滑市		○		
18	江南市	○		短期集中デイ(通所型サービスC)	12週間で終了(3カ月間)
19	小牧市		○		
20	稲沢市		○		
21	新城市	○		短期集中通所サービス	24週間で終了
22	東海市	○		かるやか個別教室、 かるやかグループ教室、 元気アップ教室	約12週間で終了
23	大府市		○		
24	知多市		○		
25	知立市	○		短期集中予防サービス	3～6カ月で終了
26	尾張旭市	○		通所型短期集中予防サービス	13週間で終了 ※従来から約3カ月の期間で実施し ている教室がある
27	高浜市	○		気軽に体操教室	24週間で終了

市町村名		利用期間制限		サービスの名称	制限期間等
		ある	ない		
28	岩倉市		○		
29	豊明市	○		元気アップ リハビリ	24週間で終了
30	日進市	○		足腰おたっしゅクラブ	12週間後(3カ月)、 継続12週間(3カ月)で終了
				健口・健食げんきクラブ	24週間(6カ月)で終了
31	田原市	○		短期集中通所サービス	全12回で終了
32	愛西市	○		通所型サービスC	10週間で終了
33	清須市	○		きよす元気アップサービス、 きよす集中リハビリサービス	24週間で終了
34	北名古屋市	○			48週間で終了、24週間後クール期間24週を経て継続48週間で終了
35	弥富市		○		
36	みよし市	○		通所型短期集中サービス	週2回を最大3カ月で終了
37	あま市		○		
38	長久手市		○		
39	東郷町	○		自立支援リハビリサービス	12～24週間で終了
40	豊山町		○		
41	大口町	○		通所サービスC事業 (体力アップ教室・筋力アップ教室)	6カ月で終了
42	扶桑町		○		
43	大治町		○		
44	蟹江町		○		
45	飛島村		○		
46	阿久比町		○		
47	東浦町	○		サービスC	12週間または24週間で終了
48	南知多町		○		
49	美浜町	○		美浜町運動機能向上訓練個別指導事業	12週間で終了
50	武豊町	○		通所型サービスC	3カ月で終了
51	幸田町	○		通所型サービスC	12～24週間で終了
52	設楽町		○		
53	東栄町		○		
54	豊根村		○		

# 住宅改修・福祉用具の受領委任払い制度の実施状況

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

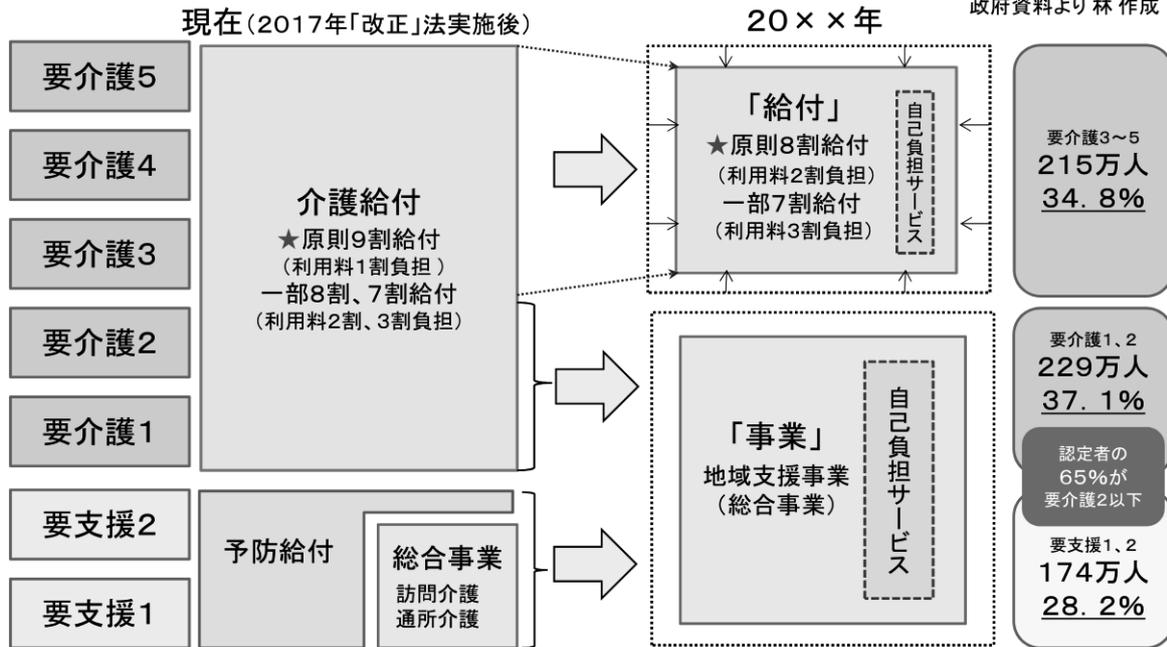
※住宅改修受領委任払い制度の実施は、41市町村(76%)。3年の実績は、1万7千件前後で推移。  
 ※福祉用具受領委任払い制度の実施は、37市町村(69%)。実績は前年より増加し、20,560件。

※○:実施している、△:検討中、×:実施予定なし

市町村名	実施 状況	住宅改修 実績				実施 状況	福祉用具 実績			
		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
合計	41	16,456	17,355	16,611	17,295	37	12,129	13,224	19,670	20,560
1 名古屋市	○	6,535	6,878	6,485	6,604	○	—	1,200	7,752	8,491
2 豊橋市	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—
3 岡崎市	○	814	772	807	816	○	971	984	999	1,003
4 一宮市	○	1,263	1,257	1,253	1,253	○	1,465	1,348	1,302	1,302
5 瀬戸市	○	411	498	421	433	○	525	529	472	520
6 半田市	○	339	386	401	459	○	332	404	420	379
7 春日井市	○	931	748	726	783	○	1,137	818	870	918
8 豊川市	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—
9 津島市	○	162	213	220	212	○	203	220	164	158
10 碧南市	○	179	183	198	234	○	311	302	289	359
11 刈谷市	○	399	351	325	287	○	388	384	375	349
12 豊田市	○	542	621	588	622	○	1,456	1,532	1,500	1,493
13 安城市	○	445	481	425	480	○	505	509	520	561
14 西尾市	○	436	520	531	531	○	577	602	630	708
15 蒲郡市	△	0	0	0	—	×	—	—	—	—
16 犬山市	○	219	236	213	201	×	—	—	—	—
17 常滑市	○	156	136	164	200	○	207	198	217	176
18 江南市	○	268	235	259	297	○	320	310	287	300
19 小牧市	○	193	195	179	254	×	—	—	—	—
20 稲沢市	○	385	369	426	376	○	442	396	428	376
21 新城市	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—
22 東海市	○	266	317	277	268	○	375	440	349	356
23 大府市	○	187	195	149	205	○	319	313	279	277
24 知多市	○	252	302	249	274	○	356	359	303	310
25 知立市	○	167	161	147	118	○	198	175	157	142
26 尾張旭市	○	166	173	231	226	○	165	172	265	249
27 高浜市	○	95	89	57	76	○	177	159	160	141
28 岩倉市	○	128	139	119	134	○	150	162	148	154
29 豊明市	○	133	130	113	163	○	109	94	128	139
30 日進市	○	182	189	177	173	○	166	49	188	156
31 田原市	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—
32 愛西市	○	230	259	210	197	○	218	207	182	191
33 清須市	○	150	181	210	203	○	180	214	219	208
34 北名古屋市	○	無記入	212	170	199	○	無記入	225	210	235
35 弥富市	○	99	125	119	133	○	131	136	119	119
36 みよし市	○	27	62	45	74	×	—	—	—	—
37 あま市	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
38 東郷町	○	127	99	88	97	○	146	103	46	83
39 長久手市	○	63	78	82	110	○	54	66	72	73
40 豊山町	○	21	23	13	31	○	24	33	22	29
41 大口町	○	36	39	43	33	×	—	—	—	—
42 扶桑町	○	80	109	116	108	○	98	132	121	119
43 大治町	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
44 蟹江町	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
45 飛島村	○	0	14	1	0	○	0	1	3	0
46 阿久比町	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
47 東浦町	○	124	175	134	153	○	207	207	208	176
48 南知多町	△	—	—	—	—	△	—	—	—	—
49 美浜町	○	—	×	14	77	○	—	×	13	76
50 武豊町	○	117	139	128	115	○	123	153	149	127
51 幸田町	○	81	66	71	86	○	94	88	104	107
52 設楽町	△	18	無記入	27	—	×	—	—	—	—
53 東栄町	△	30	無記入	無記入	無記入	△	—	—	—	—
54 豊根村	△	—	—	—	—	×	—	—	—	—

# 政府が描く介護保険の将来像

政府資料より 林 作成



- 要介護3以上＝「給付」～全国一律の基準、ただし原則8割給付＝利用料は原則2割に
- 要介護2以下＝「事業」～市町村の実情に応じて実施、「予算」がなくなれば打ち切り！
- 生活援助・福祉用具・住宅改修～「全額自己負担化」＝介護保険から除外

★★ 介護の「科学性」の追求＋「生産性」の向上

Y-HAYASHI @ 全日本民医連



## 介護職夜勤手当に補助

### 柏崎市月給約1万円上げへ

柏崎市は4月、介護事業所で働く職員の夜勤手当を補助する制度を始める。市によると同様の制度は県内自治体で初めて。市内でも介護業界の人手不足がいわゆる中、待遇改善により、若い世代をはじめ人材確保を図る。

## 若い人材確保図る

市によると、市内の要介護4243人から、17年に介護認定者数は2007年は5804人に増えた。

一方で介護職員の数は不足している。市が18年秋に市内の介護事業所に対して実施したアンケート調査では、ほぼ3分の2の事業所から「人員が足りない」との回答が寄せられた。

こうした状況に対応するため、市は19年度当初予算案で夜勤手当の補助制度に5110万円を計上した。

新たな制度は、夜勤の時間帯をおおむね午後10時～午前5時とする。4月以降新たに夜勤手当を増額する事業所を対象で、夜勤する職員に1回当たり1400円を上限に補助する。

これにより、市は職員の給与が1人当たり月額で約1万円上積みされると試算している。

市のアンケート調査では事業所側から「夜勤があることが人員確保のネックになっている」と訴える声があった。市では夜勤の待遇改善で、若者などに介護職を選んでもらうことを目指す。

補助制度に対し、市内の介護事業所からは期待の声が上がる。同市鏡町の特別養護老人ホーム「へべ・メール」の海洋一也園長は「夜勤手当が上がれば介護職に就く動機付けになる。夜勤の負担感は大いだが、人員確保につながる効果があると思う」と話す。

要介護者は今後「団塊の世代」が後期高齢者(75歳以上)になると、さらに増加する可能性がある。市福祉保健部は「夜勤は体力的にも負担が大きいのが、待遇を向上させることで何とか新たな人員を呼び込み、離職を防ぎたい」としている。

# 介護認定者の障害者控除の認定について

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

※基本的に要支援または要介護1以上を要件としているのが、合計40市町村(74%)となっている。  
 ※自動的に要介護者に認定書を送付したのが25市町村(46%)、申請書を送付したのが10市町(19%)、合わせて35市町村(65%)が認定書または申請書を個別に送付している。こうした市町村では、認定書の発行が多い。

新たに認定書を送付した市町村:愛西市・飛島村

(発行枚数推移)2002年:3,768枚 → 2003年: 5,848枚 → 2004年: 5,114枚 → 2005年: 7,155枚  
 → 2006年:10,466枚 → 2007年:13,171枚 → 2008年:18,544枚 → 2009年:22,712枚  
 → 2010年:29,955枚 → 2011年:32,736枚 → 2012年:34,778枚 → 2013年:42,322枚  
 → 2014年:45,136枚 → 2015年:50,017枚 → 2016年:56,262枚 → 2017年:60,994枚

市町村名	認定書 2016年 発行数	認定書 2017年 発行数	認定書発行 の条件				備考 (発行条件の詳細等)	障害者控除の 認定書・申請書の送付			
			要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書		要 介 護 者 に 認 定 書 送 付	要 介 護 者 に 申 請 書 送 付	送 付 数 ・ 申 請 書 の	送 付 し な い
合計	56,262	60,994	10	30	0	37	—	25	10	63,368	19
1 名古屋市	1,029	1,349				○	介護認定時の認定調査票及び職員の聞き取りによる状況確認 「状況確認表」による聞き取り(要介護認定を受けていない者や有効期間経過後の者)				○
2 豊橋市	859	827				○			○	1,715	
3 岡崎市	279	290				○					○
4 一宮市	8,296	8,612		○				○		8,374	
5 瀬戸市	4,960	5,145				○	6カ月以上寝たきりで日常生活に支障がある方、及び知的障害者・身体障害者と同程度の障害のある方	○		5,145	
6 半田市	286	296				○					○
7 春日井市	8,220	8,442		○		○	要介護1以上かつ障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度が一定の基準を満たす方	○		8,295	
8 豊川市	1,083	1,065		○		○	要介護1以上で自立度が一定の基準を満たす方		○	4,994	
9 津島市	829	866		○		○	要介護1以上かつ障害高齢者自立度J1以上または認知症高齢者自立度I以上		○	1,819	
10 碧南市	158	173		○		○					○
11 刈谷市	499	488		○		○	要介護1以上で、認定基準に基づき審査発行。		○	421	
12 豊田市	170	182		○		○	要介護1以上で、認知症高齢者自立度Ⅱa以上または障害高齢者自立度A1以上				○
13 安城市	260	279		○			要介護1以上で、認知症及び障害高齢者自立度を確認の上、判断				○
14 西尾市	431	466		○					○	1,795	
15 蒲郡市	148	148				○					○
16 犬山市	2,315	2,301		○				○		2,289	
17 常滑市	99	128				○					○
18 江南市	3,112	3,179	○			○		○		3,161	

市町村名	認定書 2016年 発行数	認定書 2017年 発行数	認定書発行 の条件				備考 (発行条件の詳細等)	障害者控除の 認定書・申請書の送付				
			要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書		要 介 護 者 に 認 定 書 送 付	要 介 護 者 に 申 請 書 送 付	送 付 数 ・ 申 請 書 の 送 付 数	送 付 し な い	
19	小牧市	1,567	1,676		○		○	要介護1以上で認定調査票及び主治医の意見書で判断	○		1,651	
20	稲沢市	1,314	1,303		○		○	要介護1以上が6カ月以上継続しているなど	○		1,248	
21	新城市	67	35		○		○					○
22	東海市	239	279		○							○
23	大府市	190	178		○							○
24	知多市	364	291		○			普通障害者は要介護1以上、特別障害者は要介護3以上で日常生活自立度B1～C2又はIV～M				○
25	知立市	1,485	1,494		○				○		1,494	
26	尾張旭市	2,286	2,300		○		○	申請書も60件送付	○		2,249	
27	高浜市	113	122				○			○	78	
28	岩倉市	1,341	1,354	○					○		1,354	
29	豊明市	2,027	1,909	○					○		1,909	
30	日進市	604	2,252	○			○	要支援2以上かつ障害高齢者自立度A以上または認知症高齢者自立度Ⅱa以上	○		623	
31	田原市	57	78				○					○
32	愛西市	759	2,005		○				○		2,005	
33	清須市	281	255		○		○					○
34	北名古屋	1,805	1,939		○				○		1,901	
35	弥富市	955	1,010	○			○	申請書も23件送付	○		987	
36	みよし市	284	278	○						○	1,007	
37	あま市	720	798		○			要介護1以上を対象。認定書は窓口で即日交付		○	2,042	
38	長久手市	710	775	○			○		○		775	
39	東郷町	890	1,237	○			○		○		1,212	
40	豊山町	306	339		○				○		339	
41	大口町	388	427		○		○		○		427	
42	扶桑町	984	959	○			○	要支援2以上で認定調査票・主治医意見書から判断	○		948	
43	大治町	23	31		○							○
44	蟹江町	49	60				○					○
45	飛島村	136	192		○				○		192	
46	阿久比町	738	745		○		○		○		745	
47	東浦町	158	170		○		○					○
48	南知多町	100	60				○					○
49	美浜町	101	27				○	障害者認定と同レベル以上を認定		○	45	
50	武豊町	1,349	1,337		○		○		○		1,324	
51	幸田町	728	740	○			○		○		740	
52	設楽町	11	13				○					○
53	東栄町	35	25				○			○		
54	豊根村	65	65		○		○		○		65	

# 国保保険料(税)(医療費給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		所得割			資産割 (固定資産税額)			均等割 (加入者1人につき)		
		2016年	2017年	2018年	2016年	2017年	2018年	2016年	2017年	2018年
1	名古屋市	9.4%	10.1%	9.9%	—	—	—	50,578	53,126	53,311
2	豊橋市	9.2%	9.1%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	26,400	27,600	22,500
3	岡崎市	7.9%	7.9%	8.0%	—	—	—	31,720	31,570	32,200
4	一宮市	8.3%	8.3%	8.6%	—	—	—	33,600	33,600	36,000
5	瀬戸市	9.2%	8.2%	8.2%	廃止	廃止	廃止	33,202	30,255	30,045
6	半田市	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	28,700	28,700	28,700
7	春日井市	6.9%	6.9%	6.9%	25.0%	25.0%	20.0%	34,400	34,400	34,400
8	豊川市	8.6%	8.4%	8.4%	—	—	—	36,900	37,000	37,100
9	津島市	7.8%	7.8%	8.2%	22.0%	22.0%	11.0%	29,000	29,000	30,600
10	碧南市	6.2%	6.5%	7.4%	14.0%	14.0%	—	30,000	32,000	33,700
11	刈谷市	7.0%	7.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30,000	30,000	30,000
12	豊田市	6.4%	6.4%	6.4%	—	—	—	33,200	33,200	33,200
13	安城市	5.6%	5.6%	7.7%	18.0%	18.0%	廃止	30,500	30,500	30,510
14	西尾市	7.0%	7.0%	8.0%	25.0%	25.0%	0.0%	27,000	27,000	31,300
15	蒲郡市	6.7%	6.7%	7.3%	22.5%	22.5%	11.0%	29,600	29,600	30,300
16	犬山市	7.0%	7.0%	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	26,400	26,400	28,320
17	常滑市	7.4%	7.4%	7.6%	29.0%	29.0%	0.0%	32,400	32,400	38,400
18	江南市	6.6%	6.6%	7.0%	33.0%	33.0%	16.5%	22,800	22,800	25,600
19	小牧市	5.0%	5.0%	5.4%	25.7%	25.7%	23.1%	29,500	29,500	30,200
20	稲沢市	7.7%	7.7%	8.4%	0.0%	0.0%	0.0%	33,500	33,500	33,000
21	新城市	7.9%	7.9%	7.8%	—	—	—	38,000	38,000	35,200
22	東海市	6.5%	6.5%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	46,500	46,500	47,900
23	大府市	4.8%	4.8%	6.0%	34.0%	34.0%	26.0%	25,600	25,600	30,800
24	知多市	6.6%	6.6%	7.2%	25.0%	25.0%	—	23,000	23,000	28,800
25	知立市	6.9%	6.9%	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	29,000	29,000	31,000
26	尾張旭市	7.3%	7.3%	7.3%	—	—	—	33,700	33,700	33,700
27	高浜市	8.0%	8.0%	7.7%	22.0%	22.0%	0.0%	31,700	31,700	39,200
28	岩倉市	7.9%	7.9%	7.9%	28.0%	28.0%	0.0%	35,200	35,200	31,800
29	豊明市	7.2%	7.2%	8.8%	27.2%	27.2%	19.8%	21,600	21,600	31,100
30	日進市	7.0%	7.4%	7.4%	—	—	—	26,000	26,000	27,800
31	田原市	6.5%	6.5%	6.5%	38.0%	38.0%	—	37,200	37,200	33,600
32	愛西市	6.6%	6.6%	6.6%	22.5%	22.5%	22.5%	30,000	30,000	30,000
33	清須市	6.1%	6.1%	6.6%	39.0%	37.0%	30.8%	20,000	22,000	24,400
34	北名古屋市	7.3%	7.3%	7.9%	12.5%	12.5%	—	22,800	22,800	25,400
35	弥富市	6.9%	6.9%	7.3%	20.0%	20.0%	18.0%	29,000	29,000	31,000
36	みよし市	6.4%	6.7%	7.0%	4.3%	0.0%	0.0%	30,000	31,900	32,400
37	あま市	5.9%	5.9%	6.2%	33.0%	33.0%	28.0%	32,400	32,400	32,300
38	長久手市	5.5%	5.5%	6.1%	15.0%	15.0%	0.0%	23,000	23,000	25,400
39	東郷町	6.9%	6.9%	7.2%	7.5%	0.0%	0.0%	29,900	31,500	32,000
40	豊山町	6.3%	6.3%	6.9%	27.3%	27.3%	18.1%	22,800	24,400	27,000
41	大口町	5.5%	5.5%	6.1%	15.0%	15.0%	10.0%	31,800	31,800	36,000
42	扶桑町	7.0%	7.0%	7.7%	28.0%	28.0%	0.0%	26,000	26,000	29,300
43	大治町	6.4%	6.4%	7.0%	33.0%	33.0%	27.5%	30,400	30,400	34,500
44	蟹江町	5.9%	5.9%	7.3%	50.0%	50.0%	24.0%	23,000	23,000	27,000
45	飛島村	3.3%	3.3%	3.6%	11.0%	11.0%	7.3%	28,800	28,800	28,800
46	阿久比町	6.0%	6.0%	7.5%	35.0%	35.0%	0.0%	25,000	25,000	25,000
47	東浦町	6.4%	6.4%	7.2%	27.0%	27.0%	0.0%	28,000	28,000	30,600
48	南知多町	8.0%	8.0%	9.6%	50.0%	50.0%	—	32,000	32,000	33,000
49	美浜町	6.1%	6.1%	8.5%	30.0%	30.0%	0.0%	29,000	29,000	32,000
50	武豊町	6.1%	6.1%	7.8%	30.0%	30.0%	0.0%	28,800	28,800	30,000
51	幸田町	6.6%	6.6%	7.5%	16.0%	16.0%	0.0%	30,400	30,400	30,700
52	設楽町	4.6%	4.6%	5.8%	35.1%	35.1%	0.0%	23,500	23,500	24,900
53	東栄町	6.3%	7.0%	7.5%	20.8%	0.0%	0.0%	23,000	23,000	26,800
54	豊根村	5.2%	5.3%	5.7%	20.0%	12.0%	0.0%	21,000	21,000	22,500

平等割 (1世帯につき)			1人当たり調定額 (平均保険料)				一般会計からの 1人当たり法定外繰入額				市町村名	
2016年	2017年	2018年	2016年	2017年	2018年	順位	2016年	2017年	2018年	順位		
—	—	—	87,210	91,688	91,394	18	18,107	16,391	12,771	19	名古屋市	1
54,900	53,400	42,900	92,683	95,714	89,081	26	7,880	7,982	6,767	36	豊橋市	2
36,650	35,870	36,080	96,948	96,998	98,930	6	7,849	8,348	8,834	27	岡崎市	3
28,800	28,800	28,800	79,619	79,685	83,142	46	9,079	9,043	10,000	23	一宮市	4
34,801	31,184	30,462	91,820	83,175	82,620	47	1,021	1,201	4,923	40	瀬戸市	5
27,500	27,500	27,500	86,757	86,829	87,097	36	0	0	0	49	半田市	6
34,100	34,100	31,000	96,371	95,875	92,131	16	15,352	15,922	13,521	17	春日井市	7
28,400	27,900	27,600	93,266	92,997	92,724	14	2,009	2,078	1,782	46	豊川市	8
28,000	28,000	29,100	86,315	86,063	87,229	33	22,450	4,241	2,389	45	津島市	9
26,100	28,100	24,000	99,264	101,236	100,607	3	37,924	26,742	15,968	14	碧南市	10
24,000	24,000	24,000	84,596	85,490	86,091	38	10,423	9,161	11,326	20	刈谷市	11
28,700	28,700	28,700	90,749	90,753	91,480	17	7,897	5,262	13,730	16	豊田市	12
27,000	27,000	21,730	90,971	91,495	94,293	10	15,290	14,991	9,832	25	安城市	13
26,700	26,700	27,000	100,344	99,131	99,926	5	5,886	2,455	0	49	西尾市	14
29,700	29,700	29,700	84,495	86,826	87,417	31	5,477	5,993	4,506	42	蒲郡市	15
26,400	26,400	26,880	73,666	73,108	76,891	50	4,816	4,968	4,967	39	犬山市	16
31,200	31,200	31,200	95,188	95,376	92,332	15	0	0	0	49	常滑市	17
24,000	24,000	24,600	81,449	80,915	78,040	49	17,724	16,817	14,412	15	江南市	18
30,200	30,200	29,900	82,852	82,482	85,790	39	12,238	10,386	26,580	5	小牧市	19
27,600	27,600	24,600	89,413	88,446	90,184	21	9,479	12,145	4,702	41	稲沢市	20
33,900	33,900	26,500	92,735	93,037	89,957	23	1,228	1,322	1,218	47	新城市	21
—	—	—	84,916	84,869	87,916	29	27,891	16,982	25,294	7	東海市	22
29,000	29,000	29,000	86,038	85,658	93,306	11	21,638	23,386	21,240	9	大府市	23
21,800	21,800	25,200	89,157	88,678	89,157	25	16,743	26,509	24,580	8	知多市	24
27,000	27,000	22,000	82,659	82,770	85,555	40	10,000	9,990	10,000	23	知立市	25
30,900	30,900	30,900	90,070	89,308	89,554	24	5,661	5,106	6,626	38	尾張旭市	26
29,400	29,400	31,600	103,015	103,172	105,663	1	6,808	7,423	7,636	31	高浜市	27
26,000	26,000	22,600	95,723	95,314	84,493	42	7,211	6,653	6,750	37	岩倉市	28
25,400	25,400	30,500	86,086	85,448	88,317	27	26,461	38,415	27,192	4	豊明市	29
26,000	26,000	26,000	86,254	89,581	90,923	20	26,892	32,614	28,934	3	日進市	30
38,400	38,400	37,200	110,104	115,154	104,335	2	12,401	11,245	7,599	32	田原市	31
28,000	28,000	28,000	92,962	93,620	92,738	12	4,735	4,904	2,505	44	愛西市	32
23,000	24,000	24,400	86,813	84,637	88,031	28	39,104	37,861	26,116	6	清須市	33
26,800	26,800	26,200	82,486	74,288	76,434	51	33,342	34,291	3,680	43	北名古屋市	34
28,000	28,000	28,000	87,397	86,784	96,741	8	12,142	13,056	10,906	21	弥富市	35
25,500	25,500	25,500	87,418	89,040	91,228	19	32,712	17,011	18,222	11	みよし市	36
25,800	25,800	25,500	83,042	84,206	83,792	44	17,825	19,463	8,496	30	あま市	37
24,000	24,000	23,800	83,217	83,633	83,319	45	10,950	21,287	31,305	2	長久手市	38
30,500	32,200	31,100	88,425	88,686	87,277	32	6,593	6,977	7,073	35	東郷町	39
25,100	26,700	26,700	83,792	86,087	87,174	35	30,493	23,156	18,632	10	豊山町	40
31,200	31,200	27,300	83,330	86,181	90,134	22	11,045	11,136	17,933	12	大口町	41
23,000	23,000	23,900	84,529	85,061	81,839	48	11,916	12,721	13,095	18	扶桑町	42
28,100	28,100	28,100	90,904	90,095	96,998	7	10,394	10,637	10,625	22	大治町	43
25,000	25,000	29,000	86,168	85,397	87,223	34	5,870	5,856	8,855	26	蟹江町	44
30,000	30,000	30,000	84,110	85,424	83,942	43	32,554	34,044	34,728	1	飛島村	45
29,000	29,000	29,000	86,355	86,318	85,080	41	3,091	3,670	8,613	29	阿久比町	46
40,000	40,000	37,200	94,295	90,483	87,641	30	3,060	3,281	7,207	34	東浦町	47
34,000	34,000	27,700	111,997	110,433	100,216	4	7,352	7,496	8,745	28	南知多町	48
30,000	30,000	29,000	84,818	86,605	92,725	13	3,223	6,102	7,444	33	美浜町	49
27,600	27,600	27,600	82,362	82,152	86,654	37	0	0	0	49	武豊町	50
25,400	25,400	24,000	91,775	89,817	94,783	9	17,656	16,344	17,490	13	幸田町	51
27,200	27,200	27,800	64,142	64,142	68,346	53	0	0	0	49	設楽町	52
24,800	23,800	27,900	74,790	76,875	73,639	52	0	0	0	49	東栄町	53
16,900	16,900	16,100	50,421	58,395	52,315	54	0	0	4	48	豊根村	54

# 国保料(税)の低所得減免・収入減の減免制度実施状況

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	低所得者減免		収入減を理由にした減免要件		
	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合
<b>合計</b>	<b>23</b>	<b>—</b>	<b>実施:51市町村</b>		
1 名古屋市	○	世帯合計が(65万円+35万円×被保険者数)以下の世帯 保険料減額の該当している世帯	1000万円以下	264万円以下	8/10以下
2 豊橋市	○	世帯主及び世帯内の被保険者に市民税所得割額無いこと。住民税で、障害者控除、寡婦(夫)控除に該当し、前年所得が125万円以下	600万円以下		8/10以下
3 岡崎市	○	国保加入者全員が申告をしており、市民税非課税世帯であること。所得対象者の合計人数×55万円+33万円を超えない世帯	500万円以下		1/2以下
4 一宮市	○	①法定軽減世帯の均等割・平等割をさらに1割減免②世帯の総所得が200万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免	250万円以下		1/2以下
5 瀬戸市	×		300万円以下		1/2以下
6 半田市	○	非自発的な離職及び事業の廃業により、所得が著しく減少した者(非自発的失業軽減をうけておらず前年所得500万以下)僅かの所得金額で軽減判定を外れた世帯に対し、均等割及び平等割の1割を軽減	500万円以下		7/10以下
7 春日井市	○	学校教育法25条の規定により、就学援助を受けることとなった世帯。	400万円以下		1/2以下
8 豊川市	○	7割軽減に該当する世帯(世帯の前年総所得額が33万円以下)、①世帯の前年総所得額が125万円以下②市民税非課税世帯のうち、2割、5割軽減に該当しない世帯	300万円未満		7/10以下
9 津島市	○	前年の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯	500万円以下		2/3以下
10 碧南市	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が0円の場合	300万円以下		1/2以下
11 刈谷市	○	生活保護、災害により住宅・家財の価格 3/10以上の損害、世帯の中心となっていた被保険者が疾病、失業などにより当該年度の総所得見込額が前年中の 1/2以下に減少すると認められる場合、賦課期日現在、次のいずれかに該当する被保険者を含む世帯(1)身体障害者1, 2, 3級、4級(じん臓機能障害・進行性筋萎縮症)、5, 6級(進行性筋萎縮症)(2)療育手帳の判定AまたはB判定の知的障害者(3)精神科医師に自閉症状群と診断された者(4)刈谷市母子家庭等医療費支給規定該当者	300万円以下		1/2以下
12 豊田市	○	生活保護基準の収入額と同額か、それ以下の低所得世帯	500万円以下		1/2以下
13 安城市	○	福祉医療費助成を受給し、前年所得150万円以下	300万円以下		1/2以下
14 西尾市	○	均等割及び平等割額のみを課税される場合	300万円以下		1/2以下
15 蒲郡市	○	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が自己居住用のみで2万円未満の世帯のうち軽減対象世帯または保険税の所得割が課税されない世帯	300万円以下	300万円以下	7/10以下
16 犬山市	×		400万円以下	生活保護基準 130%以下	2/3以下
17 常滑市	×		200万円以下		1/2以下

市町村名	低所得者減免		収入減を理由にした減免要件		
	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合
18	江南市	×	400万円以下	生活保護基準130%以下	2/3以下
19	小牧市	×	400万円以下	200万円以下	7/10以下
20	稲沢市	×	300万円以下		1/2以下
21	新城市	○	資産割額が課せられない法定軽減世帯の均等割・平等割額を1割減免	200万円以下	1/2以下
22	東海市	×		200万円以下	1/2以下
23	大府市	×		200万円以下	1/2以下
24	知多市	×		200万円以下	1/2以下
25	知立市	○	平成26年より資産割を廃止したことに伴う激変緩和として、当分の間、法定軽減適用世帯を対象に法定軽減後の均等割額からさらに10%の軽減	300万円以下	1/2以下
26	尾張旭市	×		500万円以下	1/2以下
27	高浜市	×		300万円以下	市民税所得割額12万円以内 1/2以下
28	岩倉市	×		300万円以下	2/3以下
29	豊明市	○	納税義務者の長期療養、休廃業、障害者、寡婦	500万円以下	2/3以下
30	日進市	○	法定減免に0.5割の減免を加える	500万円以下	1/2以下
31	田原市	○	均等割・平等割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に該当・均等割・平等割の1割減免。 均等割・平等割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に非該当・均等割・平等割の2割減免	300万円以下	7/10以下
32	愛西市	×		300万円以下	200万円以下 1/2以下
33	清須市	×		200万円以下	1/2以下
34	北名古屋	○	法定減免後の均等割額・平等割額の20/100を減免	200万円以下	1/2以下
35	弥富市	○	世帯主及び被保険者の前年の合計所得が33万円以下で、減免申請前3カ月の平均月収が生活保護基準の110/100以下のもの。所得割・均等割・平等割を1/2	362万円以下	1/2以下
36	みよし市	×		300万円以下	1/2以下
37	あま市	×		300万円以下	1/2以下
38	長久手町	○	法定減免の世帯を除く所得200万円以下の世帯	300万円以下	1/2以下
39	東郷町	×		300万円以下	1/2以下
40	豊山町	×		200万円以下	1/2以下
41	大口町	×		400万円以下	2/3以下
42	扶桑町	×		400万円以下	2/3以下
43	大治町	×		300万円以下	1/2以下
44	蟹江町	×			1/2以下
45	飛島村	×		350万円以下	1/2以下
46	阿久比町	×		300万円以下	1/2以下
47	東浦町	×		300万円以下	1/2以下
48	南知多町	×		300万円以下	1/2以下
49	美浜町	×		300万円以下	1/2以下
50	武豊町	×		300万円以下	1/2以下
51	幸田町	○	法定減免を受けた人を除き、町民税が非課税世帯	300万円以下	1/2以下
52	設楽町	×		なし	
53	東栄町	×			
54	豊根村	×		なし	

20歳未満の被保険者数に対する特別調整交付金(子ども割合及び順位は参考)

保険者名	一般被保険者数 (H28国保実態 調査報告)	20歳未満一般被保険 者数(H28国保実態 調査報告)	子ども割合	順位	交付金(千円)	順位
名古屋市	529,840	57,196	10.8%	30	193,687	1
豊橋市	86,874	10,162	11.7%	12	30,007	3
岡崎市	82,565	8,643	10.5%	34	29,268	5
一宮市	94,021	10,713	11.4%	17	32,475	2
瀬戸市	28,859	2,565	8.9%	50	8,686	17
半田市	26,645	3,003	11.3%	19	10,169	13
春日井市	72,143	8,002	11.1%	22	27,098	6
豊川市	42,058	4,357	10.4%	37	14,528	10
津島市	15,962	1,757	11.0%	26	5,513	27
碧南市	16,176	1,848	11.4%	15	6,258	24
刈谷市	28,836	2,890	10.0%	42	9,787	14
豊田市	89,441	8,661	9.7%	45	29,329	4
安城市	39,354	4,472	11.4%	18	15,144	8
西尾市	42,420	4,926	11.6%	13	16,681	7
蒲郡市	20,321	2,240	11.0%	25	7,020	21
犬山市	18,042	1,627	9.0%	49	5,510	29
常滑市	13,137	1,433	10.9%	27	4,538	32
江南市	24,143	2,554	10.6%	33	8,341	18
小牧市	35,886	4,316	12.0%	9	14,616	9
稲沢市	32,445	3,249	10.0%	44	11,002	12
新城市	11,451	925	8.1%	51	3,132	43
東海市	24,301	2,817	11.6%	14	9,539	15
大府市	18,721	1,927	10.3%	39	6,526	22
知多市	21,393	2,211	10.3%	38	7,389	20
知立市	13,601	1,529	11.2%	20	5,178	31
尾張旭市	18,386	1,911	10.4%	35	6,471	23
高浜市	8,976	1,166	13.0%	5	3,949	35
岩倉市	11,307	1,221	10.8%	29	3,904	36
豊明市	15,964	1,631	10.2%	40	5,513	27
東郷町	9,080	1,063	11.7%	11	3,600	39
日進市	16,831	1,822	10.8%	28	6,170	25
長久手市	10,041	1,185	11.8%	10	4,013	34
豊山町	4,087	595	14.6%	3	2,015	47
大口町	4,938	529	10.7%	32	1,707	50
扶桑町	7,590	704	9.3%	48	2,384	46
大治町	8,031	1,136	14.1%	4	2,773	45
蟹江町	8,894	989	11.1%	21	3,349	41
飛島村	1,196	152	12.7%	6	515	51
弥富市	10,252	1,135	11.1%	23	3,844	38
阿久比町	6,236	582	9.3%	47	1,971	49
東浦町	11,474	1,149	10.0%	43	3,891	37
南知多町	7,202	1,063	14.8%	2	3,600	39
美浜町	5,779	590	10.2%	41	1,995	48
武豊町	10,020	966	9.6%	46	3,271	42
幸田町	8,383	903	10.8%	31	3,058	44
みよし市	10,699	1,220	11.4%	16	4,131	33
設楽町	1,367	88	6.4%	53	298	52
東栄町	882	55	6.2%	54	186	53
豊根村	249	20	8.0%	52	68	54
田原市	22,516	3,379	15.0%	1	11,443	11
愛西市	16,892	1,751	10.4%	36	5,835	26
清須市	15,492	1,714	11.1%	24	5,350	30
北名古屋市	20,744	2,583	12.5%	8	8,747	16
あま市	22,514	2,808	12.5%	7	7,775	19

# 国保資格証明書等の交付状況一覧

(愛知県国民健康保険課のデータから作成)

市町村名	世帯数 (A) (2019/6/1)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2018/6/1	2019/6/1		2018/6/1	2019/6/1		2018/6/1	2019/6/1	
		件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
全体合計	957,450	126,304	114,378	11.9%	23,960	23,999	21.0%	4,798	4,371	3.8%
発行市町村割合	-	-	-	-	98.1%	96.3%	-	40.7%	35.2%	-
1 名古屋市	316,470	41,682	39,835	12.6%	5,093	4,612	11.6%	3,964	3,616	9.1%
2 豊橋市	47,993	10,683	9,165	19.1%	3,481	3,793	41.4%	70	69	0.8%
3 岡崎市	46,184	9,460	9,043	19.6%	2,253	2,217	24.5%	452	431	4.8%
4 一宮市	50,241	6,934	5,719	11.4%	358	316	5.5%	106	70	1.2%
5 瀬戸市	16,366	1,677	1,332	8.1%	562	595	44.7%	1	1	0.1%
6 半田市	14,364	1,279	1,196	8.3%	96	63	5.3%	4	2	0.2%
7 春日井市	39,284	5,589	5,125	13.0%	169	258	5.0%			
8 豊川市	22,759	2,954	2,466	10.8%	473	433	17.6%	20	20	0.8%
9 津島市	8,322	865	789	9.5%	331	336	42.6%	3		
10 碧南市	8,420	565	509	6.0%	93	88	17.3%			
11 刈谷市	16,062	1,084	986	6.1%	177	230	23.3%			
12 豊田市	49,070	4,280	3,638	7.4%	1,657	1,862	51.2%			
13 安城市	20,870	1,528	1,652	7.9%	535	905	54.8%	2	1	0.1%
14 西尾市	21,662	2,120	1,724	8.0%	707	694	40.3%	49	43	2.5%
15 蒲郡市	10,596	1,116	918	8.7%	493	374	40.7%	1	1	0.1%
16 大山市	9,973	1,343	1,277	12.8%	34	27	2.1%			
17 常滑市	7,047	804	707	10.0%	67	63	8.9%			
18 江南市	12,776	1,225	2,334	18.3%	449	395	16.9%			
19 小牧市	18,996	2,360	1,908	10.0%	689	581	30.5%	40	32	1.7%
20 稲沢市	17,049	1,411	1,295	7.6%	531	640	49.4%	36	29	2.2%
21 新城市	6,425	663	432	6.7%	118	122	28.2%			
22 東海市	12,804	3,337	2,940	23.0%	736	378	12.9%		10	0.3%
23 大府市	9,938	665	570	5.7%	264	285	50.0%			
24 知多市	11,037	2,133	2,005	18.2%	286	320	16.0%			
25 知立市	7,670	1,052	771	10.1%	221	392	50.8%			
26 尾張旭市	10,028	615	508	5.1%	176	183	36.0%	6	2	0.4%
27 高浜市	4,856	1,717	400	8.2%	57	278	69.5%	2		
28 岩倉市	6,320	831	714	11.3%	225	223	31.2%	23	32	4.5%
29 豊明市	8,512	1,685	1,433	16.8%	119	94	6.6%			
30 日進市	9,357	1,717	666	7.1%	57	115	17.3%	2	2	0.3%
31 田原市	9,950	903	1,127	11.3%	224	138	12.2%			
32 愛西市	8,431	723	675	8.0%	162	137	20.3%			
33 清須市	8,574	667	591	6.9%	185	143	24.2%			
34 北名古屋市	10,842	1,294	1,240	11.4%	527	571	46.0%			
35 弥富市	5,237	905	919	17.5%	329	357	38.8%			
36 みよし市	5,729	1,279	1,243	21.7%	68	97	7.8%			
37 あま市	11,631	1,928	1,868	16.1%	436	396	21.2%			
38 長久手市	5,643	374	489	8.7%	86	2	0.4%			
39 東郷町	4,786	460	393	8.2%	48	53	13.5%			
40 豊山町	2,028	281	272	13.4%	88	76	27.9%			
41 大口町	2,620	102	102	3.9%	30	31	30.4%	7	5	4.9%
42 扶桑町	4,093	380	422	10.3%	69	77	18.2%			
43 大治町	4,211	538	383	9.1%	538	383	100.0%			
44 蟹江町	4,787	572	556	11.6%	181	168	30.2%	1		
45 飛島村	607	25	23	3.8%	3	3	13.0%			
46 阿久比町	3,252	138	120	3.7%	31	51	42.5%	1		
47 東浦町	6,038	578	449	7.4%	117	131	29.2%	1	2	0.4%
48 南知多町	3,336	410	562	16.8%	20	22	3.9%	7	3	0.5%
49 美浜町	3,068	234	219	7.1%	118	35	16.0%			
50 武豊町	5,277	822	289	5.5%	58	66	22.8%			
51 幸田町	4,381	219	267	6.1%	130	188	70.4%			
52 設楽町	789	39	51	6.5%	2	2	3.9%			
53 東栄町	530	59	60	11.3%	3					
54 豊根村	159		1	0.6%						

# 国保の短期保険証の実態

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数・短期保険証件数は2018年6月1日、短期保険証の有効期限内訳は2017年8月1日現在

※名古屋市は期間の統計なし

※名古屋市、春日井市、知多市、豊明市の数は世帯数

市町村名	滞納世帯数 (2018年6月)	短期保険証件数 (2018年6月)	短期保険証有効期限内訳(2018年8月1日)							
			1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他備考
2015年	157,322	47,399	4,358	684	5,800	390	231	38,452	1,691	11,094
2016年	144,676	36,376	3,314	634	6,183	118	222	31,006	447	8,351
2017年	129,370	35,938	2,575	973	4,984	209	117	29,900	511	6,431
2018年	126,304	23,960	1,838	626	4,150	130	100	26,408	418	5,412
1 名古屋市	41,682	5,093								5,326世帯(6月末) ※期間別の統計は取っていない
2 豊橋市	10,683	3,481						8,497		
3 岡崎市	9,460	2,253						2,596		
4 一宮市	6,934	358	0	33	11	24	19	596	0	
5 瀬戸市	1,677	562	255		138			286	118	
6 半田市	1,279	96			39			68		
7 春日井市	5,589	169	69	4	3	0	2	0	2	その他 86世帯数
8 豊川市	2,954	473						437		
9 津島市	865	331	235	69	127	16	43	156	2	
10 碧南市	565	93						183		
11 刈谷市	1,084	177			206			396	7	
12 豊田市	4,280	1,657						4,211		
13 安城市	1,528	535						1,165		
14 西尾市	2,120	707						1,054		
15 蒲郡市	1,116	493	67	370	116	69	23	38		
16 犬山市	1,343	34						47		
17 常滑市	804	67	13	5	2	1	2	72		
18 江南市	1,225	449						450		
19 小牧市	2,360	689	305		247			133		
20 稲沢市	1,411	531	0	0	290	0	0	288	285	
21 新城市	663	118	99	5	81			11		
22 東海市	3,337	736			662					
23 大府市	665	264						264		
24 知多市	2,133	286						286		※世帯数
25 知立市	1,052	221						545		
26 尾張旭市	615	176						402		
27 高浜市	1,717	57						692		
28 岩倉市	831	225	0	2	13	14	8	90	0	

市町村名	滞納 世帯数 (2018年6月)	短期 保険証 件数 (2018年6月)	短期保険証有効期限内訳(2018年8月1日)							その他 備考	
			1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年		
29	豊明市	1,685	119						124		※世帯数
30	日進市	1,717	57	43	8	1	0	0	55		
31	田原市	903	224	209		3			355		
32	愛西市	723	162	7		187			200		
33	清須市	667	185			660			201		
34	北名古屋	1,294	527			587			186		
35	弥富市	905	329						329	0	
36	みよし市	1,279	68	0	0	8	0	0	149	0	
37	あま市	1,928	436	472	29	9	0	3	376	4	
38	長久手市	374	86			94			55		
39	東郷町	460	48	8	0	98	0	0	37	0	
40	豊山町	281	88	54		42					
41	大口町	102	30	2	3	20	2	0	86	0	
42	扶桑町	380	69						202		
43	大治町	538	538						476		
44	蟹江町	572	181			255			53		
45	飛島村	25	3				1				
46	阿久比町	138	31	0	22	0	0	0	18	0	
47	東浦町	578	117						298		
48	南知多町	410	20						42		
49	美浜町	234	118		76				42		
50	武豊町	822	58						102		
51	幸田町	219	130			248			59		
52	設楽町	39	2				3				
53	東栄町	59	3			3					
54	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

# 国保の留め置き、未交付、徴収の猶予など

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数、短期保険証件数、資格証明書件数は、2018年6月1日現在。  
 ※知多市、豊明市は世帯数。  
 ※春日井市、常滑市、東海市の滞納処分は、全ての税の合計。安城市、尾張旭市の滞納処分は期別の合計件数。  
 【留め置き】証は発行しているが、本人に渡っていないものを指す。  
 【未交付】そもそも証(短期証も資格証明書も)を発行していない(作っていない)ものを指す。  
 ※一宮市は未更新の数値を反映している。(一宮市2016年7月末日時点)

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2018年8月1日		その他・備考	2017年徴収の猶予		2017年換価の猶予			2017年滞納処分の停止件数
				留め置き人数	未交付人数		申請件数	許可件数	申請件数	許可件数	職権	
2017年	129,370	35,938	4,848	6,333	4,457	—	155		155		47	31,497
2018年	127,304	23,960	4,798	3,714	3,819	—	149	149	40	40	22	24,651
1 名古屋市	41,682	5,093	3,964			統計は取っていない	0	0	0	0	0	2,247
2 豊橋市	11,683	3,481	70	565	0		0	0	0	0	0	2,057
3 岡崎市	9,460	2,253	452	0	0		144	144	1	1	0	1,288
4 一宮市	6,934	358	106	0	267		1	1	20	20	1	320
5 瀬戸市	1,677	562	1	0	331		0	0	0	0	0	18
6 半田市	1,279	96	4	27	0		0	0	0	0	0	331
7 春日井市	5,589	169		155	70	※世帯数	0	0	0	0	1	3,442
8 豊川市	2,954	473	20	18	218		0	0	0	0	13	127
9 津島市	865	331	3	0	163		0	0	0	0	0	288
10 碧南市	565	93		52			0	0	0	0	0	118
11 刈谷市	1,084	177		102			0	0	0	0	0	209
12 豊田市	4,280	1,657		0	0		2	2	15	15	3	880
13 安城市	1,528	535	2	473	0		1	1	2	2	0	2,861
14 西尾市	2,120	707	49	172	0		0	0	0	0	2	256
15 蒲郡市	1,116	493	1	109	1		0	0	1	1	0	1,863
16 犬山市	1,343	34		14	181		0	0	0	0	0	107
17 常滑市	804	67		0	68		0	0	0	0	0	104
18 江南市	1,225	449		30	12							
19 小牧市	2,360	689	40	277	860		0	0	0	0	0	148
20 稲沢市	1,411	531	36	0	0		0	0	0	0	2	387
21 新城市	663	118		36			0	0	0	0	0	22
22 東海市	3,337	736		0	70		0	0	0	0	0	668
23 大府市	665	264		34								
24 知多市	2,133	286			0	返戻40世帯	0	0	0	0	0	2,226
25 知立市	1,052	221		19	142		0	0	0	0	0	1,588
26 尾張旭市	615	176	6	0	0		0	0	0	0	0	85
27 高浜市	1,717	57	2	0	0		0	0	0	0	0	15
28 岩倉市	831	225	23	97	0		0	0	0	0	0	23
29 豊明市	1,685	119		143	0	※世帯数	0	0	0	0	0	432
30 日進市	1,717	57	2	0	133		0	0	1	1	0	493
31 田原市	903	224		0	104		0	0	0	0	0	88
32 愛西市	723	162		149	0		0	0	0	0	0	110

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2018年8月1日		その他・備考	2017年徴収の猶予		2017年換価の猶予			2017年滞納処分の停止件数	
				留め置き人数	未交付人数		申請件数	許可件数	申請件数	許可件数	職権		
33	清須市	667	185		8	64		0	0	0	0	0	36
34	北名古屋市	1,294	527		8	160		0	0	0	0	0	392
35	弥富市	905	329		0	0		1	1	0	0	0	36
36	みよし市	1,279	68		21	65		0	0	0	0	0	82
37	あま市	1,928	436		41	759		0	0	0	0	0	0
38	長久手市	374	86		0			0	0	0	0	0	128
39	東郷町	460	48		0	42		0	0	0	0	0	54
40	豊山町	281	88		68	0		0	0	0	0	0	73
41	大口町	102	30	7	17	37		0	0	0	0	0	0
42	扶桑町	380	69				約27世帯が短期保険証を受け取っていないが、高校生以下には交付済	0		0			26
43	大治町	538	538		88	0		0	0	0	0	0	681
44	蟹江町	572	181	1	14	0		0	0	0	0	0	30
45	飛島村	25	3		0	0		0	0	0	0	0	0
46	阿久比町	138	31	1	0	17		0	0	0	0	0	14
47	東浦町	578	117	1	43		郵送未着7人	0	0	0	0	0	6
48	南知多町	410	20	7				0	0	0	0	0	54
49	美浜町	234	118		1	0							
50	武豊町	822	58		0	50		0	0	0	0	0	46
51	幸田町	219	130		99	0		0	0	0	0	0	192
52	設楽町	39	2		834	5							
53	東栄町	59	3		0	0							
54	豊根村				0	0		0	0	0	0	0	0

# 国保の滞納者差押え状況

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数は、2018年6月1日現在。  
 ※春日井市、豊田市、常滑市は市税全体の数字。

	滞納 世帯数	2017年度実績							
		予告通知 送付	差押 件数	不動産	預貯金	生命 保険	うち学資 保険	その他	現金化 件数
2014年合計	157,352	15,826	12,735	1,360	8,513	933	15	1,929	6,248
2015年合計	144,676	17,149	15,084	1,242	10,295	1,044	10	2,503	7,434
2016年合計	129,370	27,248	17,184	930	12,100	1,068	11	3,086	9,217
2017年合計	126,304	24,988	18,932	825	13,705	1,131	22	3,272	775
1 名古屋市	41,682	2,402	5,878	24	4,758	376	不明	720	1
2 豊橋市	10,683	2,287	742	124	480	69	0	69	5
3 岡崎市	9,460	-	648	0	635	7	0	6	0
4 一宮市	6,934	把握していない	1,442	228	609	0	0	605	9
5 瀬戸市	1,677	管理していない	17	0	17	0	0	0	0
6 半田市	1,279	2,362	443	7	399	5	0	32	0
7 春日井市	5,589	3,480	1,544	48	1,113	290		93	1
8 豊川市	2,954	不明	269	32	114	48	9	75	7
9 津島市	865	240	47	11	35	0	0	1	36
10 碧南市	565	把握していない	582	12	421	12	0	137	0
11 刈谷市	1,084	181	712	11	677	19	0	5	4
12 豊田市	4,280	把握していない	900	45	565	51		239	12
13 安城市	1,528	不明	378	11	262	18	2	87	1
14 西尾市	2,120	不明	468	40	295	25	3	108	0
15 蒲郡市	1,116	565	323	23	237	23	0	40	0
16 犬山市	1,343	2,845	714	32	132	8	0	542	0
17 常滑市	804	不明	302	1	220	30	不明	51	620
18 江南市	1,225		242	4	219	5		14	
19 小牧市	2,360	76	127	25	76	6	2	20	2
20 稲沢市	1,411	300	255	42	158	19	0	36	2
21 新城市	663	189	27	0	13	7	0	7	
22 東海市	3,337	不明	567	20	516			31	0
23 大府市	665		0						68
24 知多市	2,133	185	185	0	140	6	0	39	0
25 知立市	1,052	不明	211	0	184	3	0	24	0
26 尾張旭市	615	183	183	4	162	10	0	7	2
27 高浜市	1,717	378	6	2	2	0	0	2	0
28 岩倉市	831	83	132	0	113	1	0	18	0
29 豊明市	1,685	把握していない	165	22	112	19	2	12	0
30 日進市	1,717	57	57	3	37	10	0	7	0

		滞納 世帯数	2017年度実績							現金化 件数
			予告通知 送付	差押 件数	不動産	預貯金	生命 保険	うち学資 保険	その他	
31	田原市	903	65	65	0	63	1	0	1	0
32	愛西市	723	261	140	5	116	15	1	4	0
33	清須市	667	360	19	1	9	4	0	5	0
34	北名古屋	1,294	不明	122	13	97	9	0	3	0
35	弥富市	905	-	92	2	78	1	0	11	0
36	みよし市	1,279	120	48	0	29	6	0	13	0
37	あま市	1,928	13	0	0	0	0	0	0	0
38	長久手市	374	7,447	109	1	90	7	0	11	0
39	東郷町	460	128	85	0	63	2	0	20	0
40	豊山町	281	20	22	4	14	2	0	2	0
41	大口町	102	0	1	0	0	0	0	1	0
42	扶桑町	380	200	59	6	43	3	0	7	0
43	大治町	538	53	0						2
44	蟹江町	572		176	6	45	2	1	123	3
45	飛島村	25		0	0	0	0	0	1	0
46	阿久比町	138	不明	44	2	37	1	0	4	0
47	東浦町	578	59	41	0	24	0	0	17	0
48	南知多町	410	25	57	1	45	5	2	6	0
49	美浜町	234	28	28	1	17	3	0	7	
50	武豊町	822	377	228	5	221	0	0	2	0
51	幸田町	219	19	30	7	13	3	0	7	0
52	設楽町	39								
53	東栄町	59								
54	豊根村		0	0	0	0	0	0	0	0

# 愛知県地方税滞納整理機構の平成 30 年度徴収実績について

2019 年 4 月 26 日

平成 23 年 4 月、個人県民税及び個人市町村民税を始めとした市町村税の収入未済額の縮減を図るため、県と市町村が連携して積極的な滞納整理を行う「地方税滞納整理機構」を設立しました。

県内 6 ブロックに設置した各地方税滞納整理機構には、平成 30 年度は 37 市町及び東三河広域連合が参加し、約 31 億 5 千万円（※）の滞納金額の引き継ぎを受け、約 19 億 7 千万円を徴収しました。徴収率は 62.5%となりました。

（※引継額は、当初引継額から新規発生額等を加減した額。）

## 1 平成 30 年度 実績

区 分	平成 30 年度実績	平成 29 年度実績	平成 28 年度実績
引継額	31 億 50 百万円	31 億 36 百万円	43 億 18 百万円
徴収率	62.5%	60.3%	58.0%
徴収額	19 億 70 百万円	18 億 92 百万円	23 億 88 百万円

## 2 平成 30 年度 参加市町村等

ブロック名	参加市町村等(37 市町及び東三河広域連合)
東尾張	瀬戸市・犬山市・江南市・小牧市・尾張旭市・岩倉市・清須市・北名古屋市・豊山町・扶桑町
西尾張	津島市・稲沢市・愛西市・弥富市・あま市・大治町
知 多	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町
豊田 尾張東部	豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町
西三河	碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市
東三河	東三河広域連合(豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村)

### 3 ブロック別 平成30年度 徴収実績（31年3月末）

ブロック名	引継予告額等① ※1(千円)	予告効果額②※2 (千円)	当初引継額③ ①-②(千円)	新規発生額及び調定減額④※3(千円)	収入額⑤ (千円)	徴収率(%) ⑤÷(③+④)
東尾張	885,238	42,407	842,831	△81,516	516,951	67.9
西尾張	364,240	24,751	339,489	△8,970	189,478	57.3
知多	679,164	36,352	642,812	78,014	446,518	61.9
豊田 尾張東部	328,279	23,196	305,083	△5,960	209,366	70.0
西三河	523,483	15,416	508,067	38,555	358,625	65.6
東三河	506,659	-	506,659	△13,423	247,545	50.2
合計	3,287,063	142,122	3,144,941	6,700	1,968,483	62.5

### 4 税目別 平成30年度 徴収実績（31年3月末）

税目	引継予告額等①※1(千円)	予告効果額②※2(千円)	当初引継額③ ①-②(千円)	新規発生額及び調定減額④※3(千円)	収入額⑤ (千円)	徴収率(%) ⑤÷(③+④)
個人住民税	1,243,403	53,980	1,189,423	13,171	765,257	63.6
固定資産税・都市計画税	2,043,660	88,142	411,231	34,190	335,833	75.4
国民健康保険税(料)			1,513,568	△42,152	847,119	57.6
その他			30,719	1,491	20,274	62.9
合計	3,287,063	142,122	3,144,941	6,700	1,968,483	62.5

※1 引継予告額に、昨年度から引き続き滞納整理を行う延長事案などの金額を計上。

※2 地方税滞納整理機構に引き継ぐために送付した引継予告書により、滞納者が自主的に納付した金額などを計上（ただし、東三河は未集計）。

※3 滞納事案の引き継ぎ後、新規課税や課税の取消しなどにより変動した金額を計上。

以下の愛知県公式ウェブサイトより作成

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/kikou30-9.html>

# 生活保護の相談・申請・保護開始件数と受給件数について

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

引き続き、全県的には新たな相談・申請・保護開始件数および利用世帯数・人数ともに前年に比べて減少傾向にある。しかし、相談件数が30,000件に対して申請件数が10,583件と大きな開きがあり、利用希望者が申請できずにいるケースがないか注視していく必要がある。

市町村名	2016年度			2017年度			2017年4月		2018年4月		
	相談件数	申請件数	保護開始件数	相談件数	申請件数	保護開始件数	世帯数	人数	世帯数	人数	
<b>愛知県合計</b>	<b>32,527</b>	<b>11,268</b>	<b>10,391</b>	<b>30,000</b>	<b>10,583</b>	<b>9,801</b>	<b>61,188</b>	<b>78,539</b>	<b>60,895</b>	<b>77,348</b>	
1 名古屋市	21,375	7,373	6,861	20,117	6,870	6,450	38,393	48,730	38,278	48,054	
2 豊橋市	985	245	238	331	214	190	1,791	2,211	1,757	2,129	
3 岡崎市	1,258	314	268	1,322	310	271	1,544	2,019	1,559	2,017	
4 一宮市	631	375	337	626	353	320	2,600	3,381	2,620	3,360	
5 瀬戸市	128	62	52	124	68	57	423	560	430	550	
6 半田市	131	86	81	139	87	82	608	780	604	752	
7 春日井市	930	329	302	1,069	304	277	2,338	3,215	2,320	3,166	
8 豊川市	429	167	150	367	145	145	910	1,234	929	1,225	
9 津島市	151	92	70	157	106	88	324	445	340	450	
10 碧南市	182	68	55	227	56	53	271	361	281	381	
11 刈谷市	556	89	72	397	68	60	538	682	504	629	
12 豊田市	1,264	323	301	1,202	295	258	1,758	2,439	1,723	2,343	
13 安城市	685	83	80	479	68	67	625	802	604	761	
14 西尾市	199	86	77	187	84	81	426	570	414	551	
15 蒲郡市	98	85	77	135	73	69	461	531	471	546	
16 犬山市	72	36	35	46	35	34	252	352	259	344	
17 常滑市	184	47	43	142	36	33	267	200	201	258	
18 江南市	150	69	61	139	48	45	465	602	437	545	
19 小牧市	212	122	119	226	146	128	772	1,073	753	1,041	
20 稲沢市	279	97	79	211	97	90	499	635	508	639	
21 新城市	49	26	25	24	17	17	126	173	118	158	
22 東海市	324	126	118	235	116	108	626	829	645	845	
23 大府市	153	76	65	146	74	60	291	372	301	392	
24 知多市	153	71	65	144	73	60	377	545	376	552	
25 知立市	127	47	42	59	43	35	364	482	343	441	
26 尾張旭市	145	43	41	149	34	34	188	234	184	227	
27 高浜市	48	27	27	49	36	36	126	196	143	201	
28 岩倉市	47	48	46	35	35	34	309	382	296	357	
29 豊明市	112	59	51	98	50	50	277	371	269	357	
30 日進市	34	19	19	38	25	15	64	77	61	72	
31 田原市	8	6	6	13	5	5	111	145	98	126	
32 愛西市	67	37	36	103	54	51	170	208	176	202	
33 清須市	119	103	100	147	114	105	406	537	415	540	
34 北名古屋市	119	44	42	123	36	32	360	464	347	442	
35 弥富市	82	44	39	86	45	39	182	264	180	261	
36 みよし市	189	21	13	182	33	28	90	102	103	112	
37 あま市	152	94	88	122	86	80	550	696	558	694	
38 長久手市	41	18	15	58	29	24	92	107	89	106	
39 尾張	東郷町	81	13	12	70	14	10	71	83	67	81
40	豊山町	30	10	10	38	13	13	67	73	75	82
41	大口町	12	6	6	23	9	9	52	59	51	59
42	扶桑町	62	6	6	32	13	13	86	113	87	118
43 海部	大治町	98	65	60	70	62	48	216	292	233	320
44	蟹江町	61	37	35	70	38	36	205	288	221	305
45	飛島村	3	1	1	3	1	0	7	7	4	4
46 知多	阿久比町	16	4	4	17	1	1	36	41	23	25
47	東浦町	56	11	9	62	8	8	125	147	109	127
48	南知多町	36	9	9	35	15	15	52	55	56	61
49	美浜町	36	18	15	35	9	7	101	117	82	93
50	武豊町	53	16	16	64	12	12	127	170	121	154
51 西三河	幸田町	100	9	8	17	13	12	47	64	50	69
52 新城	設楽町	8	4	2	5	4	3	9	10	11	13
53 設楽	東栄町	2	2	2	3	2	2	11	12	9	9
54	豊根村	5	0	0	2	1	1	2	2	2	2

# 生活保護担当職員数および担当受給者数について

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

各自治体で努力され、正規職員の担当が増やされており、全体としては国基準の1人80ケースをクリアしているが、名古屋では依然として100ケースを超えており、さらなる改善が求められる。

市町村名	生活保護職員(ケースワーカー)数と平均在任年数(正規)									ケースワーカー1人あたりの担当数(4月現在)						
	2016年4月現在			2017年4月現在			2018年4月現在			2016年		2017年		2018年		
	正規	非正規	正規在任年数 年 月	正規	非正規	正規在任年数 年 月	正規	非正規	正規在任年数 年 月	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	
愛知県合計・平均	652	20	—	661	14	—	662	13	—	—	—	—	—	—		
1 名古屋市	358	0	3	361	0	3	365	0	3	107	137	106	135	105	132	
2 豊橋市	20	0	1	20	0	1	20	0	1	91	114	90	111	87	106	
3 岡崎市	18	1	2	21	1	2	20	0	2	80.2	104.2	70.2	91.8	78	100.9	
4 一宮市	32	0	2	33	0	2	33	0	2	80	106	79	102	79	102	
5 瀬戸市	6	0	1	6	0	1	6	0	2	71	97	71	93	72	92	
6 半田市	7	0	1	8	0	1	8	0	1	92	122	76	97	75	94	
7 春日井市	21	0	2	24	0	2	25	0	2	112	156	97	134	93	127	
8 豊川市	10	0	1	11	0	1	11	0	1	88	123	83	112	84	111	
9 津島市	5	0	2	4	0	3	4	0	4	63	87	81	112	85	113	
10 碧南市	6	0	1	6	0	1	6	0	1	45	63	45	61	47	64	
11 刈谷市	10	0	1	9	0	1	7	0	2	56	73	60	76	72	90	
12 豊田市	20	0	3	18	0	2	19	0	1	85	119	97	135	90	123	
13 安城市	8	0	1	8	0	1	7	0	1	79	103	78	100	86	109	
14 西尾市	6	0	1	6	0	1	6	0	1	71	96	71	95	69	92	
15 蒲郡市	6	4	1	5	0	1	6	0	2	85.8	101.8	90	105	79	91	
16 犬山市	3	0	1	3	0	2	3	0	1	80	112	84	117	86	115	
17 常滑市	3	0	0	3	0	1	3	0	1	64.7	87.3	67	90	67	86	
18 江南市	6	0	1	6	0	1	5	0	1	74	99	77	100	87	109	
19 小牧市	10	0	2	10	0	2	10	0	2	79	111	77	107	75	104	
20 稲沢市	7	0	2	7	0	3	7	0	4	69.7	90.1	71.3	90.7	72.6	91.3	
21 新城市	2	0	2	2	0	2	2	0	2	59	77	63	86	59	79	
22 東海市	7	2	1	7	2	1	7	2	2	85	110	89	118	92	120	
23 大府市	5	0	2	4	0	1	4	0	0	54	71	68	93	75	98	
24 知多市	6	0	1	6	0	1	5	0	1	64	91	63	91	75	110	
25 知立市	5	4	1	5	4	1	5	4	0	77	104	73	97	69	88	
26 尾張旭市	2	2	0	2	2	0	2	2	0	89	117	94	117	92	114	
27 高浜市	3	0	2	3	0	2	3	0	2	40	59	42	66	48	67	
28 岩倉市	5	0	2	5	0	2	4	0	2	63	78	63	78	74	90	
29 豊明市	3	2	1	3	0	1	3	0	1	90	124.6	92	123	89	119	
30 日進市	2	0	1	2	0	2	2	0	2	31	40.5	32	38.5	30.5	36	
31 田原市	2	0	1	2	0	2	2	0	3	59	79	56	73	49	63	
32 愛西市	4	0	2	4	0	2	4	0	3	56	69	56	70	58	67	
33 清須市	4	0	1	5	0	1	5	0	1	95	124	81	107	83	108	
34 北名古屋市	7	3	3	6	3	3	6	3	3	66	91	72	93	69	88	
35 弥富市	3	0	0	3	0	1	3	0	2	56	82	61	88	60	87	
36 みよし市	2	0	1	2	0	1	2	0	1	45	52	45	51	52	56	
37 あま市	9	0	1	9	0	2	9	0	2	63	80.7	61.1	77.3	62	77.1	
38 長久手市	2	0	1	2	2	0	2	2	1	46	55	46	53	44	53	
39 尾張	東郷町															
40	豊山町	4	0	1	4	0	1	4	0	0	69	84	68	82	69	83
41	大口町															
42	扶桑町															
43 海部	大治町	4	2	1	6	0	2	7	0	3	69	94	72.7	99.8	65.7	90
44	蟹江町															
45	飛島村															
46 知多	阿久比町															
47	東浦町	7	0	1	7	0	0	7	0	1	63	78	63	77	57	67
48	南知多町															
49	美浜町															
50	武豊町															
51 西三河	幸田町	1	0	1	1	0	4	1	0	1	47	69	47	62	50	69
52 新城設楽	設楽町															
53	東栄町	1	0	2	2	0	2	2	0	3	20	21	10.5	11.5	12.5	13.5
54	豊根村															

※日進市の「ケースワーカー1人あたりの担当数」は回答がなかったため実行委員会側で算出

## 子ども医療費助成制度の実施状況

(2019年4月現在 愛知県保険医協会調査)

※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)

※市町村名が**白抜き**:通院・入院とも中学校卒業まで自己負担・所得制限なしで実施

※★印:18歳年度末まで自己負担・所得制限なしで実施(予定を含む)

・通院、入院とも実施:6自治体(東郷町・飛島村・南知多町・設楽町・東栄町・豊根村)

・入院のみ実施:4自治体(名古屋市・半田市・安城市・みよし市)

※◆印:自己負担あり(5自治体) ※▲印:所得制限あり(2自治体)

※ゴチック:2018年愛知県保険医協会調査以降の変更部分

市町村名	通院	入院
<b>愛知県</b>	<b>義務教育就学前</b>	<b>中学校卒業</b>
県基準を拡大	<b>5 4 (100%)</b>	<b>1 2 (22.2%) (予定含む)</b>
小卒まで無料	<b>5 3 (98.1%)</b>	—
中卒まで無料	<b>5 0 (92.6%)</b>	—
18歳年度末まで無料	<b>6 (11.1%)</b>	<b>1 0 (18.5%) (予定含む)</b>
1 <b>名古屋市</b>	中学校卒業	中学校卒業 →18歳年度末★(2020年1月実施予定)
2 <b>豊橋市</b>	中学校卒業	中学校卒業
3 <b>岡崎市</b>	中学校卒業	中学校卒業
4 <b>一宮市</b>	中学校卒業	中学校卒業
5 <b>瀬戸市</b>	中学校卒業	中学校卒業
6 半田市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり) ※市外の医療機関は償還払い◆ →18歳年度末(中学生以上は1割の自己負担あり) ※市外の医療機関は償還払い◆ (2020年4月実施予定)	中学校卒業 ※市外の医療機関は償還払い →18歳年度末★ ※市外の医療機関は償還払い (2020年4月実施予定)
7 <b>春日井市</b>	中学校卒業	中学校卒業
8 <b>豊川市</b>	中学校卒業	中学校卒業
9 <b>津島市</b>	小学校3年生まで(市民税所得割が5万円以下の世帯は18歳年度末まで) ▲ →18歳年度末(中学校卒業後は所得制限あり) ▲ (2019年4月実施)	中学校卒業(小学校4年生以上は償還払い。市民税所得割が5万円以下の世帯は18歳年度末まで) ▲ →18歳年度末(中学校卒業後は所得制限あり) ▲ (2019年4月実施)
10 <b>碧南市</b>	中学校卒業	中学校卒業
11 <b>刈谷市</b>	中学校卒業	中学校卒業
12 <b>豊田市</b>	中学校卒業	中学校卒業
13 <b>安城市</b>	中学校卒業	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い) ★
14 <b>西尾市</b>	中学校卒業	中学校卒業
15 <b>蒲郡市</b>	中学校卒業	中学校卒業
16 <b>犬山市</b>	18歳年度末(中学卒業後は1割の自己負担) ※犬山市・江南市・大口町・扶桑町以外の医療機関は償還払い◆	18歳年度末(中学卒業後は1割の自己負担) ※犬山市・江南市・大口町・扶桑町以外の医療機関は償還払い◆
17 常滑市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり) ※市外の医療機関は償還払い◆	中学校卒業 ※市外の医療機関は償還払い
18 <b>江南市</b>	中学校卒業	中学校卒業
19 <b>小牧市</b>	中学校卒業	中学校卒業
20 <b>稲沢市</b>	中学校卒業	中学校卒業
21 <b>新城市</b>	中学校卒業	中学校卒業

市町村名	通院	入院
22 東海市	中学校卒業	中学校卒業
23 大府市	中学校卒業	中学校卒業
24 知多市	中学校卒業	中学校卒業
25 知立市	中学校卒業	中学校卒業
26 尾張旭市	中学校卒業	中学校卒業
27 高浜市	中学校卒業	中学校卒業
28 岩倉市	中学校卒業	中学校卒業
29 豊明市	中学校卒業	中学校卒業
30 日進市	中学校卒業	中学校卒業
31 田原市	中学校卒業	中学校卒業
32 愛西市	小学校卒業 →中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆(2018年8月実施)	中学校卒業(中学生は償還払い)
33 清須市	中学校卒業	中学校卒業
34 北名古屋市	中学校卒業(小学生以上は1割の自己負担あり)◆▲ ※世帯の合計所得が342万円に子一人につき38万円を加算した額未満の世帯は無料 ※市外医療機関は償還払い (2018年8月所得制限緩和)	中学校卒業 ※市外医療機関の小中学生は償還払い ※未就学児の入院時食事療養費助成(償還払い)
35 弥富市	中学校卒業	中学校卒業
36 みよし市	中学校卒業	中学校卒業 →18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★ (2019年4月実施)
37 あま市	中学校卒業	中学校卒業
38 長久手市	中学校卒業	中学校卒業
39 東郷町	18歳年度末★	18歳年度末★
40 豊山町	中学校卒業	中学校卒業
41 大口町	中学校卒業	中学校卒業
42 扶桑町	中学校卒業	中学校卒業
43 大治町	中学校卒業	中学校卒業
44 蟹江町	中学校卒業	中学校卒業
45 飛島村	18歳年度末★	18歳年度末★
46 阿久比町	中学校卒業	中学校卒業
47 東浦町	中学校卒業	中学校卒業
48 南知多町	18歳年度末★	18歳年度末★
49 美浜町	中学校卒業	中学校卒業
50 武豊町	中学校卒業	中学校卒業
51 幸田町	中学校卒業	中学校卒業
52 設楽町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
53 東栄町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★ ※18歳年度末まで入院時食事療養費助成
54 豊根村	18歳年度末(小学1年以上は償還払い)★	18歳年度末(小学1年以上は償還払い)★

※18歳年度末までの対象市町村で、中学校卒業後の就業者の対象可否(予定含む)

対象となる……名古屋市、半田市、安城市、犬山市、みよし市、飛島村

対象でない……津島市、東郷町、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村

### 入院時食事療養費助成

\*北名古屋市：未就学児対象、自己負担無し(償還払い) \*東栄町：18歳年度末まで、自己負担無し

# 障害者医療費助成制度の実施状況

(愛知県高齢福祉課・2019年4月現在)

市町村名		県に同じ	拡大・縮小の内容
愛知県基準		身障手帳1～3級 4級(腎機能障害) 4～6級(進行性筋萎縮症) IQ50以下自閉症状群	
1	名古屋市		特別障害者手当(本人)の所得制限。本人のみの場合、限度額3,604千円。 特定医療費受給者(指定難病)の中で、日常生活が著しい制限を受けると医師が証明した方
2	豊橋市	○	
3	岡崎市	○	
4	一宮市	○	
5	瀬戸市	○	
6	半田市		知的障害者IQ51以上IQ75以下(市民税非課税世帯のみ)
7	春日井市	○	
8	豊川市	○	
9	津島市	○	
10	碧南市	○	
11	刈谷市	○	
12	豊田市	○	
13	安城市	○	
14	西尾市	○	
15	蒲郡市	○	
16	犬山市	○	
17	常滑市	○	
18	江南市	○	
19	小牧市	○	
20	稲沢市	○	
21	新城市	○	
22	東海市	○	
23	大府市	○	
24	知多市	○	
25	知立市	○	
26	尾張旭市	○	
27	高浜市	○	
28	岩倉市	○	
29	豊明市	○	
30	日進市	○	
31	田原市	○	
32	愛西市	○	
33	清須市	○	
34	北名古屋	○	
35	弥富市	○	
36	みよし市	○	
37	あま市	○	
38	長久手市	○	
39	東郷町	○	
40	豊山町		知的障害者IQ51以上IQ75以下
41	大口町	○	
42	扶桑町	○	
43	大治町	○	
44	蟹江町	○	
45	飛島村	○	
46	阿久比町	○	
47	東浦町	○	
48	南知多町	○	
49	美浜町	○	
50	武豊町	○	
51	幸田町	○	
52	設楽町	○	
53	東栄町	○	
54	豊根村	○	
計		51	3

# 精神障害者医療費助成制度 市町村実施状況一覧表

(2019年8月現在・愛知県保険医協会調査)

	通院		入院	
	精神疾患のみ (1・2級かつ自立支援)	全疾患 (未実施)	精神疾患のみ (1・2級)	全疾患 (未実施)
愛知県基準				
1 名古屋市		◆		◆
2 豊橋市	☆	◆		◆
3 岡崎市		(1～3級かつ自立支援)		(1～3級)
4 一宮市	☆	◆		◆
5 瀬戸市	☆	(1・2級かつ自立支援)	8割(精神病診断者)	◆
6 半田市	☆	◆		◆
7 春日井市	☆	(1・2級かつ自立支援)		◆
8 豊川市	☆	◆		◆
9 津島市	☆	◆		◆
10 碧南市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
11 刈谷市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
12 豊田市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
13 安城市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
14 西尾市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
15 蒲郡市	☆	◆		◆
16 犬山市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
17 常滑市	☆	◆		◆
18 江南市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
19 小牧市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
20 稲沢市	☆	◆		◆
21 新城市	☆	◆	1/2(3級)	◆
22 東海市	☆	◆	(3級)	◆
23 大府市	☆	◆, (3級非課税者)	(3級課税者)	◆, (3級非課税者)
24 知多市	☆	◆	(3級)	◆
25 知立市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
26 尾張旭市	☆	(1・2級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者)	◆
27 高浜市	☆	(未実施)	1/2(精神病診断者、3級)、(1・2級)	(未実施)
28 岩倉市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
29 豊明市	☆	(1～3級)	1/2(3級)、(1・2級)	◆, 1/2 (3級)
30 日進市	☆	◆		◆
31 田原市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
32 愛西市	1/2(自立支援)	(1～3級)	1/2(精神病診断者)	(1～3級)
33 清須市		(1～3級)		(1～3級)
34 北名古屋市	☆	◆		◆
35 弥富市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
36 みよし市	☆, (3級), (精神病診断者)	◆	(3級、自立支援、精神病診断者)	◆
37 あま市	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
38 長久手市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
39 東郷町	☆	◆	1/2(精神病診断者、3級)	◆
40 豊山町	☆	(1～3級)		(1～3級)
41 大口町	☆	◆	(精神病診断者)	◆
42 扶桑町	☆	◆	(精神病診断者)	◆
43 大治町	1/2(3級かつ自立支援), (1・2級かつ自立支援)	(未実施)	1/2(3級), (1・2級)	(未実施)
44 蟹江町	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
45 飛島村		(1～3級)		(1～3級)
46 阿久比町	☆	◆		◆
47 東浦町	☆	◆	(3級)	◆
48 南知多町	☆	◆		◆
49 美浜町	☆	◆		◆
50 武豊町	☆	◆		◆
51 幸田町	☆	◆	1/2(3級, 自立支援)	◆
52 設楽町	☆	◆	1/2(自立支援)	◆
53 東栄町	☆	◆	1/2(自立支援)	◆
54 豊根村	☆	◆	1/2(精神病診断者) 食費1/2(1・2級)	◆
計	51	52	34	52

☆: 自立支援受給者、◆: 手帳(1・2級所持者)

# 後期高齢者福祉医療給付制度の実施状況(ひとり暮らし高齢者)

(愛知県高齢福祉課・2019年4月現在)

市町村名		拡大の内容(ひとり暮らし高齢者)			現物給付	現金給付
		県に同じ	実施	実施内容		
愛知県基準		2008年3月廃止				
1	名古屋市	○			—	—
2	豊橋市		○	低所得Ⅰのみ、税被扶養者対象外	○	
3	岡崎市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
4	一宮市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
5	瀬戸市	○			—	—
6	半田市		○	市内扶養義務者なし、非課税者のみ施設入所者、税被扶養者対象外	○	
7	春日井市		○	非課税のみ、市内親族なし税被扶養者対象外	○	
8	豊川市		○	1/2助成、非課税者のみ		○
9	津島市	○			—	—
10	碧南市		○	非課税者のみ(本人・税扶養者とも)、同一敷地・隣接地に親族がない、親族から経済的援助を受けていない	○	
11	刈谷市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
12	豊田市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、同一敷地や隣地・同一町内に6親等以内の親族がない、生活費の大半を受け取っていない	○	
13	安城市		○	税被扶養者対象外	○	
14	西尾市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、	○	
15	蒲郡市		○	税被扶養者対象外	○	
16	犬山市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
17	常滑市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
18	江南市	○			—	—
19	小牧市		○	非課税者のみ、市内親族なしを条件に加える	○	
20	稲沢市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
21	新城市		○	1/2助成		○
22	東海市		○	施設入所者対象外	○	
23	大府市		○	非課税者のみ、親族(三親等内の血族・姻族、配偶者)なし	○	
24	知多市		○	市内親族なし、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
25	知立市		○	税被扶養者、施設入所及び6カ月以上の長期入院対象外	○	
26	尾張旭市	○			—	—
27	高浜市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
28	岩倉市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
29	豊明市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
30	日進市		○	施設入所者、税被扶養者対象外、遺族年金を所得判定に含む	○	
31	田原市		○	税被扶養者対象外	○	
32	愛西市		○	税被扶養者対象外	○	
33	清須市		○	市内親族なし、税被扶養者対象外	○	
34	北名古屋		○	市内親族なし、税被扶養者対象外	○	
35	弥富市		○	施設入所者、税被扶養者対象外	○	
36	みよし市		○		○	
37	あま市	○			—	—
38	長久手市	○			—	—
39	東郷町	○			—	—
40	豊山町		○	税被扶養者対象外	○	
41	大口町		○	次の3つの要件に全て該当するもの ①非課税者②単身世帯③親・兄弟姉妹・配偶者・子・孫がない	○	
42	扶桑町		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
43	大治町		○	非課税者のみ	○	
44	蟹江町	○			—	—
45	飛鳥村		○		○	
46	阿久比町		○	非課税者のみ、施設入所者対象外	○	
47	東浦町		○	非課税者のみ、施設入所者対象外、隣地親族なしを条件に加える	○	
48	南知多町		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、町内親族なし、施設等入所者対象外、1/2助成		○
49	美浜町		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
50	武豊町		○	施設入所者、税被扶養者対象外	○	
51	幸田町		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
52	設楽町		○	低所得Ⅰのみ、施設入所者、税被扶養者対象外		○
53	東栄町	○			—	—
54	豊根村		○	低所得Ⅰのみ、施設入所者対象外1/2助成		○
計		10	44	42	39	5

# 後期高齢者福祉医療費給付制度の実施状況(ひとり暮らし高齢者を除く)

(愛知県高齢福祉課・2019年4月現在)

市町村名	県に同じ (※)	拡大・縮小の内容							現物給付	現金給付		
		障害者	精神障害者			母子・父子等	高齢者	戦傷病者			その他	
			通院	入院	備考							
愛知県基準		身障手帳1～3級 4級(腎機能障害) 4～6級(進行性筋萎縮症) IQ50以下自閉症状群	全額(1・2級)	全額(1・2級)		児童扶養 手当準用	寝たきり・認知症の 非課税世帯	障害児福祉 手当準用		○		
1	名古屋市	特別障害者手当の所得制限。特定医療費受給者(指定難病)の中で、日常生活が著しい制限を受けるなど医師が証明した方	特別障害者手当 所得制限	特別障害者手当 所得制限			70～74歳を拡大 特別障害者手当の所得制限を適用。要介護2以下は医師 証明必要 (名称は支給付金)	70～74歳を 拡大		○		
2	豊橋市		(自立支援)		精神のみ					○		
3	岡崎市		(3級かつ自立支援)	(3級)				所得制限なし		○		
4	一宮市		(自立支援)		精神のみ			所得制限なし		○	○(自立支援の通院)	
5	瀬戸市							所得制限なし		○	○(自立支援の通院)	
6	半田市	知的障害者 IQ51以上IQ75以下 市民税非課税世帯のみ	(自立支援)					所得制限なし		○	○(自立支援の通院)	
7	春日井市		(自立支援)							○		
8	豊川市							所得制限なし		○		
9	津島市		(自立支援)							○	○(自立支援の通院)	
10	碧南市		(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○	○(精神入院)	
11	刈谷市		(自立支援)	1/2(精神病診断者)				所得制限なし		○	○(1/2精神診断者入院)	
12	豊田市		(自立支援)	1/2(精神病診断者)			介護認定要介護3で非課税 世帯	所得制限なし		○	○(精神病診断者の入院)	
13	安城市		(自立支援)	1/2(精神病診断者)				所得制限なし		○	○(精神病診断者の入院)	
14	西尾市		(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○	○(入院 精神病診断者)	
15	蒲郡市		(自立支援)							○		
16	犬山市	○								○		
17	常滑市		(自立支援)							○		
18	江南市		(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○	○(通院・自立支援) (入院・精神病診断者)	
19	小牧市		(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○	○(自立支援・精神病診断者)	
20	稲沢市		(自立支援)					所得制限なし		○	○(自立支援)	
21	新城市		(自立支援)	1/2(3級)						○	○(精神入院 自立支援)	
22	東海市		(自立支援)	(3級)						○	○(精神3級入院)	
23	大府市		(3級非課税者、自立支援)	(3級)						○	○ (精神3級課税者入院)	
24	知多市		(自立支援)	(3級)						○	○(3級入院)	
25	知立市		(自立支援)	1/2 (精神病診断者)						○(自立支援、 1.2級)	○(1/2(精神病診断者))	
26	尾張旭市		(自立支援)	1/2 (精神病診断者)					指定難病患者 等(入院)	○	○(精神病診断者の1/2入院、 指定難病患者等の入院)	
27	高浜市		(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○		
28	岩倉市		(自立支援)	(精神病診断者)						○	○(自立支援の通院、 精神病診断者の入院)	
29	豊明市		(3級、自立支援)	1/2(3級)						○		
30	日進市		(自立支援)							○	○(自立支援の通院)	
31	田原市		(自立支援)	1/2 (精神病診断者)	精神のみ					○	○(自立支援・1/2精神病 診断者の入院のみ)	
32	愛西市		(3級、 1/2(自立支援))	(3級)、1/2 (精神病診断者)						○	○(1/2(自立支援、 精神病診断者))	
33	清須市		(3級)	(3級)						○		
34	北名古屋市		(自立支援)							○	○(自立支援の通院)	
35	弥富市		(自立支援)	(精神病診断者)						○		
36	みよし市		(精神病診断者)	(精神病診断者)						○		
37	あま市	○								○		
38	長久手市		(自立支援)	(精神病診断者)						○	○(自立支援の通院及び 精神病診断書による入院)	
39	東郷町		(自立支援)	1/2(精神病 診断者、3級)						○	○(自立支援の通院、 1/2精神病診断者の入院)	
40	豊山町	知的障害者 IQ75以下	(3級、自立支援)	(3級)						○		
41	大口町		(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○		
42	扶桑町		(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○	○(入院 精神病診断者のみ)	
43	大治町		(3級かつ自立支援)	(3級)						○		
44	蟹江町		(3級かつ自立支援)	(3級)						○		
45	飛島村		(3級)	(3級)			所得制限なし			○		
46	阿久比町		(自立支援)		精神のみ					○		
47	東浦町		(自立支援)	(3級)	精神のみ					○		
48	南知多町		(自立支援)		精神のみ					○		
49	美浜町		(自立支援)		精神のみ					○		
50	武豊町		(自立支援)		精神のみ					○		
51	幸田町		(自立支援)	1/2(3級、自立支援 対象者)				所得制限なし		○	○(精神入院(3級、自立支援))	
52	設楽町		(自立支援)	1/2 (精神病診断者)						○	○(自立支援の通院、 1/2精神病診断者の入院)	
53	東栄町		(自立支援)	1/2 (精神病診断者)						○		
54	豊根村		(自立支援)	1/2(精神病診断者) 食費1/2(1・2級)	精神のみ			所得制限なし		○	○(自立支援、 精神病診断者、食費)	
計	2		3	50	36	9	2	2	16	1	52	29

※「県に同じ」は、ひとり暮らし、寝たきり、認知症、戦傷病者等も県制度と同様のものに限る。

# 母子・父子家庭医療費助成制度の実施状況

(愛知県高齢福祉課・2019年4月現在)

市町村名		県に同じ	所得制限
愛知県基準		母子家庭の母、父子家庭の父 父子家庭の18歳以下の者 父母のいない18歳以下の者	母子・ 児童扶養手当準用
1	名古屋市	○	
2	豊橋市	○	
3	岡崎市	○	
4	一宮市	○	
5	瀬戸市	○	
6	半田市	○	
7	春日井市	○	
8	豊川市	○	
9	津島市	○	
10	碧南市	○	
11	刈谷市	○	
12	豊田市	○	
13	安城市	○	
14	西尾市	○	
15	蒲郡市	○	
16	犬山市	○	
17	常滑市	○	
18	江南市	○	
19	小牧市	○	
20	稲沢市	○	
21	新城市	○	
22	東海市	○	
23	大府市	○	
24	知多市	○	
25	知立市	○	
26	尾張旭市	○	
27	高浜市	○	
28	岩倉市	○	
29	豊明市	○	
30	日進市	○	
31	田原市	○	
32	愛西市	○	
33	清須市	○	
34	北名古屋市	○	
35	弥富市	○	
36	みよし市	○	
37	あま市	○	
38	長久手市	○	
39	東郷町	○	
40	豊山町	○	
41	大口町	○	
42	扶桑町		所得制限なし
43	大治町	○	
44	蟹江町	○	
45	飛島村		所得制限なし
46	阿久比町	○	
47	東浦町	○	
48	南知多町	○	
49	美浜町	○	
50	武豊町	○	
51	幸田町	○	
52	設楽町	○	
53	東栄町	○	
54	豊根村	○	
計		52	2

# 就学援助の受給者数・予算額

(2018年愛知自治体キャラバンのまとめ)

市町村名	2016年度			2017年度			2018年度(見込み)		
	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)
合計	61,782	7.8%	4,357,952	61,796	8.2%	4,790,622	61,898	8.1%	5,028,184
1 名古屋	22,448	13.9%	1,449,118	21,945	13.6%	1,602,060	23,006	14.2%	1,579,656
2 豊橋市	5,375	16.8%	365,504	5,192	16.4%	380,630	4,870	15.2%	409,670
3 岡崎市	2,444	7.4%	217,322	2,465	7.5%	228,525	2,320	7.0%	260,513
4 一宮市	2,955	8.9%	285,434	3,142	9.5%	270,200	3,039	9.3%	291,915
5 瀬戸市	1,036	9.8%	75,640	982	9.5%	79,748	966	9.4%	95,389
6 半田市	1,121	11.0%	71,146	1,145	11.4%	98,484	1,103	11.2%	94,585
7 春日井市	2,581	9.8%	179,305	2,692	10.2%	214,039	2,599	9.9%	239,421
8 豊川市	1,420	8.8%	69,716	1,310	8.3%	78,761	1,366	8.6%	86,558
9 津島市	601	11.5%	38,067	618	12.0%	43,045	616	12.5%	41,337
10 碧南市	461	7.1%	33,262	468	7.2%	36,241	473	7.4%	44,209
11 刈谷市	681	5.3%	53,805	697	5.5%	65,138	716	5.6%	66,608
12 豊田市	3,114	8.4%	227,799	3,155	8.6%	255,052	3,198	8.8%	269,332
13 安城市	945	5.4%	64,443	934	5.4%	71,514	960	5.6%	89,000
14 西尾市	872	5.8%	62,723	986	6.6%	73,723	981	6.5%	75,328
15 蒲郡市	640	10.2%	54,519	733	10.0%	58,334	655	10.0%	52,127
16 犬山市	341	5.4%	25,223	365	5.6%	30,477	380	5.6%	31,294
17 常滑市	384	7.7%	26,420	341	6.3%	29,097	357	6.7%	28,999
18 江南市	778	9.1%	58,486	799	9.5%	67,227	757	9.1%	69,660
19 小牧市	1,215	9.2%	87,751	1,114	8.6%	92,326	1,200	9.3%	122,898
20 稲沢市	878	7.8%	66,232	929	8.3%	77,141	855	7.8%	79,200
21 新城市	263	7.3%	22,933	383	10.1%	25,842	337	10.0%	25,811
22 東海市	900	8.6%	63,956	977	8.6%	78,065	947	8.3%	71,640
23 大府市	546	6.6%	47,147	546	6.5%	49,205	537	6.5%	45,220
24 知多市	638	8.5%	46,448	580	7.8%	50,619	564	7.6%	48,884
25 知立市	435	7.2%	33,713	478	8.0%	39,253	482	8.1%	41,133
26 尾張旭市	725	10.0%	55,039	705	9.8%	54,700	729	10.1%	61,200
27 高浜市	431	9.3%	30,229	448	9.7%	32,320	382	8.2%	40,751
28 岩倉市	384	10.8%	28,249	448	12.6%	31,865	380	10.6%	35,871
29 豊明市	474	8.6%	42,419	492	10.9%	45,834	450	11.9%	45,444
30 日進市	543	6.4%	41,966	530	6.3%	43,988	506	5.9%	48,365
31 田原市	315	6.1%	22,110	298	5.9%	25,091	307	6.1%	26,560
32 愛西市	463	8.5%	34,700	432	8.3%	37,278	435	8.7%	38,416
33 清須市	408	7.4%	30,316	421	7.6%	38,361	408	7.3%	37,172
34 北名古屋市	789	10.5%	60,246	809	10.8%	68,752	810	10.9%	71,937
35 弥富市	294	7.9%	22,661	337	10.8%	25,101	336	10.7%	25,566
36 みよし市	402	6.4%	27,412	389	6.3%	27,404	379	6.2%	34,188
37 あま市	777	9.9%	57,399	776	10.1%	61,579	770	10.2%	62,436
39 長久手市	185	3.3%	13,408	210	3.7%	17,416	230	3.9%	21,677
38 東郷町	209	4.8%	15,760	188	4.3%	19,187	173	3.9%	22,110
40 豊山町	160	11.0%	5,167	166	11.1%	5,731	164	10.8%	7,046
41 大口町	127	5.9%	7,077	141	6.6%	9,197	143	6.8%	13,255
42 扶桑町	221	7.5%	16,776	217	7.3%	18,458	195	6.6%	22,773
43 大治町	206	6.7%	9,383	209	6.8%	10,375	224	7.2%	16,160
44 蟹江町	176	6.1%	11,087	178	6.2%	11,154	218	7.6%	18,626
45 飛鳥村	12	3.1%	942	8	2.1%	601	10	2.3%	921
46 阿久比町	152	6.4%	10,806	162	6.4%	12,216	154	5.8%	13,151
47 東浦町	475	10.6%	32,237	448	10.3%	35,694	430	10.0%	36,391
48 南知多町	92	7.8%	7,708	83	7.5%	6,984	94	8.6%	8,373
49 美浜町	108	6.2%	7,205	119	7.1%	8,042	108	6.6%	10,706
50 武豊町	311	7.9%	21,234	323	8.3%	26,662	315	8.1%	26,911
51 幸田町	251	6.3%	18,714	256	6.2%	19,902	232	5.5%	19,000
52 設楽町	15	5.9%	1,296	19	7.7%	1,502	23	9.7%	2,013
53 東栄町	2	1.2%	93	3	1.8%	206	6	3.5%	557
54 豊根町	3	3.5%	201	5	6.9%	276	3	4.7%	221

## 就学援助の支給項目

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

※クラブ活動費・生徒会費・PTA会費は2010年度から対象となったが、実施している市町村はなお少ない。  
 ※印で表示は、全保護者対象に全額公費負担している。

自治体名	学用品費		入学準備金／入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	校外活動費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	メガネ・コンタクトレンズ代	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの					
合計	53	6	53	44	17	53	7	16	16	49	47	53	32	14	0	
1 名古屋市	○		○	○	○	○				○	○	○	○			学校生活管理指導表文書費
2 豊橋市	○		○	○	○	○				○		○	○	○		学校生活管理指導表文書費
3 岡崎市	○	○	○	○		○				○	○		○			
4 一宮市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5 瀬戸市	○		○			○				○	○	○				
6 半田市	○		○			○					○	○	○	○		
7 春日井市	○		○		○	○				○	○	○	○			
8 豊川市	○		○	○		○					○	○	○			
9 津島市	○		○	○	○	○						○	○			
10 碧南市	○		○	○		○				○		○				
11 刈谷市	○		○	○		○				○	○	○	○	○		
12 豊田市	○		○	○	○	○				○	○	○	○			自然教室、海外派遣
13 安城市	○		○	○	○	○				○		○				
14 西尾市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
15 蒲郡市	○		○	○		○				○	○	○	○	※		
16 犬山市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○			
17 常滑市	○		○			○				○		○	○	○		
18 江南市	○		○	○		○				○	○	○	○			
19 小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
20 稲沢市	○		○			○		○		○	○	○	○			
21 新城市	○		○	○		○				○	○	○				
22 東海市	○		○	○		○				○	○	○		○		海外学習参加費
23 大府市	○		○			○		○	○	○	○	○		○		海外派遣
24 知多市	○		○	○		○				○	○	○	○	○		
25 知立市	○	○	○	○		○				○	○	○	○			転入学用品費
26 尾張旭市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	※		
27 高浜市	○		○	○	○	○				○	○	○				

自治体名	学用品費		入学準備金／入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	校外費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛金	メガネ・コンタクトレンズ代	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								活動	宿泊を伴わないもの					
28 岩倉市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	※		
29 豊明市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
30 日進市	○		○	○		○		○	○	○	○					
31 田原市	○		○	○		○					○					
32 愛西市	○		○			○					○	○	○			医療費は学校保健法施行令第7条の疾病
33 清須市	○		○	○		○				○	○	○				
34 北名古屋			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
35 弥富市	○		○			○		○	○	○	○	○	※	※		
36 みよし市	○		○	○		○				○	○	○	○	○		
37 あま市	○		○			○		○	○	○	○					
38 長久手市	○		○	○		○		○	○	○	○					
39 東郷町	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		
40 豊山町	○		○	○		○				○	○	○	○			卒業祝金
41 大口町	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○			
42 扶桑町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			
43 大治町	○		○	○		○				○	○	○				
44 蟹江町	○		○			○				○	○	○				
45 飛島村	○		○	○		○	○		○	○	○	○				
46 阿久比町	○		○	○		○				○	○	○	○	※		
47 東浦町	○		○	○		○				○	○	○		○		
48 南知多町	○		○	○	○					○	○	○		○		
49 美浜町	○		○	○	○	○				○	○	○		○		
50 武豊町	○		○	○	○	○				○	○	○	○			
51 幸田町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		
52 設楽町	○		○	○		○				○		○				
53 東栄町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			
54 豊根町	○			○		○				○	○	○				

## 就学援助の基準・申請・支給等について

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

生活保護基準の1.4倍の要求に対して、1.5倍3市町(5%)、1.4倍2市町村(4%)のみである。、他は1.3倍17市町(31%)、1.2倍17市町(31%)、1.0倍台は4市町(5%)、基準の回答がないのは11自治体(18%)となっている。

申請窓口は、市町村窓口と学校の両方を利用できるのが33市町村(61%)あるが、市町村窓口のみが14市町村、学校のみが7市となっている。学校でもできるようにすることが重要である。また民生委員の証明等が必要な自治体は、稲沢市で「生活福祉資金貸付または世帯構更生貸付を受けた者」に対してのみとしている以外は、不要となった。

※就学援助認定基準の「その他」欄の○中数字は、次の基準。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
合計	—	—	—	—	14	7	33	1
1 名古屋市	1.0	2015年4月の基準を用いた	2,465,000	3,139,000		○		—
2 豊橋市	1.3	②③④⑤⑥⑦ 改定前基準額	2,254,000	3,334,000	○			—
3 岡崎市	1.26	2015年度1.24倍 → 2018年度1.26倍	2,180,000	3,030,000		○		—
4 一宮市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、改定前の基準を使用	1,730,000	2,650,000			○	—
5 瀬戸市	1.25	引き下げ前の生活保護基準を適用	1,850,000	3,000,000	※新規○	※継続○	○	—
6 半田市	1.3		約200万	約300万			○	—
7 春日井市	1.2		約190万	約290万			○	—
8 豊川市	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ	2,011,832	2,762,859			○	—
9 津島市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑩ 2013年8月以前の基準利用	1,850,000	2,580,000	○			—
10 碧南市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩かつ、生保家庭に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合。学校納付金の納付状態の悪い者。基準引き上げ(1.0→1.2)	1,800,000	2,200,000			○	—
11 刈谷市		⑦の認定基準。収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000			○	—
12 豊田市	1.3	1.3倍以上であっても民生委員の現状確認に基づいて判定している	未回答	未回答		○		—
13 安城市	およそ1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が特に認める者。	2,300,000	2,808,000		○		—
14 西尾市	1.1	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が特に認める者。	1,570,000	2,350,000			○	—
15 蒲郡市	1.3	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の算定に用いる基準額表を使用。基準を超えた場合でも、特別な事情があれば認定。	未回答				○	—
16 犬山市	1.3	特別支援教育就学奨励費の早見表を用いて審査、生保引き下げ以前と変わっていない。	1,841,455	2,822,000			○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
17 常滑市	1.3		1,601,921	2,339,785			○	—
18 江南市	1.2	2013年度当初の基準	約220万	約300万			○	—
19 小牧市	1.3		未回答				○	—
20 稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	未回答		○	継続のみ		⑧のみ必要
21 新城市	1.3		約1,855,000	約2,843,000			○	—
22 東海市	1.3	③④⑤⑥⑦⑧⑨、昨年度引き上げを維持	1,990,233	3,016,619			○	—
23 大府市	1.5	生保引き下げによる影響を調査	2,488,000	3,665,000	○			—
24 知多市	1.3	保有する資産等は含めない。世帯内の前年所得で審査。②③④⑤⑥⑦⑧⑨。	1,756,897	2,497,481			○	—
25 知立市		児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	253万	336.6万			○	—
26 尾張旭市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、引き下げ前の基準	2,100,000	2,800,000			○	—
27 高浜市	1.0	母子・父子家庭は1.5倍。	2,130,000	2,180,000			○	—
28 岩倉市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、引き下げ前の基準	1,867,000	2,831,000	○			—
29 豊明市	1.4		2,340,000	3,168,000	○			—
30 日進市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨、2012年12月末の基準	約207万(控除なし)	約332万(控除なし)			○	—
31 田原市	1.25	基準引き下げ前の基準を用いて認定	1,771,000	2,710,000		○		—
32 愛西市	1.2	基準引き下げ前の基準を用いて認定	1,584,000	2,489,000	○			—
33 清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧	所得基準は設けていない				○	—
34 北名古屋市	1.2	①②③⑤⑥⑦⑩、派遣切りなど急激に収入が減少した方(生保基準の1.3倍)、生保基準見直し前を維持	社会保険料等が不明のため産出不可	社会保険料等が不明のため産出不可		○		—
35 弥富市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,648,000	2,701,000			○	—
36 みよし市	1.3	引き下げ前の生活保護基準を適用	約210万	約325万		○		—
37 あま市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	未回答	未回答	○			—
38 長久手市	1.4		約246万	約328万	○			—
39 東郷町	1.3		1,836,000	2,988,000	○			—
40 豊山町	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑩「生活扶助(1類+2類+教育扶助)×1・2+住宅扶助(1・3倍認定額)+母子加算	1,800,000	2,500,000	○			—
41 大口町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,620,000	2,600,000			○	—
42 扶桑町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	170万	257万			○	—
43 大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者	算出していません				○	—

市町村名		就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
		生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
44	蟹江町	1.2	認定は、新基準で行っているが、超過した場合は旧基準で再計算し認定(旧基準の限度内なら認定)	約264万(賃貸) 約197万(持家) ※家賃額により減額の場合あり。	約329万(賃貸) 約262万(持家) ※家賃額により減額の場合あり。	○			—
45	飛島村							○	—
46	阿久比町	1.3		2,608,970	3,099,642			○	—
47	東浦町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 児童扶養手当の所得制限各基準	1,938,170	2,372,682			○	—
48	南知多町	1.3	計算したところ、2013年度で認定された不認定世帯なし。	1,938,170	2,372,682			○	—
49	美浜町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 生保は収入額認定によるが、就学援助は所得額で判定、引き上げ前の基準に変更。	持ち家 1,651,025 借家 2,377,985	持ち家 2,631,667 借家 3,358,627			○	—
50	武豊町	1.3		1,948,557	2,380,326			○	—
51	幸田町	概ね1.5	生保基準を参考に制度運用を行い、結果として認定に影響なし	約213万	約276万			○	—
52	設楽町			1,938,000	2,822,000			○	—
53	東栄町					○			—
54	豊根村					○			—

## 学校給食費への自治体独自補助

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

完全無償化自治体はなし。何らかの補助を実施しているのが14市町村。  
安城市・岩倉市が第3子以降無償化。岡崎市が4月分を無償化。8市町村が1食あたりまたは1月当たりの補助を実施。その他、3市が消費税増税分(3%)を公費負担。

市町村名	補助	補助内容
合計	14	
1 名古屋市		
2 豊橋市		
3 岡崎市	○	4月分を無償化。また、食材費にかかる消費税増税分3%を公費負担。
4 一宮市		
5 瀬戸市		
6 半田市		
7 春日井市		
8 豊川市		
9 津島市	○	1食あたり15円を補助
10 碧南市		
11 刈谷市		
12 豊田市		
13 安城市	○	第3子以降を無償化
14 西尾市		
15 蒲郡市		
16 犬山市		
17 常滑市		
18 江南市		
19 小牧市		
20 稲沢市		
21 新城市		
22 東海市	○	消費税増税分3%を公費負担
23 大府市		
24 知多市		
25 知立市		
26 尾張旭市		
27 高浜市		
28 岩倉市	○	第3子以降を無償化
29 豊明市		
30 日進市	○	地産地消について1食あたり3円を補助
31 田原市		
32 愛西市	○	1食あたり10円の補助
33 清須市		
34 名古屋市長久手市		
35 弥富市		
36 みよし市	○	食材費の消費税増税分3%を公費負担
37 あま市	○	1食あたり10円を補助
38 長久手市	○	1食あたり20円+地産地消推進負担1円を補助
39 東郷町		
40 豊山町		
41 大口町	○	半額補助
42 扶桑町		
43 大治町	○	1月あたり200円を補助
44 蟹江町	○	1食あたり30円を補助
45 飛島村	○	1月あたり600円を補助
46 阿久比町		
47 東浦町		
48 南知多町		
49 美浜町		
50 武豊町		
51 幸田町		
52 設楽町		
53 東栄町		
54 豊根村		

# 議員活動中の「重度訪問介護」 制度改善へ検討要求

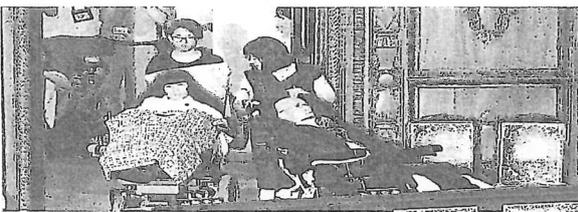
## 参院議運委理事会

参院議院運営委員会理事会は5日、れいわ新選組の木村英子、船後靖彦両議員が求めた「重度訪問介護」サービスを議員活動中も受けられる制度改善について、早急に検討を進め結論を出すよう政府に求める内容を文書で確認しました。

文書は、先の通常国会において全会一致で成立した改正障害者雇用促進法の付帯決議で、通勤や職場における支援のあり方について検討を始めるとしていると指摘し、「政府において早期に検討を進め、結論を得るよう求めています。同時に、費用については、「職場としての参議院等が当面負担する」とし、公的サービスで負担できない部分の負担を決めています。

## 重度訪問介護サービス

5日に閉会した第19臨時国会は、障害者に



参院本会議場に入るれいわ新選組の船後靖彦(手前右)、木村英子(向左)両議員。1日午前、国会内

開かれた国会をいかに実現するかが問われる国会となりました。重度障害を有する、れいわ新選組の木村英子、船後靖彦両議員は、これ

まで受けてきた「重度訪問介護」サービスを議員活動中も受けられるよう要望。参院議院運営委員会には要望を受けて検討を行い、重要な論点が明らかになりました。

## 通勤・就労時の支援に第一歩

「重度訪問介護」サービスにかかわる利用を、制度スについて問われ、「いまままで障害者運動にかかわってきた。制度は急に変わらないことは知っている」「これからは国会内改善させていきた」と述べました。「重度訪問介護」サービスの対象外」と主張。木村、船後両氏は国会議員として活動中の介護活動への支援を求め、障害者権利条約の立場で、参議院として費用負担すべき新たな機器の使用を容易にするものとするべきと求めました。議院運営委員会では、制度の改善を政府に求めるとともに、当面、議員活動に必要な介助を提供することを参議院が行うことを確認しました。今後、議院、政府ともに両議員の要望に早急に応えることを求められます。

中も受けられるよう要望。参院議院運営委員会には要望を受けて検討を行い、重要な論点が明らかになりました。

ビスは、障害者総合支援法に基づき、重度の障害があり、常時、介護の必要な人が食事・排せつの介護や、洗濯・掃除などの家事の支援を公費で受けられる制度です。しかし同サービスは、就労・通勤など経済活動

(若林明)

# 障害福祉 続いた

## 65歳介護保険移行 食い止め広がる

障害者が65歳になると介護保険優先原則として、それまで使っていた障害福祉サービスから介護保険に半ば強制的に移行させられ、社会問題となつていきます。そんな中、「これまで通り障害福祉サービスを継続利用したい」と訴え、認められるケースが全国に広がっています。(岩井亜紀)

大阪府鶴見区の高橋眞由美さん(65)は、脳性まひで障害があります。今年2月、65歳の誕生日を前に、介護保険の申請はせず障害福祉サービスの継続申請を希望すると同区役所に訴え、認められました。眞由美さんの夫、弘生さん(64)も脳性まひで障害があります。月45時間の家事援助を利用しながら眞由美さんが家事全般を担っています。

眞由美さんは「障害福祉では世帯単位で家事援助をしてもらえなくて、介護保険だと私個人の分しかやってもらえない。夫は私より障害が重く、家のことをするのは難しい」と語ります。

眞由美さんはこの他、月当たり身体介護15時間、通院介助18時間、移動支援51時間それぞれこれまで通り認められました。1年間有効です。「1

年後更新をしなければならぬけれど、脳性まひによる障害の特性を考慮した支援が必要なので、ホッとしました」

### 1割負担重く

障害福祉サービスは現在自己負担ゼロですが、介護保険に移れば原則1割の自己負担も重くのしかかります。「市管住宅の家賃も上がり、保険料も上がり、介護保険のサービス利用料まで支払ったら家計はますます厳しくなる」と眞由美さん。

重度障害者の場合、医療費の月額上限が1人3千円で、とはいえず、いったんは窓口負担分を全額支払わなければならず、2人で月1万円から1万5千円程度かかります。弘生さんは「2008年は上限額が千円でした。橋下徹氏が大阪府知事になってか

## 倉林参院議員 優先原則廃止を要求

ら、維新政治のもとで社会福祉全般が悪くなり、負担が重くなっている」と怒ります。「障害者(児)を守る全大阪連絡協議会」はこの数年、大阪府などとの交渉で、65歳になっても介護保険に移行させないよう求めてきました。こ



65歳以降も障害福祉サービスを利用し続けることになった高橋眞由美さん(右)と夫の弘生さん(大阪府)

の問題が全国に広がる中、厚生労働省も「必要としていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することとは一般的には考えにくい」として個々の実態に即した適切な運用を自治体に要請。

昨年12月には、岡山市の浅田達雄さんが介護保険申請をしなかったとして障害福祉サービスを打ち切った同市を相手どった裁判で勝訴が確定。名古屋市では、上田孝さん(68)が65歳の誕生日を迎えて以降、2カ月ごとの更新で障害福祉サービスを利用し続けています。

### 意思表示大事

「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」の家平悟事務局長は「障害福祉サービスと介護保険サービスとは内容・費、利用料負担が違ふ」と指摘。「浅田さんの判決以降、介護保険への移行を無理強いする自治体は減ってきているようです。障害のある当事者も『介護保険に移行しない』と意思表示をすることが大事です」と強調します。日本共産党の倉林明子議員は3月の参院厚労委員会で、介護保険優先原則の廃止を求めました。

高橋夫妻は「障害者への支援は『受益』ではなく『権利』です。その立場で私たちの声を国会に届けてくれる日本共産党議員を参院選で増やしたいです」と語っています。

# 子どもの任意予防接種事業 実施状況

(2019年4月現在・愛知県保険医協会調査)

【子どものインフルエンザ】11市町村(20%)。無料実施は知多市、設楽町、東栄町。  
 【おたふくかぜ】刈谷市、田原市が新たに実施し、16市町村(30%)。無料実施は小牧市、飛島村、東栄町、豊根村。2回目の助成を実施しているのは、刈谷市、豊根村。  
 【ロタ】小牧市が新たに実施し、20市町村(37%)となった。無料実施は飛島村・設楽町・東栄町・豊根村。  
 【小児がん治療など特別の理由による任意予防再接種】35市町村(65%)。昨年調査(11市)から3.2倍。

記号はそれぞれ次の通り。◎：自己負担無料で実施、○：助成を実施、—：任意での助成制度はなし

※美浜町は育児用品助成事業の中で2万円限度に助成

2019年度より新たに実施が開始されたものはゴチックで表記した

	子どものインフルエンザ	おたふくかぜ	ロタウイルス	特別な理由による再接種
合計(予定含む)	11	16	20	35
無料実施	3	4	4	—
1 名古屋市	—	○	○	○
2 豊橋市	—	○	○	○
3 岡崎市	—	○	○	◎
4 一宮市	—	—	—	○
5 瀬戸市	—	—	○	—
6 半田市	—	—	—	—
7 春日井市	—	○	—	◎
8 豊川市	—	○	○	◎
9 津島市	—	—	—	—
10 碧南市	—	—	—	◎
11 刈谷市	—	◎	○	◎
12 豊田市	—	○	○	◎
13 安城市	○	—	○	○
14 西尾市	—	—	—	○
15 蒲郡市	—	○	○	○
16 犬山市	—	—	—	◎
17 常滑市	—	—	—	—
18 江南市	—	—	—	◎
19 小牧市	—	◎	◎	○
20 稲沢市	—	—	—	○
21 新城市	—	—	—	◎
22 東海市	○	—	—	○
23 大府市	○	—	—	○
24 知多市	◎	—	—	○
25 知立市	—	—	—	◎
26 尾張旭市	—	—	○	—

	子どものインフルエンザ	おたふくかぜ	ロタウイルス	特別な理由による再接種
27 高浜市	—	—	—	—
28 岩倉市	—	—	—	—
29 豊明市	—	—	○	◎
30 日進市	—	—	—	◎
31 田原市	—	◎	○	◎
32 愛西市	—	—	—	—
33 清須市	—	—	—	—
34 北名古屋市	○	—	○	◎
35 弥富市	—	—	—	—
36 みよし市	—	○	○	◎
37 あま市	○	—	—	—
38 長久手市	—	—	—	◎
39 東郷町	—	—	—	◎
40 豊山町	—	—	—	—
41 大口町	—	—	—	◎
42 扶桑町	—	—	—	◎
43 大治町	—	—	—	◎
44 蟹江町	○	—	—	—
45 飛島村	○	◎	◎	—
46 阿久比町	—	—	—	◎
47 東浦町	—	—	—	◎
48 南知多町	—	—	—	—
49 美浜町	※	—	※	◎
50 武豊町	—	—	—	—
51 幸田町	—	○	○	◎
52 設楽町	◎	○	◎	—
53 東栄町	◎	◎	◎	—
54 豊根村	○	◎	◎	—

# 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業 実施状況

(2019年4月現在・愛知県保険医協会調査)

- 任意接種への独自の助成を行っているのは、予定を含め 29 市町村 (54%)。前回 (2018 年 4 月) 調査の 40 市町村 (74%) から 11 市町村減。
- 定期接種対象者への個別通知を行っているのは 50 市町村 (93%)
- 定期接種の対象者は下記の通り。
  - ・過去にニューモバックス NP (23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン) を接種したことがない方で、当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方。
  - ・60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIV による免疫機能障害があり、日常生活活動が極度に制限される方。
- ※任意接種・対象者の拡大欄で、①条件者とは『心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIV による免疫機能障害があり、身体障害者 1 級保持者、またはそれに相当する方』

市町村名	定期接種		任意接種			
	個別通知	自己負担	対象者	ワクチンの制限	自己負担	2 回目以降の助成
1 名古屋市	×	4,000	65歳以上の定期接種の対象年齢に該当しない者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
2 豊橋市	○	2,000	×			
3 岡崎市	○	2,000	定期接種の対象年齢外で5年以内未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×
4 一宮市	○	2,000	× (2018年度末で終了)			
5 瀬戸市	○	2,500	今年度 65 歳及び70歳以上の5年以内未接種者 60～69歳(65歳除く)で基礎疾患があり医師が必要と判断	ニューモバックス 23 のみ	2,500	×
6 半田市	○	2,000	× (2018年度末で終了)			
7 春日井市	○	2,400	65 歳以上及び 60～64 歳の①条件者の未接種者	制限無し	医療機関による	×
8 豊川市	○	2,000	75歳以上および65歳以上75歳未満の①条件者	制限無し(ただし、ニューモバックス 23 は定期接種済者を除く)	医療機関による	×
9 津島市	○	2,000	×			
10 碧南市	○	2,500	×			
11 刈谷市	○	2,500	満65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
12 豊田市	○	2,000	× (2018年度末で終了)			
13 安城市	○	2,500	× (2018年度末で終了)			
14 西尾市	○	2,500	65歳以上の5年以内の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
15 蒲郡市	○	2,000	×			
16 犬山市	○	2,000	75歳以上及び、65歳以上75歳未満の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
17 常滑市	○	4,000	66歳以上及び、65歳以上75歳未満の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
18 江南市	○	2,000	75歳以上及び、65歳以上75歳未満の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
19 小牧市	○	2,500	× (2018年度末で終了)			
20 稲沢市	○	3,800	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	3,800	×
21 新城市	○	2,000	×			

市町村名	定期接種		任意接種				
	個別通知	自己負担	対象者	ワクチンの制限	自己負担	2回目以降の助成	
22 東海市	×	1,080	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	1,080	×	
23 大府市	○	1,000	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	1,000	×	
24 知多市	△	2,400	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	2,400	×	
25 知立市	○	2,500	×(2018年度末で終了)				
26 尾張旭市	○	2,500	70歳以上、60歳～69歳で医師が必要と判断した者	ニューモバックス23のみ	2,500	×	
27 高浜市	○	2,500	×(2018年度末で終了)				
28 岩倉市	○	2,500	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	3,500	×	
29 豊明市	○	2,500	×				
30 日進市	○	2,500	65歳以上	制限無し	医療機関による	○	
31 田原市	○	2,000	×				
32 愛西市	○	2,000	×				
33 清須市	○	2,500	×(2018年度末で終了)				
34 北名古屋市	○	2,500	65歳以上又は60～64歳の障害者で未接種者	ニューモバックス23のみ	4,000	×	
35 弥富市	○	2,000	×				
36 みよし市	○	2,000	×(2018年度末で終了)				
37 あま市	○	2,000	×				
38 長久手市	○	2,500	×(2018年度末で終了)				
39 東郷町	○	2,500	×				
40 豊山町	○	2,500	×(2018年度末で終了)				
41 大口町	○	2,000	66歳以上の者(定期及び任意助成を受けた者を除く)	ニューモバックス23のみ	4,000	×	
42 扶桑町	○	2,000	75歳以上で、前回全額自己負担で任意接種した者	ニューモバックス23のみ	4,000	×	
43 大治町	○	2,000	×				
44 蟹江町	○	2,000	×				
45 飛島村	○	2,000	×				
46 阿久比町	×	2,000		ニューモバックス23のみ	2,000	×	
47 東浦町	○	2,000	65・70・75歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	2,000	×	
48 南知多町	○	2,600	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	2,600	×	
49 美浜町	△	3,000	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	3,300	×	
50 武豊町	○	2,500	76歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	4,000	×	
51 幸田町	○	2,000	65歳以上の5年以内未接種者	ニューモバックス23のみ	2,000	×	
52 設楽町	○	医療機関による	76歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	医療機関による	×	
53 東栄町	×	医療機関による	65歳以上	制限無し	医療機関による	○	
54 豊根村	○	協力医療機関は無料 それ以外は8,000円助成	65歳以上の未接種者	ニューモバックス23のみ	医療機関による	×	

# 産婦健診実施状況一覧

(2019年4月現在・愛知県保険医協会調査)

・実施市町村：54市町村（100%）

・助成回数2回：11市村（20%）

	市町村名	助成	回数	助成対象期間	事業開始日
1	名古屋市	○	2	産後8週以内	2017年4月
2	豊橋市	○	1	産後3週以内	2018年6月
3	岡崎市	○	1	産後8週以内	2019年4月
4	一宮市	○	1	産後8週以内	(拡充)2019年4月
5	瀬戸市	○	1	産後8週以内	2017年4月
6	半田市	○	1	産後8週以内	2008年4月
7	春日井市	○	1	産後8週以内	2017年4月
8	豊川市	○	1	産後8週以内	2015年4月
9	津島市	○	1	産後8週以内	2018年7月
10	碧南市	○	1	産後8週以内	2013年4月
11	刈谷市	○	2	産後8週以内	(拡充)2019年4月
12	豊田市	○	1	産後8週以内	2009年4月
13	安城市	○	1	産後2カ月以内	2008年4月
14	西尾市	○	1	産後2カ月以内	2009年4月
15	蒲郡市	○	1	産後8週以内	2018年4月
16	犬山市	○	1	産後2カ月以内	2017年4月
17	常滑市	○	2	産後8週以内	(拡充)2019年4月
18	江南市	○	1	産後2カ月以内	2007年4月
19	小牧市	○	2	産後8週以内	2018年4月
20	稲沢市	○	1	産後8週以内	2018年4月
21	新城市	○	1	産後8週以内	2015年4月
22	東海市	○	2	産後8週以内	2007年4月
23	大府市	○	2	産後2カ月以内	2017年4月
24	知多市	○	2	産後8週以内	2007年4月
25	知立市	○	1	産後1カ月頃	2008年4月
26	尾張旭市	○	1	産後8週以内	2017年4月
27	高浜市	○	2	産後8週以内	2015年4月
28	岩倉市	○	1	産後8週以内	2017年4月
29	豊明市	○	2	産後8週以内	2016年4月
30	日進市	○	1	産後8週以内	2017年4月
31	田原市	○	1	産後8週以内	2017年4月
32	愛西市	○	2	産後8週以内	(拡充)2019年4月
33	清須市	○	1	産後8週以内	2017年4月
34	北名古屋市	○	1	産後8週以内	2017年4月
35	弥富市	○	1	産後8週以内	2018年4月
36	みよし市	○	1	産後8週以内	2010年4月
37	あま市	○	1	産後8週以内	2016年4月
38	長久手市	○	1	産後8週以内	2016年4月
39	東郷町	○	1	産後8週以内	2017年4月
40	豊山町	○	1	産後8週以内	2017年4月
41	大口町	○	1	産後2カ月以内	2014年4月
42	扶桑町	○	1	産後8週以内	2017年4月
43	大治町	○	1	産後8週以内	2017年4月
44	蟹江町	○	1	産後8週以内	2016年4月
45	飛島村	○	1	産後8週以内	2009年4月
46	阿久比町	○	1	産後8週以内	2008年4月
47	東浦町	○	1	産後8週以内	2007年4月
48	南知多町	○	1	産後8週以内	2009年4月
49	美浜町	○	1	産後8週以内	2008年4月
50	武豊町	○	1	産後2カ月以内	2008年4月
51	幸田町	○	1	産後8週以内	2019年4月
52	設楽町	○	1	産後8週以内	2013年4月
53	東栄町	○	1	産後8週以内	2013年4月
54	豊根村	○	2	産後8週以内	2011年4月

## 歯科専門職員の配置 2019年度

(愛知県保険医協会調査)

△：歯科衛生士（常勤・常勤に準ずる）… 33市町村（61%）
▲：歯科衛生士（臨時のみ）… 13市町（24%）
*：歯科専門職員の配置なし… 8市町村（15%）
歯科医師の配置あり… 2市（4%）

市町村名			歯科医師		歯科衛生士			市町村名			歯科医師		歯科衛生士		
			常勤	非常勤	常勤	非常勤					常勤	非常勤	常勤	非常勤	
						常勤に準ずる	検診時のみ							常勤に準ずる	検診時のみ
1	名古屋市	△	4		20			28	岩倉市	△			1		
2	豊橋市	△		1	2			29	豊明市	▲					4
3	岡崎市	△			2		2	30	日進市	*					
4	一宮市	△			1			31	田原市	△				1	
5	瀬戸市	*						32	愛西市	△				1	
6	半田市	△			1			33	清須市	△				1	
7	春日井市	△			3			34	北名古屋市	△				1	10
8	豊川市	△			2			35	弥富市	△			2		
9	津島市	△			1			36	みよし市	△			1		
10	碧南市	△			1	1		37	あま市	△			3		
11	刈谷市	△			1			38	長久手市	▲					1
12	豊田市	△			2			39	東郷町	▲					1~3
13	安城市	△			2		6	40	豊山町	▲					1~5
14	西尾市	▲					11	41	大口町	▲					7
15	蒲郡市	▲					6	42	扶桑町	▲					7
16	犬山市	△			1			43	大治町	△			2		5
17	常滑市	△			1		11	44	蟹江町	△			1	1	
18	江南市	△				2	3	45	飛島村	△			1		
19	小牧市	△			1	1	6	46	阿久比町	▲					5
20	稲沢市	*						47	東浦町	△			1		
21	新城市	△				1	1	48	南知多町	*					
22	東海市	△			1		10	49	美浜町	*					
23	大府市	△			1			50	武豊町	▲					4
24	知多市	△			1		12	51	幸田町	*					
25	知立市	▲					9	52	設楽町	*					
26	尾張旭市	△			1			53	東栄町	▲					1
27	高浜市	▲					5	54	豊根村	*					

## 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、 これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書(案)

政府の「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」では、「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担の在り方について、骨太2020に向けて検討」として、医療機関の窓口負担引き上げの検討が明記された。

愛知県後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得階層は、住民税非課税の「低所得」区分に該当する人が3分の1を占める現状があり、滞納被保険者数は、2018年速報値で9,834人(対被保険者数割合1.07%)と前年比減少しているものの、1万人近い規模となっている。これ以上の窓口負担割合引き上げや保険料軽減廃止は、受診抑制や保険料未払いの増加を招きかねない。

このほかにも、政府の審議会では「少額受診等に一定程度の追加負担を求めること」や、「金融資産の保有状況も勘案して負担能力を判定する制度」など、高齢者の負担増につながる事項が記載されている。

このため、国においては、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや

### 出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書(案)

2018年4月からの国民健康保険制度改革の目的は、同制度の基盤安定化を図ることにある。そのために国は保険者支援制度など財政支援や、新たな基金造成に加えて、制度移行の保険料(税)の激変緩和措置の活用を市町村に求めている。しかし、他方では市町村が行う決算補填等を目的とした一般会計法定外繰入の削減・解消を求めている。

このような改革は、結果的に市町村や被保険者に新たな負担増を招きかねず、制度改革の趣旨を損ねることにもなる。市町村の自主性を堅持するためにも、国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%あったが、2019年度は37%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠である。

また、国民健康保険法では、「保険者は(中略)傷病手当金の支給その他保険給付を行うことができる」(第58条2項)としており、保険者に委任される任意給付となっている。非正規労働者や女性労働者が増えるもとの、国保に傷病手当・出産手当の予算措置を講じることは、「病気や出産の時に安心して休みたい」と加入者にとっては切実な要求となっている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

1. 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、市町村が保険料(税)を引き上げることをしないよう、十分な保険者支援を行うこと。
2. 国民健康保険に出産手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。
3. 国民健康保険に傷病手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書(案)

公的年金制度は高齢者をはじめ国民が安心して暮らすために、なくてはならない重要な役割を果たしている。しかし、際限のない年金削減制度「マクロ経済スライド」の導入により、2019年度の年金は物価上昇率1%に対し、わずか0.1%増にとどまった。多くの高齢者は少ない受給額を補うために生活を徹底して切り詰め、少ない貯金を取り崩して生活せざるを得ない状況に置かれている。

年金の連続的な引き下げは、医療や介護などの負担が増えるもとの、高齢者の暮らしを直撃するだけでなく、非正規雇用で働く若者や現役労働者など、将来の年金生活者にとっても重大な問題である。

基礎年金は満額でも65,008円で「健康で文化的な生活」にはほど遠い。憲法25条に基づくナショナル・ミニマム保障として、国民が安心できる年金制度となるよう改善を求める。

### 記

1. 年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。
2. 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
3. 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。
4. 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。
5. 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。

以上、地方自治法第99条規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 介護保険制度の改善を求める意見書(案)

「利用料が1割から2割になり、訪問介護とデイケアの利用を半分に減らした。」「特養に入所できず、家族が仕事を辞めて介護」など、新たな介護困難や介護離職が広がっている。

事業所は、介護報酬の大幅な引き下げにより、倒産・廃業する事業所が相次ぎ、地域の介護サービス基盤そのものを大きく揺るがしている。

介護現場では、職員を募集しても応募がなく、人手不足が常態化・深刻化している。原因は、介護職の給与が全産業平均と比べ月9万円低い水準であることや人手不足による過重労働にある。介護の担い手を外国人労働力に求めるという安直な方法ではなく、抜本的な処遇の改善こそ行うべきである。また、介護職員が利用者・家族から受けるパワハラ・セクハラが社会問題化し、厚労省も実態調査を開始するなど対策に乗り出した。セクハラやパワハラリスクがある利用者へは、複数職員で訪問するなどの対応が必要である。介護職員の被害を防ぐためにも、国として対策マニュアルを作成するだけでなく、必要な予算措置を講ずべきである。

高齢化が進展する中で、介護保障の充実はすべての高齢者・国民の願いであることから、以下の改善を要望する。

### 1. 新たな給付削減・負担増は行わないこと。

①訪問介護の回数制限は中止すること。

②現役並み所得者の利用料の3割負担実施を見直し、利用料は1割負担に戻すこと。

③要介護1、2の生活援助サービスを引き続き介護保険で継続すること。

④ケアプラン有料化、補足給付への要件追加、多床室室料の徴収、保険者機能強化推進交付金制度における「調整交付金」活用の方針は、撤回すること。

### 2. 特別養護老人ホームへの入所対象者を要介護1以上に戻すこと。補足給付における資産要件等を撤廃し、2014年法改正以前の要件に戻すこと。

### 3. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。

### 4. 現行の処遇改善加算の改善をはかるとともに、新たにすべての介護従事者を対象とした抜本的な処遇改善策を講じること。消費増税によらない一般財源による交付金方式として実施すること。

### 5. 政府の責任で必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年 〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書(案)

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は50市町村(93%)であり、10市町村では「18歳年度末まで」拡大している。

厚労省の全国の実施状況調査でも、中学校卒業以上の助成を行っている自治体は、入院で96%、通院で89%と、全国的にも中卒まで対象としている市町村は多数となっている(2018年4月1日時点)。

また18歳年度末まで対象としている市町村(通院)も31%まで拡大し、前年比1.1倍となっている。

このような現状を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国民的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書(案)

「この子の為に病気になれない!」「この子と心中を考えたことも」と重度の障害の息子を持つ母親の声がきこえてくる。

母親は何度も手術し、もう介護も限界。

2018年に厚生労働省から国民の約7.4%、約936万6千人が障害者との推計が出され、障害者の高齢化も指摘されている。

障害者権利条約には「第十九条(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とうたっている。

権利条約上、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設なども不足し、多くの障害者が親の介護に依存せざるをえない状況を改善する責務が国には求められている。親に依存するのではなく、障害者が希望する支援を受け、自分らしく暮らせる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

### 記

1. 障害者が24時間365日、安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 福祉職場の人材不足解消のために、加算方式ではなく基本報酬単価を大幅に引き上げること。
4. 前3項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書(案)

子ども医療費助成は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。また、障害者医療費助成・精神障害者医療費助成や後期高齢者福祉医療費助成も、障害者や高齢期の医療を支える大切な施策となっている。これらの福祉医療制度はいずれも、愛知県民にとってかけがえの無い優れた制度である。

各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続するとともに、既に多くの市町村が独自に実施している子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象拡大、ひとり暮らしの非課税高齢者の後期高齢者福祉医療費給付制度への適用など、愛知県の助成対象の拡充が求められている。

愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう要望する。

### 記

1. 福祉医療制度(子ども、障害者、精神障害者、母子・父子家庭等、高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充すること。
2. 18歳年度末までの医療費無料制度を実施すること。
3. 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げること。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象とすること。
4. 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすること。当面、ひとり暮らしの非課税高齢者など後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大すること。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

## 市町村または愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書(案)

国の国民健康保険制度改革では、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国保の「構造的問題」を解決できるのかが焦点となっている。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を2014年度から廃止した。この事業は、県の2013年度事務事業評価調書で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されている。

また、国保運営の都道府県単位化にともない、保険者としての愛知県には、国保の構造的問題解消のために、一層大きな役割が求められる。

したがって、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

市町村または愛知県の国民健康保険に県の事業費補助を行うこと。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

# 2019年・自治体キャラバン要望事項の実施状況チェックシート

※要望事項の実施状況を今年のアンケート回答と、この冊子で確認し、事前にご記入ください。

要望項目\自治体名						
1. 介護	(1)①保険料減免の実施と実績	なし あり	件	なし あり	件 件	
	(3)①利用料減免の実施と実績	なし あり	件	なし あり	件 件	
	(4)特養待機者数	要介護3以上 要介護1・2	人 人	要介護3以上 要介護1・2	人 人	
	(10)①障害者控除認定書発行数 (P56参照)	17年 18年	件 件	17年 18年	件 件	
	(10)②障害者控除申請書又は認定書を送付しているか	申請書 認定書	枚 枚	申請書 認定書	枚 枚	
2. 国保	保険料(税)順位(高い順)(P59参照)		位		位	
	一般会計繰入順位(多い順)(P59参照)		位		位	
	(3)①国保資格証明書交付件数	18年 19年	件 件	18年 19年	件 件	
	納者への差押え (5)②保険料(税)滞	差押え世帯数・件数	17年 18年	世帯 世帯	件 件	17年 18年
		徴収猶予の申請件数・許可件数	(申請) (許可)		(申請) (許可)	
滞納処分停止の適用件数		17年 18年	件 件	17年 18年	件 件	
4. 生活保護	(1)相談・申請・保護開始件数	相談 申請 保護開始	件 件 件	相談 申請 保護開始	件 件 件	
	(4)1職員当たりの担当世帯数	18年 19年	世帯 世帯	18年 19年	世帯 世帯	
5. 福祉医療	(1)子ども医療費助成の対象範囲 (P74参照)	通院: 入院:		通院: 入院:		
6. 子育て支援	(2)②就学援助・生保基準の倍数	生活保護基準額の ( )倍		生活保護基準額の ( )倍		
	(3)学校給食への自治体独自の補助	( )ある ( )ない		( )ある ( )ない		
7. 障害者	(4)介護保険申請を行わない障害者福祉サービスの利用	( )打ち切っている ( )利用できる		( )打ち切っている ( )利用できる		
8. 予防接種	子どものインフルエンザ・おたふく・ロタの助成制度の有無 (P90参照)	( )インフルエンザ ( )おたふくかぜ ( )ロタウイルス		( )インフルエンザ ( )おたふくかぜ ( )ロタウイルス		
	高齢者肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担金額 (P91参照)		円		円	

## 2019年度愛知自治体キャラバンコース表

	責任団体	日程	自治体名	懇談時間	請願	参加人数		団長	事務局長	
						要請団	当局			
第1	年金者組合	10/29 (火)	長久手市	10:30~11:30		20	10	年金者組合 丹羽	社保協 澤田	
			日進市	13:00~14:00		13	13			
			東郷町	15:00~16:00	○	18	11			
	年金者組合	10/30 (水)	愛西市	10:30~11:30		21	12	年金者組合 田中	年金者組合 水野	
			津島市	13:00~14:00		17	11			
			大治町	14:45~15:45		15	14			
	年金者組合	10/31 (木)	弥富市	10:30~11:30		16	8	年金者組合 水野	社保協 武田	
			蟹江町	13:00~14:00		15	15			
			飛島村	14:45~15:45		8	8			
	一宮社保協	11/1 (金)	一宮市	10:00~11:30		47	17	一宮社保協 鈴木	一宮社保協 村瀬	
			稲沢市	13:00~14:30	○	27	12			
			あま市	15:15~16:15	○	12	11			
第2	自治労連	10/29 (火)	清須市	10:00~11:00		15	15	自治労連 林	社保協 渡邊	
			北名古屋市	13:00~14:00		16	16			
			岩倉市	14:45~15:45	○	26	19			
	自治労連	10/30 (水)	扶桑町	13:00~14:00		12	14	自治労連 平野	社保協 西尾	
			犬山市	14:45~15:45		29	8			
	自治労連	10/31 (木)	豊山町	10:00~11:00		8	7	自治労連 平野	社保協 松井	
			小牧市	13:00~14:00		17	18			
	年金者組合	11/1 (金)	瀬戸市	10:30~11:30		31	13	年金者組合 堀	社保協 小松	
			尾張旭市	13:00~14:00		20	12			
			春日井市	15:15~16:15		32	16			
	第3	愛労連	10/29 (火)	東浦町	10:30~11:30		6	8	社保協 西村	愛労連 小松
				大府市	13:00~14:00		16	16		
豊明市				15:00~16:00	○	13	15			
愛労連		10/30 (水)	安城市	10:00~11:00	○	21	12	愛労連 知崎	社保協 澤田	
			東海市	13:00~14:30		24	22			
			知多市	15:15~16:15		14	11			
愛労連		10/31 (木)	武豊町	10:00~11:00		10	12	社保協 小松	愛労連 関	
			半田市	13:00~14:00		20	10			
			阿久比町	15:00~16:00		15	14			
愛労連		11/1 (金)	美浜町	10:00~11:00		11	8	愛労連 竹内	社保協 日下	
			南知多町	13:00~14:00		9	7			
			常滑市	15:30~16:30		18	18			
第4	新婦人	10/29 (火)	豊田市	10:00~11:30	○	23	24	新婦人 肌付	社保協 小松	
			みよし市	13:00~14:00		17	9			
			知立市	15:15~16:15		13	15			
	社保協	10/30 (水)	刈谷市	10:30~11:30	○	18	33	社保協 小松	社保協 渡邊	
			高浜市	13:15~14:15		9	11			
			碧南市	15:00~16:00	○	14	9			
	社保協	10/31 (木)	江南市	10:00~11:00		22	14	愛障協 山口	社保協 日下	
			岡崎市	13:30~15:00	○	31	30			
	社保協	11/1 (金)	西尾市	10:30~12:00		19	25	社保協 武田	社保協 矢野	
			幸田町	13:30~14:30		11	14			
	第5	自治労連	10/29 (火)	新城市	10:30~11:30		9	15	東三河労連 青木	社保協 松井
				豊川市	13:30~14:30		22	13		
蒲郡市				15:30~16:30		9	17			
自治労連		10/30 (水)	豊橋市	10:30~12:00		18	18	自治労連 橋口	社保協 松井	
			田原市	14:00~15:00		10	18			
自治労連		10/31 (木)	東栄町	10:30~11:30		8	7	4団体 伊藤	社保協 西村	
			豊根村	13:00~14:00		9	2			
			設楽町	15:00~16:00		9	2			
第6		社保協	11/8 (金)	名古屋市	14:00~16:00		55	19	社保協 森谷	社保協 小松
	社保協	11/13 (水)	愛知県	14:00~16:00		35	18	社保協 森谷	社保協 小松	

※名古屋市、愛知県の懇談時間は120分

※一宮市、稲沢市、東海市、豊田市、西尾市、岡崎市、豊橋市の懇談時間は90分

## 愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、40年目を迎えました。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約1,000人、当局と議会関係者が合計約750人にのぼります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

## 愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌81年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。82年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2018年の文書回答は、98%の市町村から寄せられ、未回答は豊田市のみです。
- ・各市町村のアンケート回答および文書回答は、愛知社保協のホームページに掲載しています。

## 要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	2000年	2005年	2010年	2012年	2014年	2016年	2017年	2018年
介護保険の保険料独自減免	5%	54%	55%	54%	54%	50%	48%	56%
介護保険の利用料独自減免	8%	35%	44%	39%	39%	39%	39%	37%
住宅改修の受領委任払い	—	10%	70%	76%	78%	80%	82%	76%
福祉用具の受領委任払い	—	7%	51%	61%	65%	67%	69%	69%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	2%	19%	32%	37%	43%	43%	43%	—
障害者控除認定書の発行枚数	—	7,155	29,955	34,778	45,136	56,262	60,990	—
障害者控除の対象者(要介護1以上)	—	—	69%	72%	70%	72%	74%	—
障害者控除認定書・申請書自動送付	—	—	48%	54%	61%	63%	65%	—
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	—	—	16%	74%	100%	100%	100%	100%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	1%	51%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	0%	4%	82%	85%	89%	94%	96%	98%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	0%	1%	51%	76%	78%	87%	91%	93%
☆国保・高額療養費受領委任払い	10%	25%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	—	34%	75%	91%	93%	94%	96%	96%
☆妊婦健診助成回数拡大	—	16%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
文書回答	13%	94%	93%	96%	96%	96%	96%	98%
自治体数	88	68	57	54	54	54	54	54

(注)1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年から9月1日)の実施状況。

2. 「高齢者用肺炎球菌ワクチン」は2014年度に定期予防接種となっている。

3. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは自動払いの推移。2008年からは、愛知県として現物給付に変更し、立替払い自体が不要となった。

4. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。

5. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

6. 2000年～2018年の各年推移は社保協ホームページ参照。

## 要望事項を実施した市町村割合の推移 (愛知自治体キャラバン結果から)

(1%未満は四捨五入)

要望事項	要望開始年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2006年	2008年	2010年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
介護保険の保険料独自減免	1998年	5%	14%	18%	44%	47%	48%	54%	55%	54%	54%	54%	44%	50%	48%	56%
介護保険の利用料独自減免	1998年	8%	15%	25%	32%	36%	37%	41%	44%	39%	39%	39%	39%	39%	39%	37%
住宅改修の受領委任払い	2003年	—	—	—	5%	6%	29%	52%	67%	76%	76%	78%	80%	80%	82%	76%
福祉用具の受領委任払い	2003年	—	—	—	2%	5%	22%	41%	51%	61%	61%	65%	65%	67%	69%	69%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	1994年	2%	5%	13%	14%	17%	24%	26%	32%	37%	37%	37%	43%	43%	43%	—
障害者控除認定書の発行枚数	2002年	—	—	3,768	5,848	5,114	10,466	18,544	29,955	34,778	42,322	45,136	50,017	56,262	60,990	—
障害者控除の対象者(要介護1以上)	2006年	—	—	—	—	—	24%	51%	69%	72%	72%	70%	70%	72%	74%	—
障害者控除認定書・申請書自動送付	2006年	—	—	—	—	—	21%	43%	48%	54%	57%	61%	59%	63%	65%	—
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	2009年	—	—	—	—	—	—	3%	16%	74%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い (現物給付1997年 自動払い2003年)	1997年 2003年	1%	1%	5%	13%	30%	65%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	2005年	0%	1%	1%	2%	3%	6%	54%	82%	85%	87%	89%	89%	94%	96%	98%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007年	0%	0%	1%	1%	1%	2%	30%	51%	76%	78%	78%	85%	87%	91%	93%
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001年	10%	10%	10%	14%	18%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003年	—	—	—	18%	24%	54%	72%	75%	91%	93%	93%	93%	94%	96%	96%
☆妊婦健診助成回数拡大	2003年	—	—	—	11%	14%	21%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
文書回答	—	13%	34%	50%	74%	79%	97%	97%	93%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	98%
自治体数	—	88	88	88	87	87	63	61	57	54	54	54	54	54	54	54

(注) 1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年からは9月1日)現在の実施状況。

2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは「現物給付+自動払い」の推移。2008年に全県で現物給付に変更し、立替払いが不要となった。
3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。
4. 「高齢者用肺炎球菌ワクチン」は2014年度に定期予防接種となっている。
5. 「—」の年は、要望前などの理由で未集約。
6. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。



発行：愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫  
（事務局団体）愛知県社会保障推進協議会／愛知県労働組合総連合  
日本自治体労働組合総連合愛知県本部／新日本婦人の会愛知県本部  
連絡先：愛知県社会保障推進協議会 （〒456-0006）  
名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号  
電話 052-889-6921 fax 052-889-6931  
<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>  
[syahokyo@airoren.gr.jp](mailto:syahokyo@airoren.gr.jp)  
発行日：2019年9月26日